

特許庁委託事業

韓国における知的財産権の仲裁・調停の
現況に関する調査

2017年3月

【執筆】

漢陽大学校法学専門大学院 教授尹宣熙(法学博士)

(監修：ジェトロソウル事務所)

目次

I. はじめに.....	1
II. 訴訟による解決制度	2
III. 裁判外紛争解決手続き(ADR).....	11
IV. 知的財産権専門 ADR 機関による解決	26
V. 知的財産権に係る ADR 機関による解決	83
VI. その他の機関による解決.....	105
VII. まとめ.....	120
[参考資料].....	123

I. はじめに

情報通信の発達により、知識基盤の社会が到来したことを受け、経済取引の対象が有形物から無形物に変わりつつあり、無形物に対する権利の一つである知的財産権の重要性が浮上している。まず、知的財産権とは、発明を保護する特許権、考案を保護する実用新案権、商標を保護する商標権、デザインを保護するデザイン権で構成された産業財産権と著作物を保護する著作権を総称する概念である。このような社会の変化に対応するため、世界各国では相次いで政策を打ち出している。米国は 1980 年代にプロパテント(Pro-patent)政策を実施して産業競争力の強化のきっかけを作った。日本も長引く景気低迷から抜け出すための取り組みの一環として「知的財産立国」の実現という名目の下、1990 年代後半からプロパテント政策を繰り広げている。韓国の場合、早くから知的財産の重要性を広報するために 5 月を「発明の月」に指定した。その結果、近来は世界指折りの特許出願国となった。また、知的財産を活用した新たなビジネスモデルが多岐にわたって増加している。

その一方、知的財産に対する権利意識が芽生え、知的財産権に関する紛争も増えている。特に多様な知的財産権の出現は、その紛争の様相や内容においても類を見ない問題をもたらし、従来 of 紛争解決方法では対応し切れない状況に至った。そのため、韓国の法院では、技術関連の判断を担当する特許法院という専門法院を設立・運営している。一般の法院でも知的財産専担部署を設置して取り組んでいるが、知的財産権に関する紛争は専門性と迅速性が求められる問題であるだけに、容易に解決策が見出せられない場合もあり、裁判外紛争解決手続き(ADR: Alternative Dispute Resolution; 以下「ADR」という)が浮上してきた。

本書では、韓国における知的財産権に関する紛争の解決方法について、訴訟による場合と裁判外紛争解決手続き(ADR: Alternative Dispute Resolution)による場合に分け、まず、訴訟による場合の解決方法についてまとめ、韓国における知的財産権紛争と関連のある ADR 機関を紹介し、最近の動向を把握したい。

II. 訴訟による解決制度

1. 意義

知的財産権に関する紛争を法院に提訴して解決する方法である。特許・実用新案・デザイン・商標(産業財産権)に関する特許審判院の審決に対し、特許法院に審決取消訴訟を提起する方法で、知的財産権の侵害について一般法院に提訴する方法と公正取引委員会の審決に対する取消訴訟を提起する方法がある。

2. 特許審判院の審決に関する訴訟(審決取消訴訟)

(1)特許審判の意義及び性質

産業財産権の出願に対して審査官が下した処分又はその処分によって与えられた特許権に関する紛争を解決するために特許審判院の審判官合議体により行われる特別行政審判のことである。特許に関する紛争の処理には、保護客体の特殊性を踏まえて専門的な技術知識が求められるため、その審理の判断を特許審判院の審判官に委ねている。しかし、審判の客観性と公正性を確保するため、審判の手続きは民事訴訟法上の裁判手続きを多く準用している。

審判の手続きについて形式的に表現すると、特許に関する紛争を解決するため特許審判院の審判官合議体により審理・決定される行政上争訟の手続きと言うこともできるが、事実上特許法院の前審手続きであり、民事訴訟に準じる厳しい手続きを経て判断される準司法的な性質を有している。

(2)審判の分類

審判の請求趣旨が独立している審判であり、審決という形式で判断する独立的審判と、それ自体では独立して審判の対象になれず、独立している本案審判の請求事項に付随する、又は本案審判の請求を前提とする審判である付随的審判がある。独立的審判は大きく決定系審判と当事者系審判で分けられる。決定系審判とは、審判の当事者としての請求人と被請求人が対立する構造を取るのではなく、請求人のみ存在する審判のことである。拒絶決定に対する不服審判(特許法第 132 条の 17)、訂正審判(特許法第 136

条)がこれに当たる。

当事者系審判とは、独立的審判のうち当事者としての請求人と被請求人が存在し、その当事者らに対立する構造を取っている審判のことである。特許無効審判(特許法第 133 条)、権利範囲確認審判(特許法第 135 条)、訂正無効審判(特許法第 137 条)、特許権存続期間延長登録無効審判(特許法第 134 条)がこれに当たる。付随的審判には、審判官の除斥・忌避審判(特許法第 152 条第 1 項)、参加審判(特許法第 156 条第 3 項)、証拠補填審判(特許法第 157 条)、審判費用審判(特許法第 165 条)がある。

(3)審決取消訴訟の意義及び性質

特許審判院の審決又は審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服する場合、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に特許法院に提訴することである(特許法第 186 条第 1 項)。

審決取消訴訟は、訴訟としては第 1 審と言えるが、準司法的行政機関である特許審判院の審決を前提にして、それに対する取消・変更を求める不服申請を取り扱うことから、実質的には控訴審と言える。

当事者は原審決の取消変更を求める中で法令の違反は勿論、実体的判断の過ちを主張する恐れがある上、審決取消訴訟の審理において口述審理主義、弁論主義が適用されること、特許法院は必要な場合、事実関係の確定のために職権審理を行うことができると解釈されていることなどを踏まえると、特許訴訟を事実審であると見られる。従って、特許法院は提出された訴訟資料を基に原審決の当否を検討することができる。

(4)民事訴訟・行政訴訟との関係及び手続きの準用

審決取消訴訟は特許訴訟事件として特許法院が管轄し、特許侵害訴訟は民事訴訟事件として一般法院が管轄している。書類の不受理、手続きの無効、特許権の受入れ、通常実施権の許与に向けた財政に関する不服事件は、行政訴訟事件として行政審判院が管轄している。

特許に関する紛争は特許権が優先的に適用され、特許法に規定がない場合は行政訴訟法が準用される。行政訴訟法にも特別な規定がない場合は、行政訴訟法第 8 条に基づいて民事訴訟法が準用される。

(5) 審決取消訴訟の当事者

① 原告適格

審判の当事者、参加人又は当該審判や再審に参加申請をしたものの、その申請が拒否された者に限って提訴することができる(特許法第 186 条第 2 項)。

また、特許権が共有である場合、共有特許権に関する特許訴訟は、共有者全員に合一確定されるべき固有必要的共同訴訟でなければならないため、共有者全員が原告又は被告になり、提訴時に全員が原告になっていない場合には、弁論終結時までには漏れた共有者について補正しなければならない。

② 被告適格

決定系事件においては、特許庁長が被告適格を有するが、特許の無効審判、権利範囲確認審判、特許権存続期間延長登録の無効審判、訂正の無効審判、通常実施権許与の審判又はその再審の審決取消訴訟は、その審判又は再審の請求人若しくは被請求人が被告適格を有する(特許法第 187 条)。

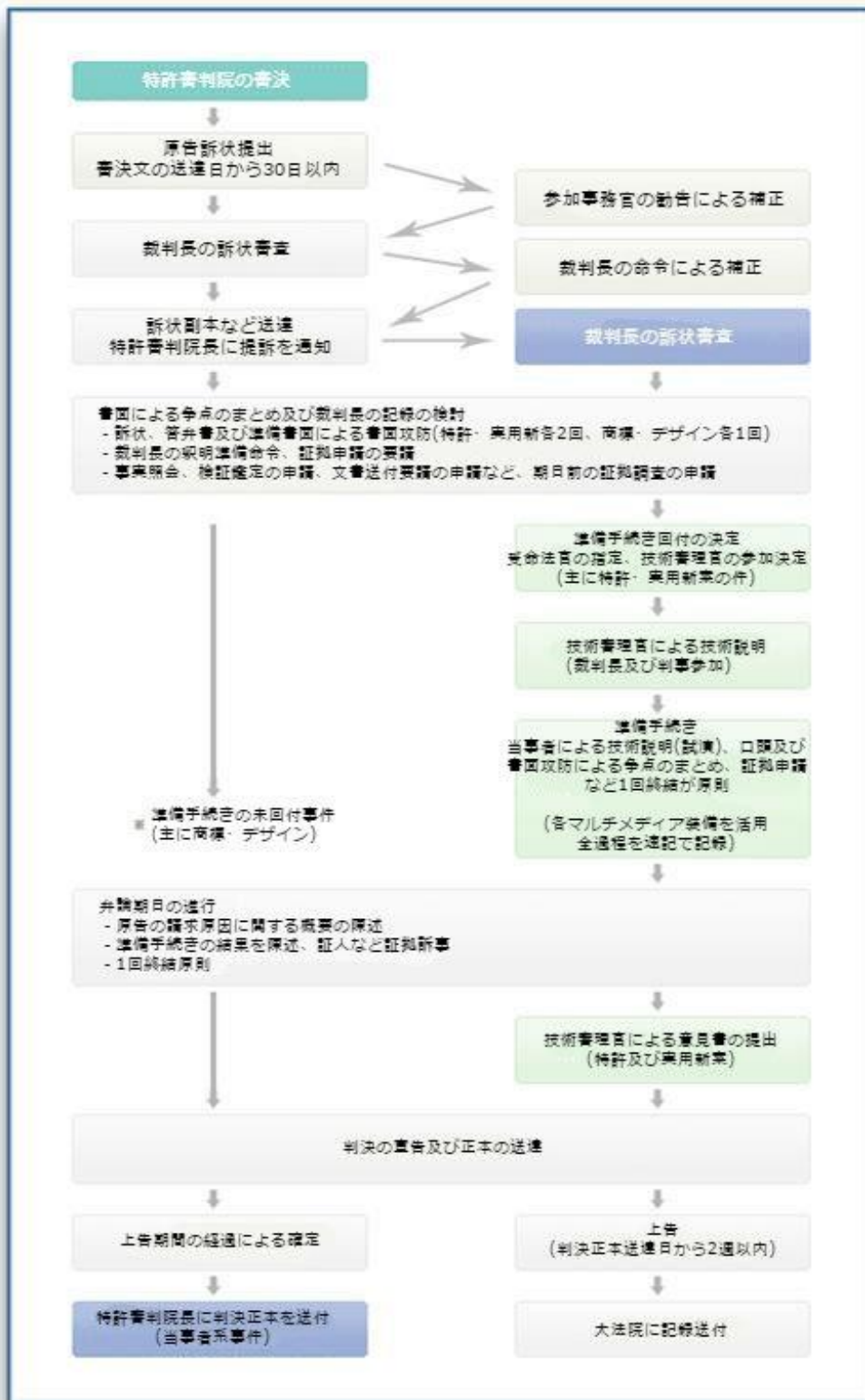
(6) 判決の効力及び不服

特許法院の裁判対象は、特許審判院の審決又は決定である。従って、特許法院の判決は特許審判院の審決又は決定の取消を求める請求であり、原告の請求の理由がなければこれを棄却し、原告の請求の理由があれば審決又は決定を取り消す形を取っている(特許法第 189 条第 1 項)。

特許法院の審決取消判決が確定されれば、特許審判院はその事件を再審理して審決又は決定をしなければならず(特許法第 189 条第 2 項)、この場合、判決において取消の基本となった理由は、その事件について特許審判院を羈束する(特許法第 189 条第 3 項)。従って、特許審判院は、確定判決の取消理由に抵触する審決又は決定を下すことができない。

特許法院の判決に対して不服する者は、大法院に上告できる(特許法第 186 条第 8 項)。従って、法令の違反のみが上告理由になり、事実認定の過誤は認められない。よって、上告審においては原判決の当否を法律的側面から審査するのみで、大法院は原判決を破棄する場合は形成的判断を下し、特許法院の判決が正しいとする場合は上告を棄却する判決を下す。

(7)特許訴訟手続きの流れ図



出所：大法院電子民願ホームページ

(8) 審決取消訴訟の現況

(単位：件)

区分		年度	'10	'11	'12	'13	'14	'15
特許 法院	提訴可能審決		6,195	7,267	6,930	6,816	6,567	6,347
	提訴		973	1,254	1,145	1,044	954	873
	提訴率(%)		15.7	17.3	16.5	15.3	14.5	13.8
	判決件数		992	1,237	1,183	1,025	971	817
	取消判決		211	280	270	214	247	198
	取消率(%)		21.3	22.6	22.8	20.9	25.4	24.2
大法院	上告件数/対象の 特許法院判決件数		367/799	408/1,039	427/972	344/811	284/736	240/646
	上告率(%)		45.9	39.3	43.9	42.4	38.6	37.2
	言渡し		399	369	419	372	315	257
	破棄件数		46	44	36	37	22	17
	破棄率(%)		11.5	11.9	8.6	9.9	7.0	6.06

出所：特許庁、知識財産白書

(9) 審決取消訴訟の訴訟代理人

特許法には訴訟代理に関する特別規定がないため、民事訴訟法の一般原則に従う。民事訴訟法第 87 条においては弁護士の代理を原則としているが、弁理士法第 8 条では弁理士も特許・実用新案・デザイン・商標について訴訟代理人になれると規定している。

3. 知的財産権の侵害に関する訴訟

(1) 意義

知的財産権に関する権利侵害禁止請求訴訟、損害賠償請求訴訟、信用回復措置請求訴訟などの訴訟を指す(非技術的な事件)。

(2) 手続き及び体系

一般法院(地方法院)に提訴することで手続きを開始する。従来は侵害訴訟の第 1 審の結果に不服した場合、第 2 審の管轄法院は高等法院だったが、2016 年 1 月 1 日から施行された改正法院組織法によると、特許権など侵害事件の控訴審を特許法院が管轄す

る(法院組織法第 28 条の 4)。

従って、現行法によると地方法院(第 1 審)→特許法院(第 2 審)→大法院(第 3 審)の手続きで進められる。

(3)法院の管轄

民事訴訟法上、被告住所地の管轄法院に提訴することが原則となっている(民事訴訟法第 2 条)。但し、知的財産権の場合、特別裁判籍が認められる(民事訴訟法第 24 条、2015.12.1.改正)。

①特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、品種保護権の場合(以下、特許権など知的財産権)

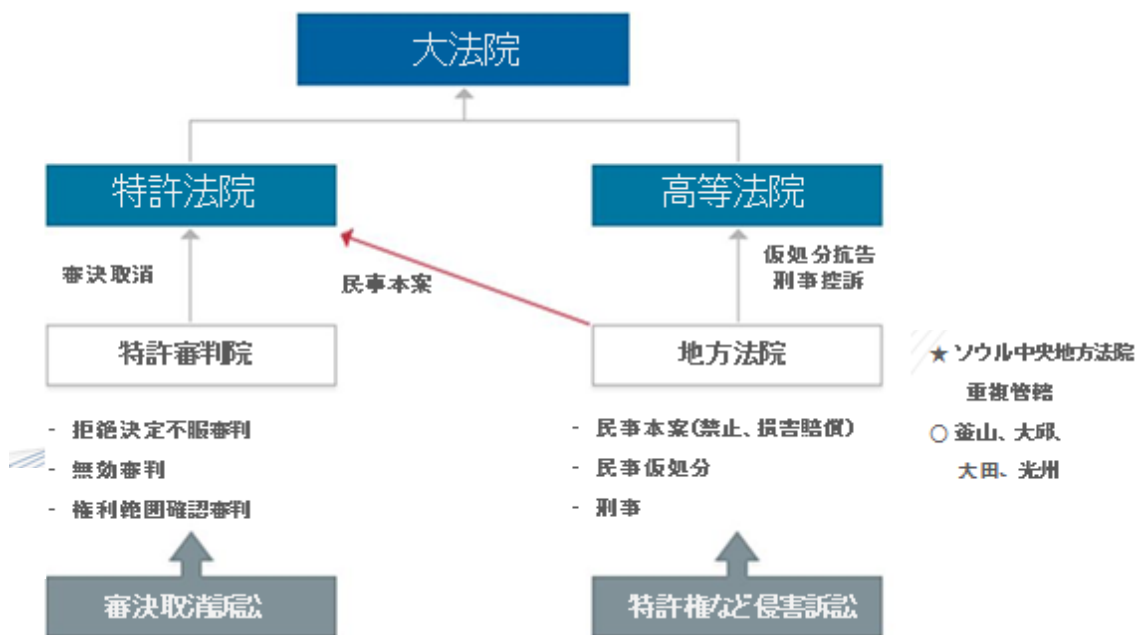
特許権などの知的財産権に関する訴訟を提起する場合、高等法院のある地域の地方法院を専属管轄とする。但し、ソウル高等法院がある地域の地方法院は、ソウル中央地方法院に限定する(民事訴訟法第 24 条第 2 項)。

以上の規定にもかかわらず、ソウル中央地方法院に特許権など知的財産権に関する訴訟を提起することができる(民事訴訟法第 24 条第 3 項)。

②特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、品種保護権以外の場合

高等法院所在地の地方法院でも管轄が認められるが、専属管轄ではない。

(4)特許訴訟の概要



出所：特許法院ホームページ

4. 公正取引委員会の審決に対する取消訴訟

(1)公正取引委員会の意義及び設立目的

独占及び不公正取引の件を審議並びに議決するために設立された国務総理所属の中央行政機関であり、合議制準司法機関である。競争政策を樹立・運営し、公正取引に関する事件を審決・処理する役割を担っている。

公正取引委員会は、事業者の市場支配的地位の濫用と過度な経済力の集中を防止し、不当な共同行為及び不公正取引行為を規制する一方で、企業間の自由な競争と創造的活動を促し、消費者を保護するとともに均衡の取れた国民経済の発展を図ることを目的とする公正取引法第 1 条の趣旨に合わせて経済活動の基本秩序を確立するために立ち上げられた。

(2)公正取引委員会の主な機能

①競争の促進

- 様々な参入障壁及び営業活動を妨げる反競争的規制を改革し、競争制限的な企業結合を規律することで、競争的市場環境を作る。
- 市場支配的地位の濫用行為、不当な共同行為、その他不公正取引行為を禁止し、市場における公正な競争秩序を確立する。
- 政府の各部処において政策を樹立する際、競争の原理が重要な要素として考慮されるよう、政府内に競争原理を拡散する。

②消費者主権の確立

- 消費者に一方的に不利になっている約款条項を是正し、標準約款を普及することで、不公正約款による消費者被害を防止する。
- 虚偽・誇張の表示や広告を是正し、消費者の選択に欠かせない重要情報を公開することで、消費者が正確な情報を基に合理的選択をするよう支援する。
- 分割払い、訪問販売、電子商取引など特殊な取引環境で現れる特殊な類型の消費者被害を防止する。

③中小企業の競争基盤の確保

- 下請け代金の支払い、物品の受取りなど下請け取引において起こる大型業者による様々な不公正行為を是正することで、中小下請け業者の発展基盤を確保する。

-大型流通業者、加盟事業本部などが取引上の優越的地位を利用し、中小店舗、納品業者、加盟店などに行う様々な不公正取引行為を是正する。

-経済力の集中を抑制するため、大企業集団の系列会社間の相互出資、債務保証の禁止、不当な内部取引の抑制制度などを運営することで、大企業の経営システムの問題を是正する。

(3)関連規定

第 35 条(公正取引委員会の設置)

①同法に基づく事務を独立して行うために、国務総理所属下に公正取引委員会を設置する。

②公正取引委員会は、「政府組織法」第 2 条(中央行政機関の設置と組織)の規定による中央行政機関として、その所管事務を推敲する。

第 36 条(公正取引委員会の所管事務)

公正取引委員会の所管事務は、次の各号のとおりである。

1. 市場支配的地位の濫用行為の規制に関する事項
2. 企業結合の制限及び経済力集中の抑制に関する事項
3. 不当な共同行為及び事業者団体の競争制限行為の規制に関する事項
4. 不公正取引行為及び再販売価格維持行為の規制に関する事項
5. 削除<2016.3.29.>
6. 競争制限的法令及び行政処分協議・調停など競争促進政策に関する事項
7. その他法令により公正取引委員会の所管として規定された事項

第 37 条(公正取引委員会の構成など)

①公正取引委員会の委員長 1 人及び副委員長 1 人を含む 9 人の委員で構成され、そのうち 4 人は非常任委員とする。

②公正取引委員会の常任委員と非常任委員(以下、「委員」という)は、独占規制及び公正取引又は消費者分野に経験・専門知識を有しており、次の各号のいずれかに該当する者の中で、委員長と副委員長は、国務総理の提案・要請により大統領が任命し、その他委員は、委員長の提案・要請により大統領が任命・委嘱する。この場合、委員長は国会

の人事聴聞会を経なければならない。

1. 2級以上の公務員(高位公務員団に属する一般職公務員を含む)の職にあった者
2. 判事・検事又は弁護士職に15年以上あった者
3. 法律・経済・経営又は消費者の関連分野の学問を専攻し、大学や公認研究機関で15年以上勤務した者であって、助教授以上又はこれに相当する職にあった者
4. 企業経営及び消費者保護活動に15年以上従事した経歴がある者

③委員長と副委員長は政務職として、その他常任委員は高位公務員団に属する一般職公務員であり「国家公務員法」第26条の5に基づく任期制公務員として保護する。

④委員長・副委員長及び第47条(事務所の設置)の規定に基づく事務所の長は、「政府組織法」第10条(政府委員)の規定にもかかわらず、政府委員になる。

.....

第43条(審理・議決の公開及び合意の非公開)

①公正取引委員会の審理と議決は公開する。但し、事業者又は事業者団体の事業上秘密を保護する必要があると認められる際には、この限りでない。

②公正取引委員会の審理は、口述審理を原則とするが、必要な場合は書面審理に代わることもある。

③公正取引委員会の事件に関する議決と合意は公開しない。

.....

第46条(法違反行為の判断時点)

公正取引委員会が同法に違反となる事項について議決する場合には、その事項に関する審理を終結する日まで、発生した事実を基に判断する。

(4)知的財産権に関する事例：本事例は、2015年3月に尹宣熙著、JETRO ソウル事務所発刊の報告書『特許権行使に関する韓国公正取引委員会の動き』を参照していただきたい。

Ⅲ. 裁判外紛争解決手続き(ADR)

1. ADR の意義及び特徴

(1)意義

ADR とは、Alternative Dispute Resolution という裁判外の紛争解決手続きのことで、裁判に代わる紛争(民事紛争)処理制度の総称である。つまり、国によって強制的に紛争を解決する訴訟手続きに代わって、当事者の意思によって紛争を解決する制度を意味する。これは仲裁・調停・和解で構成されている。同制度は、ある観点から考えると、裁判が登場する前からそれぞれの形で発達してきたものが近來に至って ADR という統合名の下で体系的に運営・研究されるようになった。裁判外という用語からも分かるように、裁判に代替される、又は裁判を補充するという意味を有している。

(2)特徴

ADR の紛争処理方法は、裁判の限界を克服するそれぞれの利点により着実に拡散されている。裁判が厳しい手続きと(形式性の強調)実定法に基づいて冷静に処理し(一刀両断的紛争解決)、3 審制のため時間と費用が多くかかる紛争処理方法である反面、ADR は非形式的で自由な手続きに従って実定法に縛られない柔軟な判断基準を利用しているため、迅速かつ低費用で紛争が処理できるという特徴がある。

2. ADR の種類

(1)仲裁

当事者間の合意(仲裁契約)に基づいて司法上の権利又は法律関係に関する紛争を法院の判決によらず、私人は第 3 者を仲裁人として選定し、その紛争の解決を仲裁人に委ねると同時に、最終的にはその判定に服従することで紛争を解決することである。これは、第 3 者が仲介役となり当事者間の紛争を解決するという点で和解とは異なり、第 3 者の判断が訴訟と同様に強制的効力を持つという点で調停と異なる。仲裁は、その結論(仲裁人の仲裁判定)が訴訟における判決とほぼ同様である点(仲裁法第 35 条)に特徴が

あるが、私人による判断にこのような効力が与えられる点を踏まえると、当事者間に必ず仲裁により紛争を処理するという合意又は契約(仲裁合意)があつて初めて仲裁を利用することができる。国内の代表的な仲裁機関としては、大韓商事仲裁院のほか、弁護士団体であるソウル地方弁護士会が仲裁制度を運営している。

(2)調停

第3者(調停人又は調停委員)が間に立って当事者間に和解を勧告し、当事者らが勧告を受け入れることで紛争を解決することである。強制力がない点が仲裁とは異なり、第3者の介入により当事者間の和解を図るという点が和解とは異なる。調停は、民間の紛争処理機関や行政機関において利用される場合があるが、法院が係わる民事調停又は家事調停制度が主に利用される。民事調停において調停が成立すれば調停調書が作成され、これは確定判決同様の効力を有する(民事調停法第29条)。当事者が勧告案を受け入れず、調停が決裂となった場合であっても調停人は調停に代わる決定を下すことができる上、この決定に対して当事者が異議を申し立てなければ、調停調書同様の効力を有する(民事調停法第34条)。ADR機関の場合も、調停により和解が成立されれば、裁判上和解の効力が与えられるが、法院調停センターがその代表例である。

(3)斡旋

第3者(斡旋人)が当事者らの紛争解決に協力し、当事者間による自主的解決により合意が行われるよう支援・助力する手続きである。結果として成立する和解の効力は、調停と同様である。斡旋や相談は、紛争処理の初期段階において利用されるものであり、仲裁機関においても仲裁又は調停に入る前の段階で斡旋が行われる場合もある。

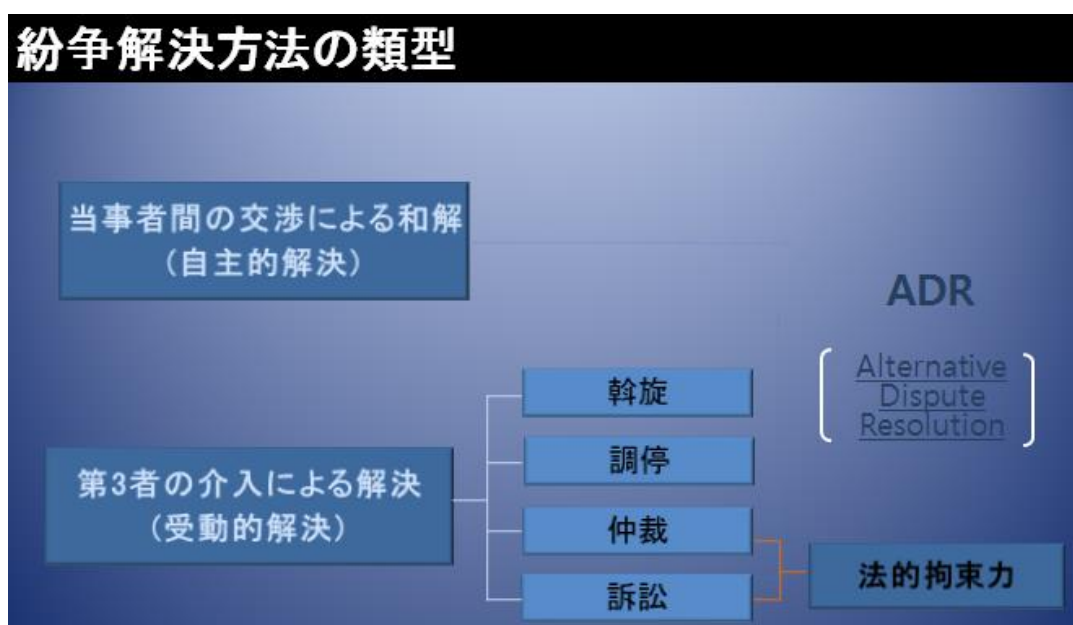
(4)和解

和解は、当事者間の合意により紛争を解決することである。その他紛争解決方法との差異は、第3者が介入せずに当事者自身により紛争を解決することである。和解が成立されれば、司法上の和解契約(民法第731条)或いは裁判上の提訴前和解又は訴訟上の和解として処理される。裁判上和解が調書に記載されれば、それは確定判決同様の効力を有する(民事訴訟法第220条)。さらに、各種ADR機関において行われる和解や調停の場合、言論仲裁委員会の例のとおり、裁判上和解同様の効力を有する場合がある(言

論仲裁及び被害救済などに関する法律第 23 条)。

裁判上和解には、訴訟上和解と提訴前和解がある。訴訟上和解とは、訴訟継続中に受訴法院・受命法官又は受諾判事の前で当事者が訴訟物である権利又は法律関係について相互がその主張を譲歩し、争いを解決する訴訟上合意を指す。和解が成立され、当事者双方の一致した陳述を調書に記載すれば、確定判決同様の効力があるため、和解が行われた訴訟物の範囲内で訴訟は当然終了される。

提訴前和解とは、一般民事紛争が訴訟に発展することを防ぐため、提訴前に地方法院又は市・郡法院の単独判事の前で和解を成立させる手続きを指す。訴訟係属前に訴訟を予防するための和解である点を踏まえると、訴訟係属後にその訴訟を終了させるための和解である訴訟上和解とは区別されるが、その法律的性質、要件及び効力などにおいては訴訟上和解の法理がそのまま適用される。和解が成立されれば和解調書を作成するが、これは確定判決同様の効力を有する。つまり、同一事案に対して二度と争うことはできず、直ちに強制執行の実施が可能となる。



紛争解決方法類型の概要(出所：チョン・ジンソプ弁護士、第 17 回韓国 IPG セミナー、2016.11.29.、知的財産紛争解決の法案－韓国における ADR 実態の発表資料)

3. 代表的仲裁・調停機関

(1)大韓商事仲裁院(後述)

(2)法院調停センター

①設立の背景

民事訴訟の件数が増加し続け、それによる人事問題、公正性問題などを改善するため、2009年民事調停法の改正により調停を専従する法院調停センターを設置した。

②設置の現況

設置日付	設置地域
2009年4月13日	ソウル(中央)
2009年4月20日	釜山
2011年4月18日	大田、大邱、光州
2013年4月15日	ソウル西部、ソウル南部、ソウル北部、議政府
2014年6月2日	仁川
予定	ソウル東部、清州、蔚山、昌原、全州

大法院は、2009年4月13日にソウル地域においてパク・ジュンソ元大法官など8人、釜山地域においてチョ・ムジェ元大法官など3人に対し、初めて常任調停委員を委嘱した。ソウル地域の常任調停委員はソウル高等法院とソウル中央地方法院の調停事件を、釜山地域の常任調停委員は釜山高等法院と釜山地方法院の調停事件を担当する。そのため、大法院は常任調停委員が円滑に調停事件を処理するよう、各地域に「調停センター」を設置したが、ソウルには2009年4月13日、釜山には2009年4月20日に発足した。2011年4月18日には大田、大邱、光州に設置、2013年4月15日にはソウル西部、南部、北部、議政府に設置、2014年6月2日には仁川地方法院にも設置した。さらに、今後ソウル東部、清州、蔚山、昌原、全州にも設置する予定である。

③構成

法院調停センターは、調停センター委員長、常任調停委員、参与官、実務官、職員などで構成されている。

④常任調停委員の役割

常任調停委員は法院に常勤し、調停担当判事から引き渡された事件の調停業務を担当する。常任調停委員は、調停担当判事と同様、最初から調停として申請があった事件だけでなく、まずは正式提訴だったものを担当裁判部が調停手続きに回付した事件も処理する。また、常任調停委員は、単独で調停を行ったり調停委員会を構成して調停することができる。その調停が成立されれば確定判決同様の効力を有する。

⑤常任調停委員の資格

i) 判事・検事・弁護士

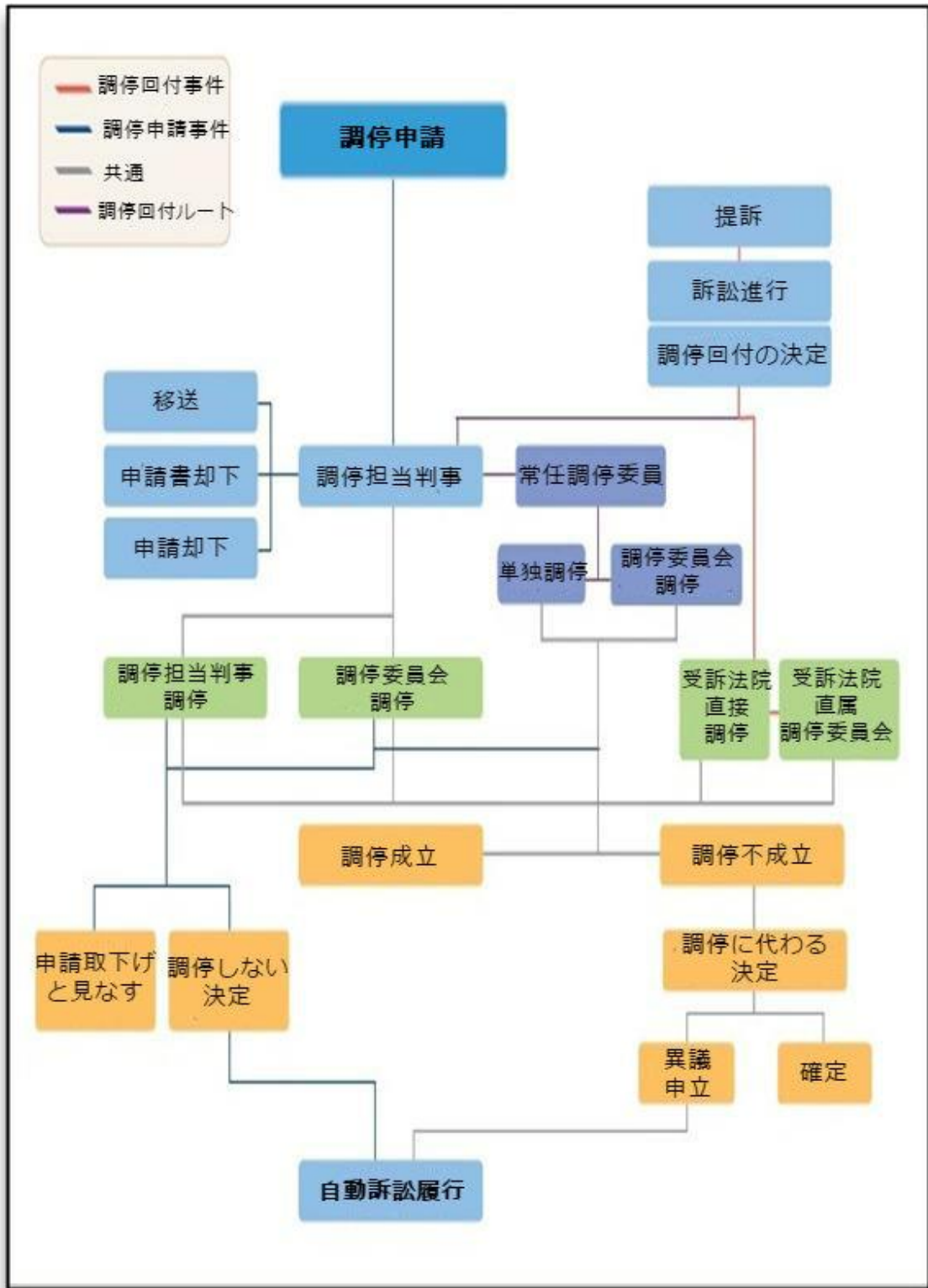
ii) 弁護士の資格があり、国家機関、地方自治体、国・公営企業、政府投資機関、その他法人で法律に関する事務に従事した者

iii) 弁護士の資格があり、公認大学の法律学助教授以上の職にあった者であって、15年以上在職した者

上記の条件を備えた者から、常任調停委員を委嘱する(民事調停法第10条第1項但し書き、調停委員規則第2条の2を参照)。

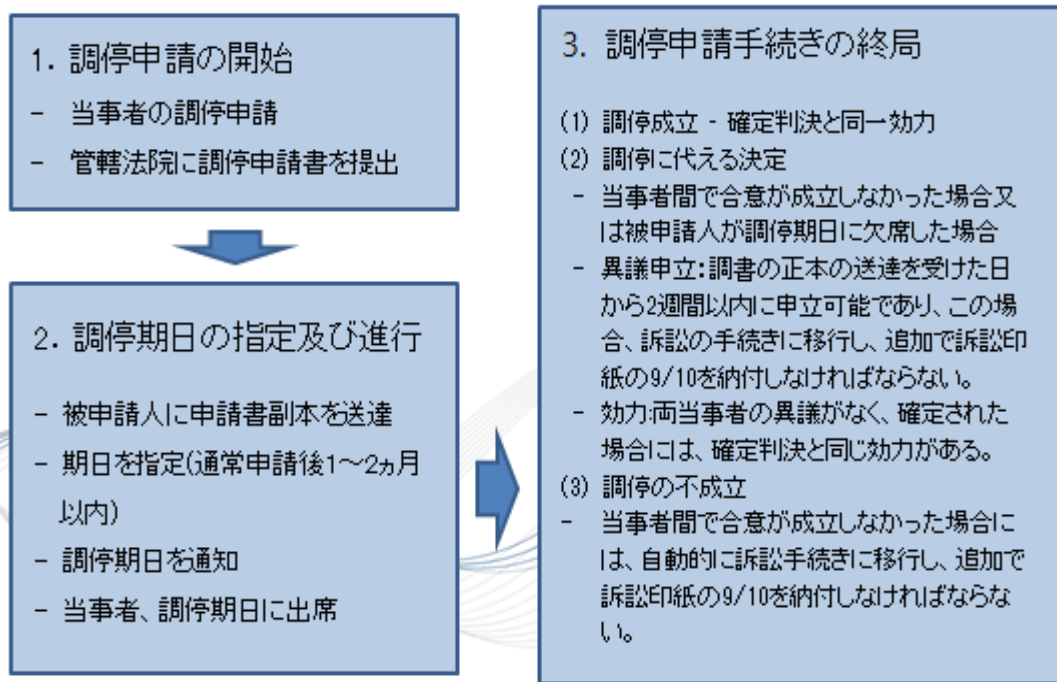
また、委嘱されれば、兼職が禁止される(調停委員規則第2条の3第1項、第2項)。

⑥ 常任調停委員が委嘱された場合の運営概要



出所：法院行政処

⑦調停の詳細手続きの概要



⑧特許法院における調停センターの設置

特許法院においても弁護士 17 人、教授 5 人、研究員 6 人で構成された調停委員会を 2016 年 4 月に設置した。特許権など侵害控訴事件が 63 件受け付けられ、そのうち 8 件を調停回付した。1 件は調停成立、1 件は強制調停成立となった。

区分 年度別	受付件数			処理件数				控訴人 訴訟件数 (勝訴率)	未済 件数	上告 件数 (上告率)
	前期 未済	新規	計	判決	調 停	そ 他	計			
2016.1.1~ 2016.8.31.	-	63	63	6	2	1	9	2 (33.3%)	54	6 (100%)
※8.31.基準										

出所：クァク・ブギユ弁護士、第 17 回韓国 IPG セミナー（2016.11.29.）、知的財産紛争の解決策－韓国特許法院の対処

(3)ソウル地方弁護士会調停・仲裁センター

①設立の背景

国民に対する法律サービスの拡大及び法律救助事業の一環として実施する公益的目的により設立された。

②特徴

2,000 万ウォン以下の小額事件を対象に無料で進行される。

③仲裁人の資格

全員法曹関連の経歴 10 年以上の弁護士で構成されている。

(4)知的財産権紛争における ADR の必要性¹

①知的財産権紛争の特徴

知的財産権とは、産業発展への貢献を目指す産業財産権と文化発展への貢献を目的とする著作権を含むものとして理解されてきた。しかし、産業財産権法は産業発展への貢献を目的とする産業政策的傾向がある法律として、著作権法は著作者の創作を保護する一種の人格的傾向が強い法律として理解されてきたのみで、法律制度の枠内で注目されるものではなかった。ところが、情報社会の到来とともに物の所有と消費を中心とする取引関係は資源に対する活用と生産の概念へその中心軸を移し、情報も一つの経済財として取引され始め、これに対する保護の議論も深まってきた。特に人件費などの生産費用を節約するだけでは、さらなる付加価値が創出できないという限界を克服するために試みられた多様な技術の開発や生命工学などの発達、これを活用する過程において貿易政策の一つとして採択した米国の迅速な対応などは、知的財産権分野に対する関心を誘導した。

このような知的財産権は、知識や情報という無形物をその保護対象とする特徴を有することから、物を前提とした従来の物権からは見られなかった問題をもたらした。つま

¹ ユン・ソンヒ、知的財産権紛争とADR(2003年知識財産21、韓国特許庁)の資料を修正・補完したものである。

り、一つのものを前提とした物権においては、他人を排除せずに自身の物権を主張することができなかったが、無体物である情報の場合、非排他的・非競合的使用ができるため、正当な権利者を迂回する侵害が容易であり、侵害からの救済も容易ではないという問題がある。特に、正当な権利者を物理的に排除しない状態で行われる権利の侵害は、その侵害者すらもあまり罪悪感を持たずに他人の権利を侵害する事態となった。

一方、知的財産権のうち特許権などは、技術を前提としていることから、これに関する紛争の解決においても特殊性が見られる。要するに、紛争が発生したとき、その事案を特定し解決策を示す過程において紛争を解決する者は、問題視される技術を正確に把握しておかなければならないため、法律的知識は勿論、技術的知識も備えている必要がある。また、紛争解決の過程において保護対象となる技術が保護・維持されるべきであることから、技術が公開されないよう努力しなければならず、迅速に変化する技術環境に適応するために迅速で、信頼度の高い紛争解決が求められると言える。伝統的な産業財産権制度は、たとえ多国間枠組みにより統一化の議論が行われていたとはいえ、原則として属地主義的立場にあり、国間の差異を排除することは難しい状況であった。しかし、多国間貿易取引の活発化やインターネットなど情報通信の発達により、国境を越えた知的財産権の紛争が量産化する傾向が強まり、これに対する公正な紛争解決制度が求められている。だが、自国の利益を反映せざるを得ない法院による多国間知的財産権紛争の規律には限界があるという特徴がある。

②訴訟による場合の問題点

伝統的にかつての知的財産権をめぐる紛争、特に特許紛争などの産業財産権の場合、国内における紛争は勿論、国際における紛争においても主に法院に提訴することで解決を図ってきた。しかし、新しい技術環境の変化のなかで従来の訴訟制度だけでは完全な解決が困難になってきた。例えば、小規模の取引が頻繁に行われる電子商取引の場合、紛争が発生した際、あえて法院を通じて多額の費用をかけるケースは少ない。むしろ、被害補償をあきらめる、或いは企業側で自社の信用評価を理由に和解を試みるケースが一般的である。法院を通じて解決するケースであっても、紛争当事者としては法院の選択、又は法院の管轄権などが問題になる場合もある。つまり、電子商取引の過程において紛争が発生した場合、裁判を進めるための法廷地の選択は、インターネット上で発信された情報が世界中でアクセスできる状況に置かれるということを踏まえると、選択可

能な法廷地も無数に増えることになる。勿論、情報の発信者と受信者が両方同一法域にいれば、その法域の法律を行政部や司法部が適用する、又は欠陥がある場合に立法部が必要な立法を進めて解決することができる。しかし、問題は、このような問題に係わっている当事者が相違する法域にいる場合、一国の主権行使のみを検討しては解決されない。また、電子商取引上の紛争解決について現実世界のどの法域にある法院が、法域以外の要素に係わっているオンライン上の事件をどの国の法院で裁判するかという裁判管轄権の問題が発生する。

それだけでなく、急速な技術発展を前に、訴訟による紛争解決という伝統的な制度は限界を露にしつつある。つまり、急速な技術発展により技術及び技術商品のライフサイクルが短縮されており、それに関する紛争の解決は、その実態が正確に把握できる専門知識を前提とした迅速な解決が求められる。例えば、米国の特許侵害事件の場合、第1審の法院が判決を下すまで一般的に3年の時間がかかるが、これは法院に係属中の事件の数が多く、法廷における審理日程の進行が複雑であるためである。しかし、迅速な紛争解決や専門知識を備えた判事による訴訟の遂行という例外的ケースもある。また、高度の技術(発明)を営業秘密として保護するためには、秘密の維持が求められるが、このような営業秘密の紛争が公開された法廷における訴訟遂行としての問題点もある。裁判後の執行も問題視される場合がある。ようやく海外の法院において判決が言い渡されたとしても、再び海外の判決の承認執行手続きを経なければならない煩雑さが残る。特に法院の訴訟による紛争の解決は、歴史的・文化的産物として、各国の事情を反映した裁判という側面を有しており、知的財産紛争に合わない場合が多く、特に今日の技術そのものの標準化だけでなく、保護に関する国際的統一化の議論が行われているため、裁判による紛争の解決には限界がある。

つまり、訴訟による解決の場合、i)専門性の限界、ii)公開性の限界、iii)迅速な解決の限界、iv)柔軟な解決の限界、v)費用の限界、vi)国際的紛争解決の限界などの問題がある。

③ADRの必要性(ADRの順機能)

i)専門性の限界を補う。

知的財産権紛争のうち、特許権を巡る紛争はほとんどが技術に対するものであり、技術の中でも高度な技術であるため一般人によって紛争を解決するより、当該分野に精通

した専門的な知識を持つ者(仲裁人)によって紛争を解決するのがより専門性があると考えられる。仲裁人は、裁判官だけでなく、知的財産権分野の専門性が認められる教授、弁護士、弁理士などが参加できるためである。つまり、ADR では、紛争当事者が自分で希望する専門的な技術に関する知識を持つ者を仲裁人に選定することができるが、訴訟の場合は技術審理官などの制度はあるものの、紛争当事者が裁判官を指定することはできない。特に、仲裁では、選定された仲裁人は当事者が途中で取り下げたり、和解をしたりしない限り、当該事件について判定が下されるまで関与しなければならない。このような点が ADR の特徴といえる。こうしたことから、仲裁人はより多様な分野の専門家を委嘱できるという点で、訴訟に比べて専門性を備えることができる。

ii)非公開で進行される。

韓国における訴訟の手続きは、公開主義が原則(憲法§109)であるため、紛争の発明(技術)が訴訟の手続き中に公開される恐れがある。つまり、発明者(技術者)がその発明(技術)を完成した後、一定の手続きを経て特許権を取得すれば、正当な権原がない第三者がその発明を実施する場合、特許権などの侵害で対応できる。しかし、発明者が発明を完成した後、その発明について特許権を取得せず、営業秘密に保持する中で紛争が発生した場合、法院で解決しようとするときには、裁判の過程でその営業秘密の発明(技術)が公開される恐れがある。これに対し、仲裁などの ADR では、手続きが原則として非公開で行われるため、その発明(技術)が仲裁などの ADR の手続きで公開される恐れはない。

iii)速やかな解決が可能である。

知的財産権は、他の有形物の所有権とは違って権利の存続期間があるため、紛争を速やかに処理しないと権利の存続期間が短縮されるのと同じ結果となる。そのため、迅速性が求められる。しかし、韓国で訴訟によって解決するにおいては、民事訴訟は審理期間が長い上、3 審制を採用しており、1 審で終決される場合もあるが、上告まで行くこともあり、多くの時間が必要となる。上告までの所要時間は、韓国の場合は 2~3 年、日本の場合は 3~4 年がかかるという。しかし、ADR のうち、仲裁は訴訟に比べて迅速に期日を設定することができ、ADR の中で仲裁によって紛争を解決する場合、国内事件は約 6 カ月、国際事件は約 8 カ月かかる。また、紛争の迅速性を最大化するために、

集中審理で審理回収を減らし、予備会議制度を活性化して審理にかかる時間も短縮する。迅速手続きの場合は約 1 カ月かかるとされる。

iv)柔軟な解決を図る。

仲裁などの ADR は、審理や判断において当事者の合意によって使用言語などの手続きで柔軟な対応ができるが、裁判は、定められた手続きや使用言語などは定められた言語(韓国の場合、韓国語)と民事訴訟法による手続きなどに沿ってしなければならない。第 3 国の外国人と韓国人との知的財産紛争の場合には、両当事者が使用できる第 3 国の言語や英語などを使用することができる。

また、訴訟による場合、知的財産権の準拠法である特許法、商標法、デザイン保護法、著作権などに基づいた法理的解釈によって紛争を解決する。しかし、現代社会では、技術の発展速度が速い上、商取引と結びついてさらに複雑な事案が発生しており、これに合わせて準拠法を継続して改正しているが、紛争の解決において柔軟に対処し難い点がある。ADR はこのような部分において準拠法に限らず、当事者間の合意などを通じて様々なタイプの紛争の柔軟な解決を図ることができる。

v)費用の節約が可能である。

訴訟による場合、訴訟代理人の受任料や法院に納付しなければならない印紙など、様々な費用が発生する。しかし、ADR による場合、費用を相当節約できると同時に訴訟手続きによる場合に準ずる結果を得ることができる。

このような点を考慮すると、知的財産権紛争において ADR は必要といえる。

vi)国際的な紛争解決が容易である。

ADR の特徴である柔軟性の一例として、仲裁手続きでは、使用言語が韓国語や英語に限らないため、ドメインネームや商標などの国際的な紛争の処理において、当事者が使用できる言語を採用することができる上、仲裁地も両当事者と関係のない第 3 国を選択して中立的な立場から紛争を解決することができることが挙げられる。また、外国仲裁判断の承認及び執行に関する国連条約(いわゆる、ニューヨーク条約)には、世界の主要国が加盟しており、一定の手続き的要件を満たせば、外国仲裁判断も確実かつ容易に承認及び執行される。

(5) 国外の知的財産権関連 ADR 機関²

多くの法律先進国では、ADR に関する議論と運営が発達しており、法律サービスの全般的な機関だけでなく、知的財産権関連紛争の解決を図る ADR 機関も発達している。知的財産権の保護機関として代表的なものともいえる WIPO(World Intellectual Property Organization)も仲裁調停センター(Arbitration and Mediation Center)を設け活用している。特に、米国の場合は、多様な民間機関が法律サービスの一種類として ADR 機能を行っており、法院と連携される知的財産権 ADR 機関が運営されているなど、司法部との関係においても比較的友好的である。

① ICC

国際間の商業紛争について、裁判によらず仲裁・調停・斡旋などによって円満かつ妥当な解決を図る国際機関であって、取引と投資を促進することによって世界経済に貢献するために 1919 年に設立された。知的財産権に関連して ICC では、知的財産権の保護が国際貿易を促進し、海外直接投資のための環境整備や技術移転を促進するという考えの下、局地的・国際的レベルで知的財産権の保護に取り組んでいる。特に WIPO、WTO、WCO、UNECE、AIPPI 及び LES などの知的財産権関連国際機関と密接な関係を結んで活動している。また、知的財産権審議会(Commission on Intellectual Property)を設け、電子商取引過程における知的財産権紛争など、知的財産権関連紛争を任せている。

② WIPO

1994 年に世界知的所有権機関仲裁・調停センター(WIPO Arbitration and Mediation Center)を設置し、当事者間の知的財産権に関する国際商事紛争の解決に向けた仲裁と調停サービスを開始した。

特に i) 仲裁、ii) 迅速仲裁(expedited arbitration)、iii) 世界知的所有権機関の調停規則に基づく調停、iv) 紛争が仲裁によって解決されない場合、その後続措置としての調停(mediation)などの 4 つの紛争解決手続を運営している。同センターは、WIPO の

² ユン・ソンヒ、知的財産権紛争とADR (2003年知識財産21、特許庁) 資料を修正・補足したものである。

国際事務局(International Bureau)の部署の一つである。

また、同センターでは、紛争当事者の一方の要請がある場合、紛争当事者らが集まって、紛争解決手続きに依頼することについて議論する際に調停者の役割をする斡旋(good offices)サービスも提供している。また、その業務の遂行のために、世界知的所有権機関仲裁審議会(WIPO Arbitration Council)と世界知的所有権機関仲裁諮問委員会(WIPO Arbitration Consultation Commission)の諮問を受けており、付帯事業として関連契約条項の作成に関するアドバイスも提供する。

③米国

米国では、知的財産権と関係して多様な民間団体や法律会社が紛争を処理しており、法院と連携された様々な ADR 機関が発達している。民間機関の代表的機関ともいえる AAA(American Arbitration Association:米国仲裁協会)は仲裁(arbitration)、調停(mediation)、ミニトリアル(mini-trial)など 30 種類以上の手続きを設け、毎年 6 万件以上の事件を処理しており、セミナーなどの教育活動も幅広く展開している。また、調停や仲裁のような伝統的な紛争解決手段とミニトリアル、その他私的法廷で一般人の裁判官によって進められる類似の裁判など多様な ADR が提供されている。

一方、知的財産権の紛争処理と関連して訴訟手続き内に設置されている法院付属型 ADR には、カリフォルニア北部地区連邦法院の早期中立評価(ENE:Early Neutral Evaluation)とミニトリアル(Mini-Trial)などがある。ENE は 1982 年 10 月、カリフォルニア北部地区地方法院の Peckham 首席裁判官が民事訴訟費用を軽減するために工夫したものの一つであって、訴訟が提起されると、法院は直ちに一定の基準に沿って機械的に中立評価手続きに事件を移送し、法院から独立した中立評価人は和解協議を仲裁したり、効率的な事件管理プランを作成する。ミニトリアルは、基本的に企業間の紛争処理を念頭に置いたもので、企業の和解の権限を持つ者が弁護士による簡略な弁論を聞いた後、直接交渉を行うことで解決策を模索することを主な目的とする。1977 年 TRW 社と Telecredit 社間の特許権侵害紛争において、カリフォルニアで使用されたのが最初の事例となり、法律関係と事実問題が複雑に絡み合っている紛争処理に最も適切という評価を受けている。特に、米国の法律家協会が編集した「裁判官向け裁判紛争解決ハンドブック」では、特許権侵害、独占禁止(Antitrust)、不正競争、不当解雇、製造物責任、対政府契約などに適すると紹介されている。

④日本

日本における ADR には、日本弁護士会と日本弁理士会が共同で運営する知的財産仲裁センターがある。同センターは 1998 年 4 月 1 日に業務を開始し、仲裁・調停に関する紛争の解決や JP ドメインネームの登録紛争の解決、法律相談などの業務を主に行っている。

仲裁・調停は、弁護士、弁理士、学者からなる 310 人の仲裁人・調停人候補者で構成されており、そのリストを公開している。特に、弁理士候補者は、専門技術分野ごとに分けて公開し、紛争の内容によって最適の仲裁・調停人を選定できるようにしている。その他仲裁・調停人の補助者リストもあるとされる。

調停人又は仲裁人は、当事者双方の合意によって候補者の中から選任し、又は運営委員会の承認を得て候補者以外の者を選任することもある。

同センターは民間型で、仲裁と判定は判断型に、調停は調停型に分類される。また、仲裁に係る専門機関には、国際商事仲裁協会などがあり、日本特許庁で運営する判定制度も判断型で、行政型に分類されている。その他に法院内で行う民事調停と裁判上の和解は調停型で、司法型に属する ADR に分類される。

IV. 知的財産権専門 ADR 機関による解決

- 1. 大韓商事仲裁院**
- 2. 産業財産権紛争調停委員会**
- 3. 韓国著作権委員会**
- 4. コンテンツ紛争調停委員会**
- 5. インターネットアドレス紛争調停委員会**
- 6. デザイン紛争調停委員会**
- 7. 産業技術紛争調停委員会**
- 8. 中小企業技術紛争調停仲裁委員会**
- 9. 配置設計審議調停委員会**

1. 大韓商事仲裁院

(1)設置の根拠及び目的

仲裁法により設立され(1966年3月22日)、国内外の商取引で発生する紛争を解決又は予防することにより、商取引の秩序を確立して国民の便益を増進することを目的とする。

(2)適用対象

当事者が自由にすることが処分できる(処分権主義-手続きの開始、審判の対象、手続きの終結について当事者に主導権を与えその処分に任せる。)司法上の紛争で、現在又は将来に発生するすべての紛争が仲裁の対象となる。したがって、当事者が自由に処分できない法律関係(刑事事件、非訟事件、強制執行事件、行政訴訟事件など)は、仲裁の対象とならない。

(3)紛争の原因

債務不履行による損害賠償請求権、不法行為による損害賠償請求権、不当利得による返還請求権、事務管理による賠償請求権、債務不存在確認などが紛争の原因になり得る。

(4)要件

仲裁当事者は、行為能力上の欠格事由があってはならない。一般的に自然人と商法上法人が当事者になるが、国家機関又は地方自治体(市・道・郡・区)も商行為の主体として商取引をする場合(例えば、調達庁が物品を購入する場合)には、仲裁の当事者になり得る。

また、紛争自体が現実的に存在しなければならず、仲裁の対象が特定されなければならず、仲裁合意の範囲内に属しなければならぬ。

(5)仲裁人の委嘱基準

仲裁手続きにおいて、当事者間に紛争を解決するために選定された私人の第三者を仲裁人という。仲裁手続きは一審制で終結するため、仲裁判定を下す仲裁人は法院の裁判官のように法律的判断をすることができる能力だけでなく、実体的な取引関係を把握す

ることができる専門的識見も必要となる。仲裁人の任期は 3 年で、毎年 1 回再委嘱対象者を対象に審査をして再委嘱可否を決定し、新しい仲裁人候補者に対する審査を経て新規仲裁人を委嘱する。

仲裁人の資格	
① 法曹界	法曹経歴 10 年以上、法学博士又は外国弁護士資格取得者であって、法曹経歴 5 年以上の弁護士
② 実業界	実務経歴 10 年以上の者であって、上場企業は 3 年以上、非上場企業は 5 年以上役員として勤務した者又は専門職種に 15 年以上又は分野別最上位級資格取得者として 5 年以上勤務した者
③ 学界	大学教授として 5 年以上、博士号取得者として 5 年以上勤務した者
④ 公共・その他専門団体	当該機関で役員に又は博士学位所持者として 5 年以上勤務した者
⑤ 公認会計士、弁理士など	公認会計士、弁理士、税理士、関税士など資格取得者と 5 年以上現職で勤務した者
⑥ 在韓外国人	外国弁護士資格所持者、教授、在韓外国商社乃至貿易関連機関の役員又は代表者として勤務した者、専門職種で 10 年以上勤務した者
⑦ 国外居住者	国内居住者の基準に準じて委嘱する。

(6) 仲裁・斡旋事件の現況

① 仲裁事件の現況

区分 (年度)	2013	2014	2015	2016
事件数	338	382	413	353*

出所：大韓商事仲裁院の協力を得て作成されてものである。 * 2016.12.8 現在

② 斡旋事件の現況

区分 (年度)	2013	2014	2015	2016
事件数	916	916	939	836*

出所：大韓商事仲裁院の協力を得て作成されてものである。 * 2016.12.8 現在

(7)知的財産権関連紛争及び現況

大韓商事仲裁院の対象となる紛争は、あらゆる種類の商取引紛争であるため、知的財産権の種類と関係なく適用が可能である。

①知的財産権に係る仲裁事件の現況

区分(年度)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
事件数	6	2	1	5	5	9	9	14*

出所：大韓商事仲裁院の協力を得て作成したもの

* 2016.年 12.14.現在

②知的財産権に係る斡旋事件の現況

区分(年度)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
事件数	21	26	15	8	6	3	1	3*

出所：大韓商事仲裁院の協力を得て作成したもの

* 2016.12.14.現在

知的財産権に係る紛争は毎年 10~20 件程度である。商事仲裁申請事件全体に占める割合は約 4%と、低くなっている。

※ 知的財産権のカテゴリには、産業財産権、著作権、ドメイン、その他(知的財産権)が含まれる。

(8)仲裁手続き

仲裁事件を判定する仲裁人は、紛争当事者が直接選定し、又は仲裁院で推薦した仲裁人候補の中で選任される。仲裁人は、法曹界、学界、業界など各界の権威者として少なくとも 20 年以上当該分野における経験を持っており、専門知識や信頼性、誠実性、信望、判断力などを備えた者でなければならない。仲裁判定部の構成方法は、以下のとおりである。

①当事者による直接選定方法

当事者間の約定により仲裁人を当事者が直接選定し、又は選定方法を定めた場合、選定通知受領日から 15 日(国際仲裁:30 日)以内に仲裁人から仲裁人就任承諾書を受け取って提出しなければならない。

②事務局による選定方法

仲裁人リストの中から 5 人又は 10 人の候補者を選定して当事者にリストを送ると、当事者は同リストに自分が希望する順位をつけて議長仲裁人とその他の仲裁人欄に番号を記載して候補者リストの受領日から 15 日(国際仲裁: 30 日)以内に返送しなければならない。事務局は、両当事者の順位を集計した後、希望順位が最も高い人(1~3 人)を選定してその人から就任承諾書を受け取る。仲裁判定部が構成されると、仲裁人と両当事者に仲裁人選定事実と第 1 次審理期日を書面にて通知する。

③手続きの流れ図



出所：大韓商事仲裁院

2. 産業財産権紛争調停委員会

(1)設置の根拠及び目的

発明振興法第 41 条第 1 項に基づいて設置された(1995 年)。

第 41 条(産業財産権紛争調停委員会)

① 次の各号の事項に関する紛争(以下「紛争」という)を審議・調停するために、産業財産権紛争調停委員会(以下「委員会」という)を設置する。<改正 2010.6.8.、2015.5.18.>

1. 産業財産権(産業財産権の出願を含む)
2. 職務発明
3. 営業秘密(技術上の情報に関する営業秘密のみをいう)

産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、職務発明及び営業秘密に関する紛争を各界の専門家で構成された紛争調停委員会を通じて迅速かつ経済的に対応し、当事者間の円満な解決を誘導するために設置された。

(2)適用対象及び要件

産業財産権、職務発明、営業秘密(技術上の情報に関する営業秘密)が対象となり、仲裁当事者は、産業財産権登録権利者、損害賠償請求権者、実施権者、職務発明者、その他利害関係人である。

(3)調停委員の資格基準(発明振興法第 41 条第 3 項)

第 41 条(産業財産権紛争調停委員会)

①(省略)

②(省略)

③委員会の委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中で特許庁長が委嘱し、委員長は特許庁長が委員の中から指名する。

<改正 2010.1.27.、2010.6.8.、2015.5.18.>

- 1.特許庁所属の公務員で3級の職にあり、又は高位公務員団に属する公務員である者
- 2.判事又は検査の職にある者
- 3.弁護士又は弁理士の資格を有する者
- 4.大学で助教授以上の職にある者
- 5.「非営利民間団体支援法」第2条による非営利民間団体で推薦した者
- 6.その他に第1項の各号の事項に関する学識や経験が豊富な者

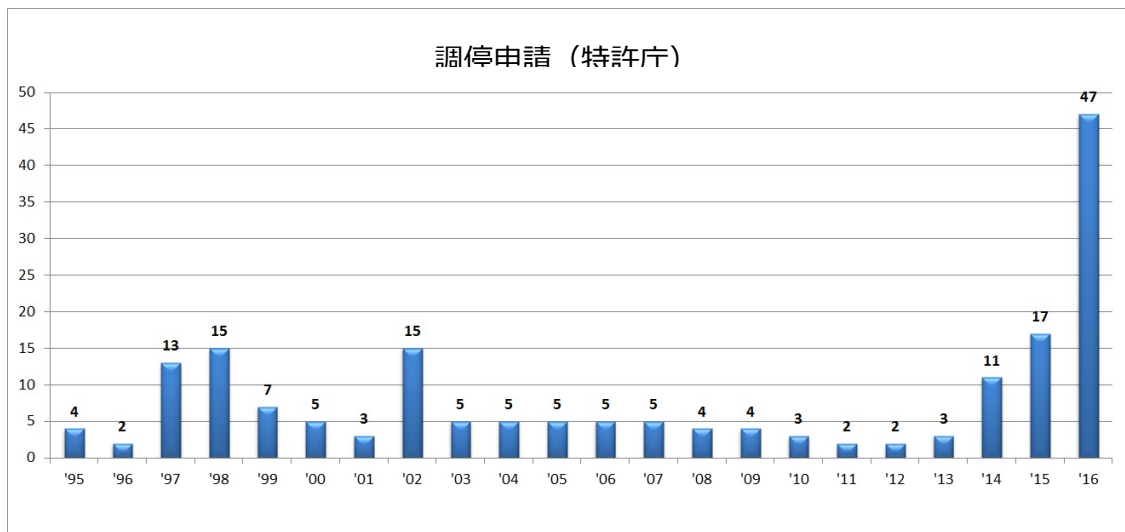
(4)産業財産権関連の紛争処理の現況

(単位：件)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
申請	3	2	2	3	11	17	47*
成立	-	-	2	2	2	8	
不成立	3	2	-	1	9	9	

出所：特許庁資料

* 2016年11月現在



「産業財産権紛争調停委員会」の年度別調停申請受付件数

出所：韓国特許庁

過去7年間(2010~2016年)紛争調停を申請する事件数が増加しており、調停成立率も増加傾向となっている。

<関連報道資料>

産業財産権紛争調停申請、最近急増中（記事の出所：韓国特許庁） 2016.12.23

近年、特許、商標、デザイン等の産業財産権に関連する紛争の増加に伴い、これを当事者間の対話と合意を通じて解決する産業財産権紛争調停申請が増加している。

特許庁の産業財産権紛争調停委員会は1995年の設立以来、2016年11月まで計182件の産業財産権紛争を受付・処理した。2013年まで平均5件に過ぎなかった申請件数は2014年11件、2015年17件、2016年47件へと、急激に増加した。

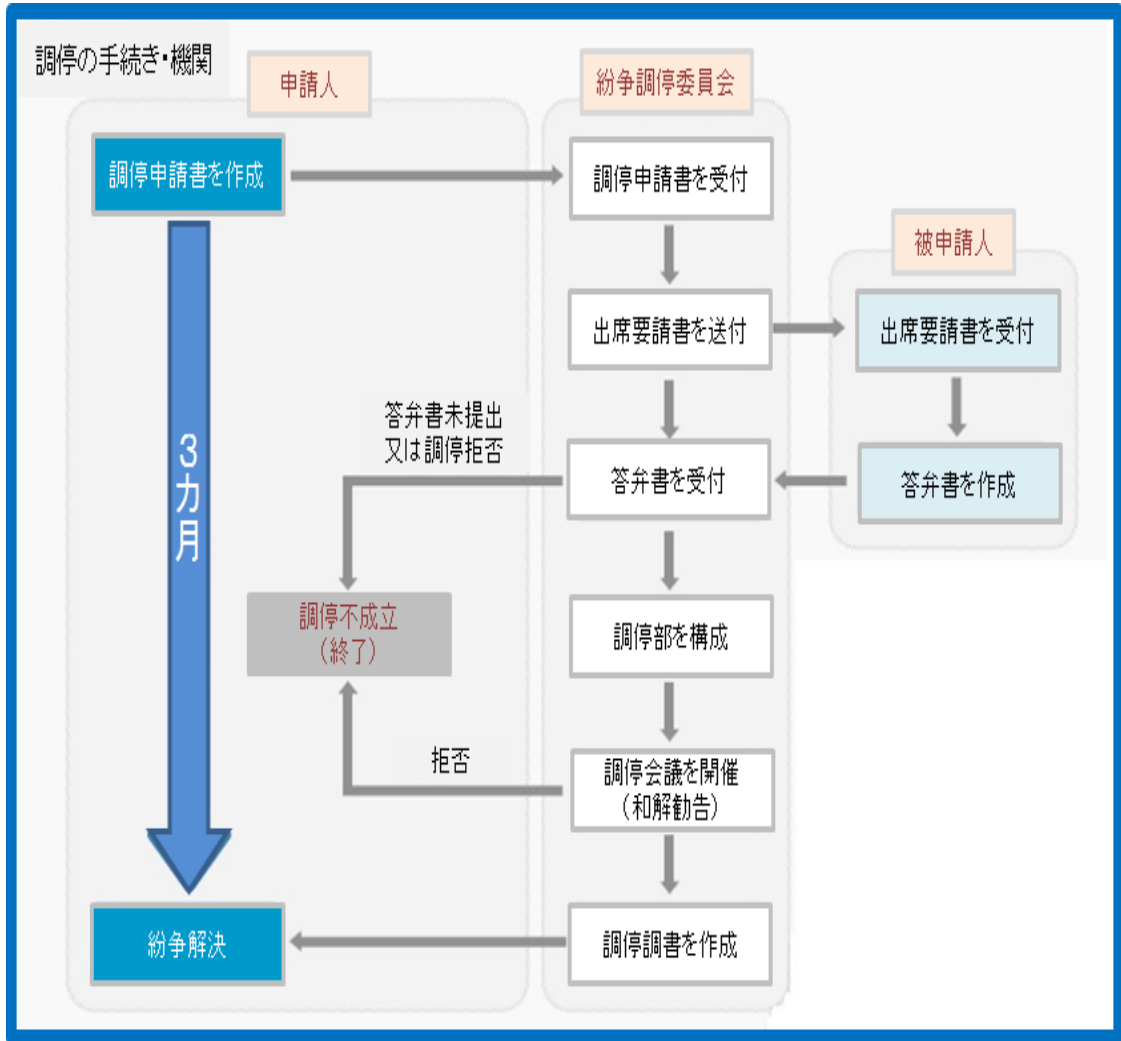
最近、紛争調停委員会では、特許権、商標・デザイン権の侵害によって侵害中止や損害賠償を要求したり、専用実施権契約に関する契約内容の不履行等で長期間続いていた紛争を調停によって短期間で解決している。

一例として、ファッションアクセサリーを生産するA氏が特許権侵害を理由にB氏を相手にした紛争調停を申請した事例がある。双方は、刑事告訴及び特許無効審判を進行中であって、相当な費用と時間がかかると予測されたが、産業財産権紛争調停委員会を通じて、調停案を導き出して訴訟と審判ともに取り下げ、双方が満足する補償金を支給することで調停が成立した。

特許庁は2017年から産業財産権紛争調停委員会の運営事務局を設置し、調停委員の拡大、1人調停制度の導入等、制度改善を通じて産業財産権紛争調停制度をさらに活性化させる計画だ。

チェ・ドンギョ特許庁長は「産業財産権紛争調停制度の利用には費用がかからず、3カ月以内に調停手続きが終了されるため、産業財産権関連紛争を低コストで速やかに解決することができ、国民に有用な制度だと思う。同制度についてより多くの国民の理解を深めるとともに委員会を合理的に運営できるように最善を尽くす」と述べた。

(5) 手続きの概要



出所：産業財産権紛争調停委員会

3. 韓国著作権委員会

(1)設置の根拠及び目的(著作権法第 112 条第 1 項)

第 112 条(韓国著作権委員会の設立)

① 著作権とその他にこの法によって保護される権利(以下この章で「著作権」という)に関する事項を審議し著作権に関する紛争(以下「紛争」という)を斡旋・調停し、権利者の権益増進及び著作物などの公正な利用に必要な事業を遂行するために韓国著作権委員会(以下「委員会」という)を設置する。<改正 2016.3.22.>

(2)適用対象及び要件

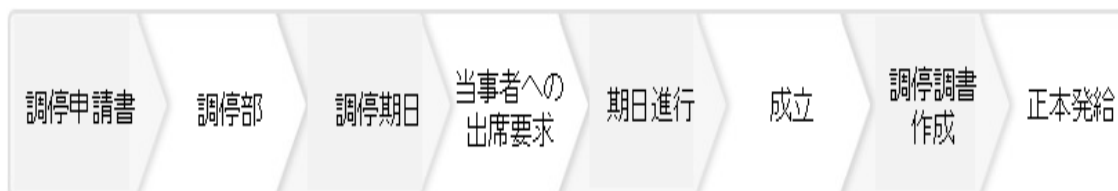
著作権とその他に著作権法によって保護される権利に対する適用が可能であり、仲裁当事者は著作権に係る権利者及び利害関係者である。

(3)委員の資格基準(著作権法第 112 条の 2 第 2 項)

第 112 条の 2(委員会の構成)

- ① 委員会は委員長 1 人、副委員長 2 人を含む 20 人以上 25 人以内の委員で構成する。
- ② 委員は、次の各号の人のうち文化体育観光部長官が委嘱し、委員長と副委員長は委員の中から互選する。この場合、文化体育観光部長官はこの法によって保護される権利の保有者とその利用者の利害を反映した委員の数が均衡を成すようにしなければならない。分野別の権利者団体又は利用者団体などに委員の推薦を要請することができる。
1. 大学又は公認された研究機関で助教授以上又はこれに相当する地位にあり、若しくはあった者であって、著作権関連分野を専攻した者
 2. 判事又は検査の職にある者及び弁護士資格を有する者
 3. 4 級以上の公務員又はこれに相当する公共機関の職にあり、又はあった者として著作権又は文化産業分野に、実務経験がある者
 4. 著作権又は文化産業関連団体の役員の職にあり、若しくはあった者
 5. その他著作権又は文化産業関連業務に関する学識や経験が豊富な者

(4)調停手続き及び流れ図



- ① 調停の申請をするためには、まず申請の趣旨と原因を明確にした調停申請書と調停費用を委員会に提出する。
- ② 調停申請書が受け付けられれば、委員長が担当調停部を指定して調停するように移送し、担当調停部は、調停期日を決め当事者に出席要求書を発送する。
- ③ 調停部長は、必要な場合は当事者又は利害関係者の出席を要求し、又は証明書類の補完・提出を要求することができ、証人、書証、検証、鑑定などの方法により証拠調査を実施することができる。調停は、調停部長が必要と認めた場合を除いては原則として非公開となる。
- ④ 調停期日に本人が出席することが難しい場合には、代理人を選任することができるが、その場合、調停代理許可申請及び調停委任状を作成して提出しなければならない。
- ⑤ 当事者を代理することができる者は弁護士、支配人、法定代理人、その他法律上訴訟代理権がある者を除いては調停部長の許可を受けた者に限り、資格と権限を書面にて証明しなければならない。
- ⑥ 調停処理期限である3ヵ月以内に第1次又は複数回にわたる調停期日を進行する。担当調停部は申請人と被申請人が出席した場合、双方の陳述を聞き積極的に紛争に介入して合意が成立するように努力し、調停期日における当事者及び利害関係者の陳述は書面又は口述で行う。
- ⑦ 調停部は、当事者間の意見に加え調停案を提示し、受諾を勧告する。

(5)著作権関連の年度別紛争処理現況

①図表



出所:韓国著作権委員会

②種類別現況

単位:件

種類	年度						
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
語文	10	18	26	17	23	19	12
音楽	3	6	1	13	4	1	6
芝居	1	0	0	0	1	0	0
美術	7	12	11	1	6	8	18
建築	0	0	0	0	0	0	0
写真	11	7	7	4	5	73	1
映像	0	2	5	0	5	0	3
図形	0	1	2	0	1	0	0
編集	16	8	19	33	33	20	30
2次的	1	0	0	0	0	0	0
コンピュータプログラム	2	1	0	0	1	1	2
著作隣接物	4	7	11	10	22	8	11
データベース	0	0	0	0	0	0	0
総計	55	62	82	78	101	130	83

出所:韓国著作権委員会

2009年から2015年までの紛争処理件数は全般的に増加傾向にあり、著作物の種類別に見ると、語文、美術、写真、編集に係る紛争調停申請件数が多くなっている。全体的な現状を見ると、今後著作権関連紛争の解決において、韓国著作権委員会による紛争調停を利用するケースがさらに増えるものとみられる。

(6)著作権関連紛争の調停事例 1³

-ペット用品製品写真の盗用紛争

①事件の概要

両当事者らは競争関係にあるペット用品専門のインターネットショッピングモールを運営しており、申請人は新しい事業アイテムのインターネットショッピングモール事業のために自分が運営していたオフライン上のペット用品専門店をインターネットショッピングモールに転換した。この過程で申請者は、スタジオを設け各種装備を購入して良質の製品写真を制作し、これを利用してペット用品専門のショッピングモールをオープンした。

被申請人は、申請人が独自製作して使用中のペット用品関連写真 24 枚を申請人の許諾なしに、同一製品の販売に使用し、さらに、被申請人の提携会社にもこれを利用するように提供した。

これを受け、申請人は被申請人の著作権侵害によって物質的かつ精神的に大きな被害を受けたと主張し、損害賠償金と慰謝料を合わせた金額の賠償を求める内容の調停を申請した。

②当事者の主張

申請人：インターネットショッピングモール事業の特性上、その事業の運営においては、何より良質の写真イメージの創作と管理が不可欠であり、これはスタジオで撮影された良質のイメージの製品が主に販売されていることから証明される。そのために、最初ホームページや写真イメージの制作のために一千万ウォンを超える装備を購入し、多くの時間と努力を投資した。また、ペット用品のショッピングモールにおける激しい競

³ 著作権紛争の調停事例（韓国著作権委員会）の資料を要約したものである。

争が始まることに伴い、後発業者らは問題となった写真を盗用して利用した。

被申請人：申請人の写真について、申請人の許諾なしに利用した事実は認める。ただ、誰でも簡単に撮ることができる単純な製品写真は、著作権法が保護する著作物と思わない。また、著作権法で保護されるとしても、これを侵害するという故意は全くなかった。さらに、他の業者に使うように許諾した事実はなく、現在インターネットショッピングモール業界の慣行上、多くの写真が混用され使用されている点などを十分に考慮する必要がある。

③事案の検討

本事案において、被申請人の最初から故意又は悪意を認めがたい部分がある。
一方、事案で被申請人が主張する広告写真の著作物性の有無について、以前問題になったハム製品の写真の著作物性と関連して判例が著作物性を否定したが、その事件の場合は、基本的に本調停申請件とは事実関係の違いがあるだけでなく、たとえ同じ製品の広告写真であっても、カメラの撮影方法によって単純に被写体を撮影したとは見がたい部分がある。

むしろ、インターネットショッピングモールの特性上、消費者に購買欲を高めるための撮影者個人の多様な個性的表現と創作性が多く反映されたとみる余地が大きい。

ただ、申請人側の主張とは違って、製品の広告写真の場合、専門写真作家の場合にも正常使用料があまり高くなく、被申請人の侵害による利益の立証も難しう上、利用態様の面でも写真著作物の直接使用ではなく、インターネット上のショッピングモールの運営に利用され、被申請人が十分に謝罪の意思を表明した点などを考慮しなければならない。

このような事実関係をもとに、一般製品の広告写真の正常使用料を若干上回る水準で和解することを勧告する。

④調停の結果

この調停は、両当事者が調停部の勧告案を受け入れ、次のような内容で成立された。

- 被申請人は申請人に対し、申請人が指定するオンライン入金口座〇〇銀行に〇〇万ウォンを〇〇. 〇. 〇まで支給する。もし、上記支給金を延滞した時には、年〇割〇分

の利率による金額を加算して支給する。

- 申請人は、上記金銭を支給されると同時に、本件に関連して一切の民事・刑事上の責任を問わない。
- 調停費用は各自負担する。

(7)著作権関連紛争調停の事例⁴

-アマチュア作家が撮った写真の無断使用と賠償範囲-

①事件の概要

申請人は、写真撮影が好きなアマチュアの写真作家で、時々旅行をし趣味で写真を撮って個人のホームページを通じて一般に公開するなど、写真クラブで活発に活動してきた。クラブ活動の一環として200×年冬、スキー場で自分の息子と友達の息子3人を撮った写真を申請人のホームページに載せた。

被申請人の株式会社は、スキー関連用品を製作・販売する中小企業で、本格的なスキーシーズンに備えていたところ、たまたま申請人の写真をホームページから見て、申請人の許諾なしに被申請人のスキー用品の新製品に合成した広告写真を制作して200×年○月から○月までの3カ月にわたってスキー用品専門誌「○○スキー」に掲載した。被申請人株式会社の広告写真は、本件著作物と被申請人側のスキー用品が合成されたもので「○○スキー」の1面（菊倍版）に掲載され、この中で事件の著作物は全面の約1/3ほどの大きさに下段に掲載された。

このような事実を友達から偶然聞いた申請人は、アマチュア作家として純粋に撮った自分の写真が商業的目的で利用されたのはもちろん、自分と友達の息子の写真が利用されたという事実に憤慨し、内容証明郵便を送って損害賠償と公開謝罪、そして出版物を回収して廃棄処分することを要求した。

しかし、被申請人株式会社は、自分の過ちは認めるが、中小企業の都合上すでに出版され配布された雑誌を回収するのはかなりの費用がかかるため、現実的に不可能に近い過度な要求だとし、申請者側の要求を受け入れなかった。

さらに、申請人の写真を利用したことで実質的に売上が増加するなど、利益につなが

⁴ 著作権紛争の調停事例（韓国著作権委員会）の資料を要約したものである。

ったという事実関係もはっきり明らかになっていないという主張を掲げて抗弁し、最終的に関連分野のプロのモデルを利用した一般広告の製作料水準の和解金を提案し、申請人はこれを受け入れず、調停を申請した。

②当事者の主張

申請人：被申請人株式会社の行為は、最初から故意をはらむ非常に悪意的な行為だと思う。また、当該写真の利用による収益は全くなかったと主張しているが、〇カ月間雑誌広告を掲載する間、すでに相当な売り上げの増加などの収益があったという事実は誰もが分かる。特に、今回の調停で問題となった写真は友達と私の子供たちの写真で、撮影当時、子供たちを素材に選び、構図の設定やカメラ角度の設定、現像及び印画など、最高の作品を作るために相当な努力をし、作品の完成度の面でそれなり最高の作品と考えたからクラブを通じて写真を公開したのである。さらに深刻な問題は、このような侵害事実を知らずにいる間、他のクラブ会員らや知人からアマチュア作家が商業用に、それも自分の子をモデルにして儲けようとしたと誤解され、結局相当な名誉毀損と精神的な傷を負った。写真に対する財産上の損害については、どのような方向であっても受け入れる意思があるが、子供たちの写真の商業的利用に対する名誉に係る肖像権については、十分な賠償を受けなければ決して合意できない。

被申請人：申請人の写真に対する無断使用事実は十分に認め、基本的に誠に遺憾であり、十分に謝罪をしたと思う。

一般的に関連分野の広告写真に利用されるプロのモデルの場合にも、広告一本当たりのモデル料は〇〇ウォン程度で、それは子供たちをモデルに使用する場合にも大きな違いがないのが市場の現状だ。したがって、このようなプロのモデルを利用した製作の場合にも一本当たりの制作費が最大〇〇万ウォンを超える場合はほとんどない。また、申請人は本写真の広告利用で直接的な売り上げの増加など、相当な利益を得たと言っているが、本格的なスキーシーズンに備えあらかじめ広告をしたのであって、実質的に販売に大きな影響を与えたり、昨年に比べ売上額が増加するなど、現実的な利益はほとんど発生しなかった。申請人は最初から相当な悪意を持っていたと主張するが、侵害に対する故意はまったくなく、偶然インターネット上に公開された被申請人の写真が本社が構想するコンセプトと合ったためこれを使用したに過ぎない。写真利用時に不注意だったた

め権利関係を確認しなかったのは確かに問題だが、インターネットというスペースで多くのイメージがお互いに共有される現在の慣行も十分に考慮されなければならない。

③事案の検討

まず「写真著作物は、被写体の選定、構図の設定、光の方向と量の調節、カメラの角度の設定、シャッターの速度、シャッターチャンスのキャッチ、その他の撮影方法、現像及び印画などの過程で撮影者の個性や創造性が認められれば、著作権法により保護される著作物に該当する。」という大法院の判例(大法院 2001.5.8.言渡し 98 ダ 43366の判決を参照)などに鑑みると、申請人の写真が著作権法の保護を受ける著作物であることは、相当部分疑いの余地がない。

つまり、本件著作物において、申請人は子供たちを素材に自然な姿を撮るために雪が降っている雪原を背景に構図を設定し、光の方向と量の調節、カメラの角度の設定、シャッターの速度、シャッターチャンスのキャッチはもちろん、子供たちの瞬間的な動きと顔の表情などを捉えることによって、自分の思想や感情を創作的によく描写したとみられる。したがって、申請人が本件著作物を被申請人の許諾なしに利用した行為は被申請人の写真著作権を侵害する行為に該当するとみなすことができる。

申請人が主張する肖像権と関連し、肖像権は実定法上の権利ではないが、憲法第 10 条の「幸福追求権」と第 17 条の「プライバシーの秘密と自由」に基づく人格権であって、通常「人の顔又は姿をその本人の意思に反して撮影又は公表され、営利的に利用されない権利」と定義される。

したがって、特定人の肖像、名前、声などを広告などに無断で利用した場合、これは肖像権を侵害する行為になる余地がかなりあり、このような行為は基本的に民法第 751 条によって慰謝料の支給義務が発生するといえる。

本件の場合にも、被申請人株式会社は、事前に申請人のいかなる同意なしに写真に写った肖像を雑誌の広告に利用したため、申請人の子供を含む 3 人の肖像権を侵害しており、これについては相当な慰謝料を支給する義務がある。

但し、肖像権の侵害による損害額を算出するとき、有名人と違って肖像の財産的権利の概念がない一般人の場合は、肖像の利用事例から損害額を算定することは容易ではなく、肖像の利用による当事者らの精神的苦痛の程度などを考慮して判断するのが妥当といえよう。

被申請人の子供を含む 3 人の肖像が商業広告にいかなる同意なしに利用されたのであれば、当事者らが経験則上相当な精神的苦痛を受けたとみることができるため、申請人はこれを金銭で賠償する義務があり、その金額を算定するに当たっては当事者らの年齢や申請人の広告を収録した雑誌の製作数量及び配信規模など、諸事情を考慮しなければならぬ。

一方、損害賠償額の判断において、本件の場合、被申請人が本件著作物を侵害することによって得た利益額を算出することが困難な以上、本件著作物を利用することによって得た利益額を基準に申請人の損害額を算出するのは困難だと判断される。

したがって、申請人が権利行使によって通常得られる使用料程度の金額、具体的には申請人が正常に本件著作物を会社の製品広報のための雑誌広告に利用することを許諾したならば得られたはずの使用料を考慮して損害額を算出するのがより合理的なものと考えられる。

④調停の結果

調停の両当事者らは、被申請人が申請人に金百万ウォンを 200×年○月○日まで支給し、延滞時年 2 割 5 分の利子を加算し、申請人はこの金額を受け取ると同時にこの件に関する一切の民事・刑事上の責任を問わず、調停費用は各自負担するという内容に合意し、調停が成立した。

(8)著作権に関する紛争調停の事例 3⁵

-著作物の利用許可要請後の無断利用に対する侵害判断-

①事件の概要

申請人株式会社は、インターネットのホームページを専門的に製作する会社で、観光関連公共機関で実施する「○○山の観光案内サイトの製作事業」を 200×年○月受注した経緯がある。これによってホームページの製作作業をしていた時、偶然○○山の専門写真作家である被申請人が運営するホームページがあることを知って、被申請人株式会社は、申請人のインターネットサイトを訪問して複数の写真の中で○○枚をダウンロード

⁵ 著作権紛争の調停事例（韓国著作権委員会）の資料を要約したものである。

ドし、ホームページの制作を完了した。但し、その過程で申請者株式会社は、被申請人に写真の利用を許諾することをメールや被申請人のホームページの掲示板を通じて要請したが、被申請人からいかなる回答も得られなかった。

一方、被申請人は30年以上〇〇山の風景写真を専門的に撮る写真作家で、〇〇山の周辺に長い間直接居住しながら、ひたすら〇〇山の写真だけを撮る作品活動をしてきている。このような経験を集約して200×年からはインターネットのホームページを構築し、これまで撮影してきた写真の一部を自分のホームページに載せ、〇〇山の風景を鑑賞したい人々に自分の写真を見られる機会を提供している。被申請人のホームページの写真は、鑑賞を目的に掲載されたもので、これを利用しようとする人は写真作家である被申請人に問い合わせるよう、当該ホームページに関連内容が載せられている。

②当事者の主張

申請人：受注を受けた〇〇山の観光案内サイトの製作に必要な写真を探したが、気に入った写真をなかなか得られなかった。そうした中、インターネットの検索で偶然被申請人のホームページを見つけたが、そこには申請人株式会社で構築しようとするホームページのコンセプトと一致する写真が多くあった。

申請人は、それらの写真を利用しようとする被申請人にメールを送ったが、相当期間回答を得られなかった。結局、時間が切迫して被申請人のホームページの掲示板に利用の許諾を求める内容の書き込みをもう一度相当期間の間掲載した。しかし、今回もいかなる回答もなかったため、申請人株式会社としては被申請人が暗黙的に写真の利用に同意したものと判断し、故意に被申請人の写真を無断で使用する意向は全くなかった。

被申請人：申請人は、被申請人が運営するホームページの掲示板に利用の許諾を求める書き込みを掲示し、これに対する反対の意思表示がなかったため、これに同意したと受け止めたと言うが、このような内容は常識的に理解できない内容だと考えられる。相当な期間の間、作品活動のために家を空け、山で過ごしていると自然に電子メールや書き込みをすぐに確認できない場合が多い。利用の許諾を求める申請人の書き込みも結構時間が経った後に読み、その書き込みを確認した頃にはすでに申請人側がホームページの制作を完了し、当該ホームページはサービス中にあった。

問題は、申請者側がホームページにある写真だけを使用したのではなく、被申請人が

関連写真を集めて出版した「〇〇山の春・夏・秋・冬」という写真集に掲載された写真 2 点も使用し、このような利用において被申請人に関するいかなる内容も表記したことがないなど、被申請人の人格権も深刻に侵害していると考える。〇〇山の美しい自然風景を撮るために多くの時間と努力をかけたわけだが、申請人はホームページの掲示板に利用の許諾を求める書き込みのみしておいて無断で使用したので、これに対して適切な金額の損害賠償金を支給し問題の写真を申請人のサイトから削除することを要請する。

③事案の検討

まず、この事件で申請者の著作権の侵害有無と関連して「申請人株式会社は、本件著作物を利用しようと被申請人のホームページの掲示板に利用の許諾を求める書き込みをしたが、被申請人の回答がないことから同意したと思って利用したと主張している。著作権は排他的権利であって、著作財産権者の事前の許諾を受けなければならないのは当然であり、被申請人の無回答が本件著作物の利用を許諾した黙示的同意と考えたという申請人側の主張は基本的に認め難しい。したがって、申請人株式会社が本件著作物を利用した行為は被申請人の著作財産権のうち複製・伝送権を侵害した行為に該当する蓋然性がかなり大きい。

被申請人が主張する同一性維持権及び氏名表示権の侵害有無と関連し、申請人は本件著作物の一部については側面を切って利用したり、表現を変更して利用したが、これは著作物の内容・形式又は題号の同一性を維持する被申請人の著作人格権のうち、同一性維持権(著作権法第 13 条)を侵害した行為に該当する可能性がかなり大きいとみられる。さらに、申請人は本件著作物の一部については被申請人を著作者として表示しなかった。

これが被申請人の氏名表示権を侵害したか否かをみると、申請人は、被申請人の写真〇カットを被申請人が運営するホームページの名称の下で利用した後、これらの写真を同じサイトの他のウェブページで再利用する際に被申請人の氏名を表示しなかったが、これは、被申請人の基本写真にすでに氏名を表示したため、他のウェブページで氏名を表示しなくてもその写真が被申請人のものであることを容易に推測することができる上、他のウェブページに被申請人の氏名を表示しなかったのは、本件著作物のインターネット利用目的及び形態などに鑑みやむをえない場合と認められる点を考慮すれば、申請人が本件著作物の利用により被申請人の氏名表示権を侵害した可能性は少ないとみられる。損害賠償金額については、被申請人の損害額は、申請人が本件著作物を利用す

ることによって得た利益額を具体的に算出し難い点を考慮すると、被申請人が正常に権利を行使していたならば得られたはずの金額で算出するのが合理的と考えられる。

したがって、関連業界の慣行に従って損害賠償金額を算出することが妥当とみられ、著作人格権の侵害に該当する部分についても金銭的な慰謝料を賠償することが合理的と判断される。但し、申請人は調停成立日から〇〇日以内に本件著作物を当該サイトから削除するという旨の調停を求めているが、技術的に削除が困難でない限り、〇〇日の削除期間は長すぎるものと思われるため、本件著作物は調停成立日から直ちに当該サイトから削除するようにするのが妥当であると考えられる。

4. コンテンツ紛争調停委員会

(1)設置の根拠及び目的(コンテンツ産業振興法第 29 条)

第 29 条(紛争調停委員会の設置)

① コンテンツ事業者間、コンテンツ事業者と利用者間、利用者利用者間のコンテンツの取引又は利用に関する紛争を調停するために、コンテンツ紛争調停委員会(以下「調停委員会」という)を設置する。但し、著作権に関する紛争は「著作権法」に従い、放送通信に関する紛争のうち「放送法」第 35 条の 3 による紛争調停の対象(同法第 2 条第 27 号による外注制作会社が紛争の当事者である場合は除外する。)になり、又は「電気通信事業法」第 45 条による財政の対象となる紛争は各々当該法律の規定に従う。

コンテンツ産業の安定的な成長のために紛争を事前に予防する一方で、紛争による被害を最小化するために紛争を調停することを目的とする。

(2)適用対象及び要件

コンテンツ事業者間、コンテンツ事業者と利用者間、利用者利用者間のコンテンツの取引又は利用に関する紛争が対象となり、著作権に関する紛争は「著作権法」に従い、放送通信に関する紛争のうち「放送法」第 35 条の 3 による紛争調停の対象(同法第 2

条第 27 号による外注制作会社が紛争の当事者である場合は除外する。)になり、又は「電気通信事業法」第 45 条による財政の対象となる紛争は除外される(コンテンツ産業振興法第 29 条第 1 項但し書)。

具体的に、コンテンツ事業者とはコンテンツの製作・流通などに係る経済活動を営む者をいう(コンテンツ産業振興法第 2 条第 5 号)。コンテンツ事業者の場合、事業者と事業者間のコンテンツの取引に関する紛争が調停申請の対象となるが、契約当時と事情が変わった場合、これに対する当事者間での異見がある場合、契約当時に作成できなかった文言に対する解釈に争いがあり、又は既に存在する強行法規を見つけられないまま契約が行われる場合、債務不履行に対する判断及び法的な責任について異見がある場合などが該当する。

コンテンツ利用者とは、コンテンツ事業者が提供するコンテンツを利用する者をいう(コンテンツ産業振興法第 2 条第 6 号)。コンテンツ事業者と利用者間で発生する調停申請の対象の例としては、約款の規制に関する法律上の不公正約款条項とみられる規定に対する事業者と利用者間の紛争がある場合、約款が文化体育観光部告示第 2009-51 号に規定するものより利用者に不利なものがある場合、運営政策上、事業者の処分によって利用者間で差別が発生する場合など、コンテンツ産業振興法、電子商取引などにおける消費者保護に関する法律、表示広告の公正化に関する法律、青少年保護法、情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律などに対する解釈の相違によって生まれたコンテンツの利用に関する異見がある場合などがある。また、コンテンツ利用者間の調停申請の対象となる紛争としては、利用者と利用者間のコンテンツの取引及び利用に関して契約の成立及び履行、責任などに関する争いがある場合が挙げられる。

(3)委員の資格基準(コンテンツ産業振興法第 29 条第 3 項)

第 29 条(紛争調停委員会の設置)

① (省略)

② (省略)

③ 調停委員会の委員は、次の各号のいずれかに該当する人のうち、文化体育観光部長官が委嘱する者

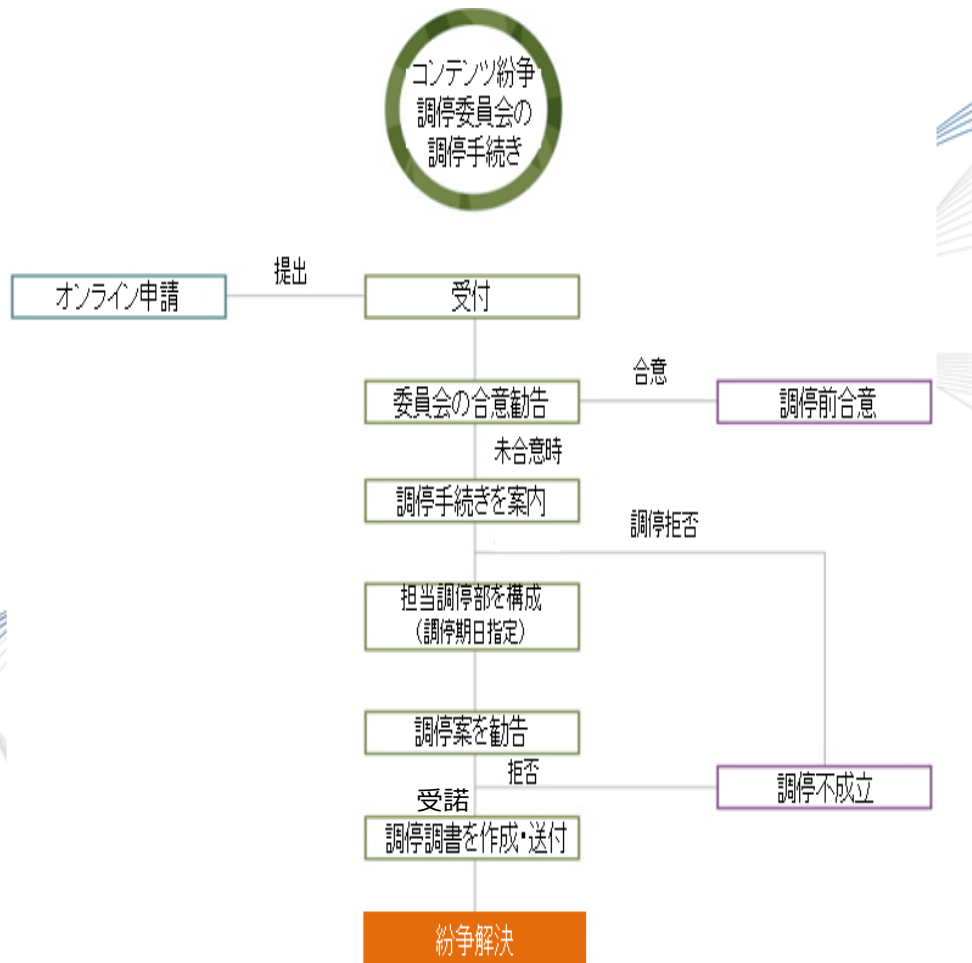
1. 「高等教育法」第 2 条による学校の法学、又はコンテンツ関連分野の学科で助教授以上の職にあり、又はあった者

- 2.判事・検事又は弁護士の資格を有する者
- 3.コンテンツ及びコンテンツ事業に対する学識と経験が豊富な者
- 4.利用者保護機関又は団体に所属した者
- 5.4級以上の公務員(上級公務員団に属する一般職公務員を含む)又はこれに相当する公共機関の職にあり、又はあった者であって、コンテンツ育成業務又は消費者保護業務に関する経験がある者

(4)関連知的財産権

コンテンツは、符号、文字、図形、色彩、音声、音響、イメージ及び映像など(これらの複合体を含む)の資料又は情報であって、映画、音楽、ゲーム、出版、印刷、放送映像物、文化財、漫画、キャラクター、アニメ、エデュテインメント、モバイル、デザイン、広告、公演、美術品、工芸品、デジタルコンテンツ、ユーザー制作コンテンツ、マルチメディアコンテンツなどをいう。これに関連する知的財産権には、特許権、商標権、デザイン権、著作権がある。

(5) 手続きの流れ



出所：コンテンツ紛争調停委員会

(6) コンテンツ紛争調停現況 (2016 年紛争調停事例集、コンテンツ紛争調停委員会)

①年度別 (2011 年～2015 年)

区分	調停申請				調停処理結果							
	B2C	B2B	C2C	計	調停 取下	調停 拒否	関係 機関 移管	調停 不可能	調停不 成立 (1)	調停会議 結果		計
										成立	不成 立(2)	
2011年	602	14	10	626	36	60	4	0	123	80	7	626
2012年	3,410	27	8	3,445	343	465	54	0	502	12	13	3,445
2013年	5,060	127	23	5,210	1,068	326	131	330	740	69	44	5,210
2014年	3,374	155	21	3,550	650	364	106	129	763	63	45	3,550
2015年	2,881	185	21	3,087	744	214	130	73	645	73	84	3,087
合計	15,327	508	83	15,918	2,841	1,429	425	532	2,773	297	193	15,918

* 調停拒否：訴訟進行中の事件、他の機関に調停申請した場合、事実関係が異なり、又は利害関係者ではない場合であってコンテンツ紛争調停委員会事務局が調停拒否し、終了した場合

* 関係機関への移管：コンテンツ紛争ではない場合、関係機関に移管することができる。この場合、調停申請が移管された機関及び事由を申請人に通知する。

* 調停不可能：当事者の所在不明や音信不通、被申請人の廃業及び破産など、調停手続きの進行が不可能な自由が発生した場合には、事件を終了させその事実を当事者に通知する。

* 調停不成立(1)：調停進行中に訴訟を提起し、又は調停会議の出席を拒否するなど調停手続きに応じない場合、調停を終了する。

* 調停不成立(2)：調停案の受諾を拒否し、又は調停案がまとまらない場合、調停を終了する。

②部門別（2011年～2015年）

		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	合計
ゲーム		551	2,908	4,156	2,720	2,492	12,827
映像	音楽	4	14	23	21	34	96
	映画	1	3	39	25	14	82
	アニメ	0	4	7	8	7	26
	放送	10	17	21	17	27	92
	広告	6	18	40	51	35	150
知識 情報	知識情報	38	334	693	481	200	1,746
	コンテンツ ソリューション	11	138	53	69	94	365
キャラ クター など	マンガ	2	3	7	5	6	23
	キャラクター	0	0	1	2	4	7
	公演	1	0	5	12	8	26
	出版	2	6	8	2	5	23
その他の非コンテンツ		0	0	157	137	161	455
合計		626	3,445	5,210	3,550	3,087	15,918

コンテンツ関連紛争事例は、契約に関するものがほとんどで、知的財産権の本質に関するものではないため、ここでは紹介しない。必要な場合、コンテンツ紛争調停事例集（2016 紛争調停事例集、コンテンツ紛争調停委員会）を参照していただきたい。

5. インターネットアドレス紛争調停委員会

(1)設置の根拠及び目的（インターネットアドレス資源に関する法律第16条第1項）

第16条(インターネットアドレス紛争調停委員会の設置及び構成)

①インターネットアドレスの登録と使用に関する紛争(以下「紛争」という)を調停するために、インターネットアドレス紛争調停委員会(以下「紛争調停委員会」という)を設置する。

インターネットアドレスの価値の増大に伴って発生する紛争を迅速かつ効果的に解決し、インターネットアドレスの公正な使用及び紛争予防に向けた認識の拡大を目的とする。

(2)適用対象及び要件

代表的な紛争の類型としては、登録人が商標権者にドメインの移転の対価として過度な費用を要求する場合、商標と同一又は類似のドメイン名を権利者が使用できないように妨害するために登録した場合、登録人が競業者の事業を妨害する目的でドメイン名を登録した場合、ドメイン名の登録後にウェブサイトを開設して商業的利益を得る目的で取引上の提携関係などを表示することで申請人の商標などとの混乱を引き起こす場合が挙げられる。

このような紛争について当事者が申請をすれば、被申請人の同意なしでも手続きが進められる、強制的な調停が行われる特徴がある。

(3)委員の資格基準(インターネットアドレス資源に関する法律第 16 条第 3 項)

第 16 条(インターネットアドレスの紛争調停委員会の設置及び構成)

① (省略)

② (省略)

③ 委員は次の各号の者の中から、未来創造科学部長官が任命し、又は委嘱する。<改正 2013.3.23.>

1. 大学又は公認された研究機関で助教授以上又はこれに相当する職位に在職し、若しくは在職した法学専攻者

2. 4 級以上の公務員(高位公務員団に属する一般職公務員を含む)又はこれに相当する公共機関の職位に在職し、若しくは在職した者であって、インターネットアドレス又は知的財産権業務に関する経験がある者

3. 判事・検事・弁護士又は弁理士の資格を有する者

4. その他に上記と同等の資格を有すると未来創造科学部長官が認めた者

(4)関連知的財産権

ドメイン名に関連する紛争事案で、商標権が主に問題になる。

(5)調停手続き及び流れ図

1) 国家ドメイン(kr、韓国)に関する紛争

①申請書の提出及び受付

申請人は、書面、電子メール、又はオンラインシステムを利用して申請書及び具備書類を提出し、委員会は当該申請書を受け付けた後、申請人に受付証を発給する。

②具備書類及び入金の確認

委員会は、紛争調停申請理由を証明する具備書類(商標及びサービス標の登録証、広告、記事など)及び調停費用の入金を確認した後、登録代行者と登録機関に当該インターネットアドレスの登録情報の変更制限を要請する。

③答弁書要請

委員会は、被申請人に当該インターネットアドレスの登録情報上の郵便住所及び電子メールアドレスに答弁書提出要求書と申請書を発送する。被申請人は、申請書及び関連書類を受領した日から 14 日以内に答弁書を提出することができる(申請書の提出方法と同じ)。答弁書の提出期間は 1 回(14 日以内)に限って被申請人の要請によって延長することができる。

④答弁書の受付

委員会は、被申請人が提出した答弁理由を証明する具備書類を確認する。被申請人が答弁書を期限内に提出しなかった場合にも手続きは進められる。

⑤調停部の構成

委員会は、被申請人が答弁書を提出した日又は提出期間が経過した日から 7 日以内に 1 人又は 3 人の調停部を構成する。もし、選任しようとする調停人がインターネットア

ドレス資源に関する法律第 17 条の除斥・忌避・回避の事由に該当する場合、当該事件から除外されることがある。

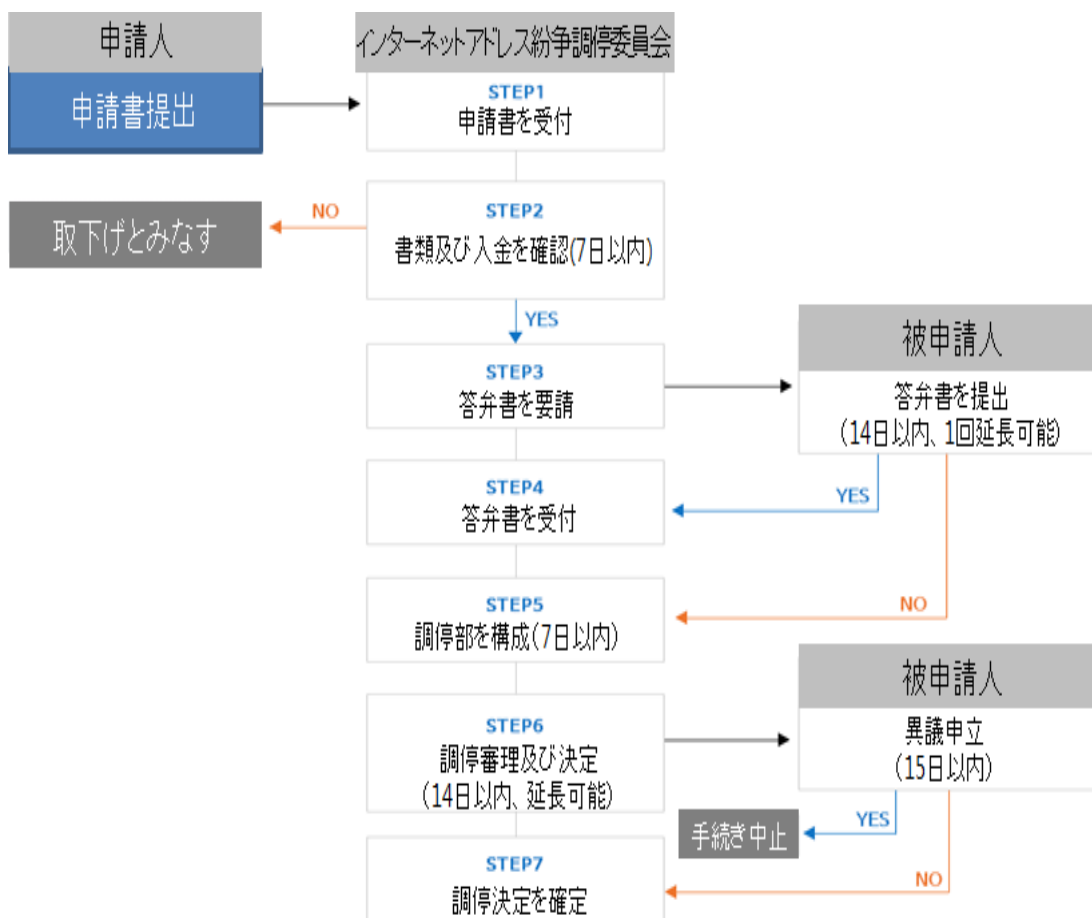
⑥調停の審理及び決定

調停の審理は、書面による審理を原則とし、決定は調停部構成の通知日から 14 日以内(延長可能)に下される。

⑦調停決定の確定

決定に対して異議がある被申請人は、法院への提訴又は仲裁申請を通じて異議申立てをすることができる。被申請人が 15 日以内に異議申立ての証明書類(提訴の受付証明願、仲裁申請証明書)を提出しなければ、合意が成立したものとみなし、その後申請人は委員会に当該決定の内容のとおり実行を要請することができる。

⑧国家ドメイン紛争の手続きの流れ図



2)一般ドメイン(.com、net など)に関する紛争

①申請書の提出及び受付

委員会のホームページから申請書の様式をダウンロードして電子郵便で提出し、又はオンラインシステムを利用して申請する。

②具備書類及び入金の確認

ソウル事務所は当該申請書を提出した後、登録情報が一致するかどうかや補正事項を確認する。調停費用の入金を確認した後、ソウル事務所は当該登録代行者にインターネットアドレスの登録情報の変更制限を要請する。

③答弁書の要請

ソウル事務所は、被申請人に申請書及び関連書類を登録情報上の電子メールで発送する。被申請人は、答弁書の提出の要求を受けた日から 20 日以内に答弁書を提出することができる(申請書の提出方法と同一)。答弁書の提出期間は原則として延長することができないが、申請人の書面の合意によって延長することができる。

④答弁書の受付

ソウル事務所は、被申請人が提出した答弁理由を証明する書類を確認する。被申請人が答弁書を期限内に提出しなかった場合にも手続きは進められる。

⑤調停部の構成

調停部は以下の方式で構成される。

調停部	答弁書の提出	構成方式
1 人調停部	無関係	-事務所が調停人リストの中から 1 人を選定
1 人調停部	提出	-申請人が提出した候補リスト(3 人)の中から事務所 が 1 人を選定 -被申請人が提出した候補リスト(3 人)の中から事務

		所が 1 人を選定 -事務所が両当事者に提供した候補リスト(3 人)の中から 1 人を選定(主調停人)
	未提出	-申請人が提出した候補リスト(3 人)の中から事務所 が 1 人を選定 -事務所が両当事者に提供した候補リスト(5 人)の中 から 2 人を選定(主調停人を含む。)

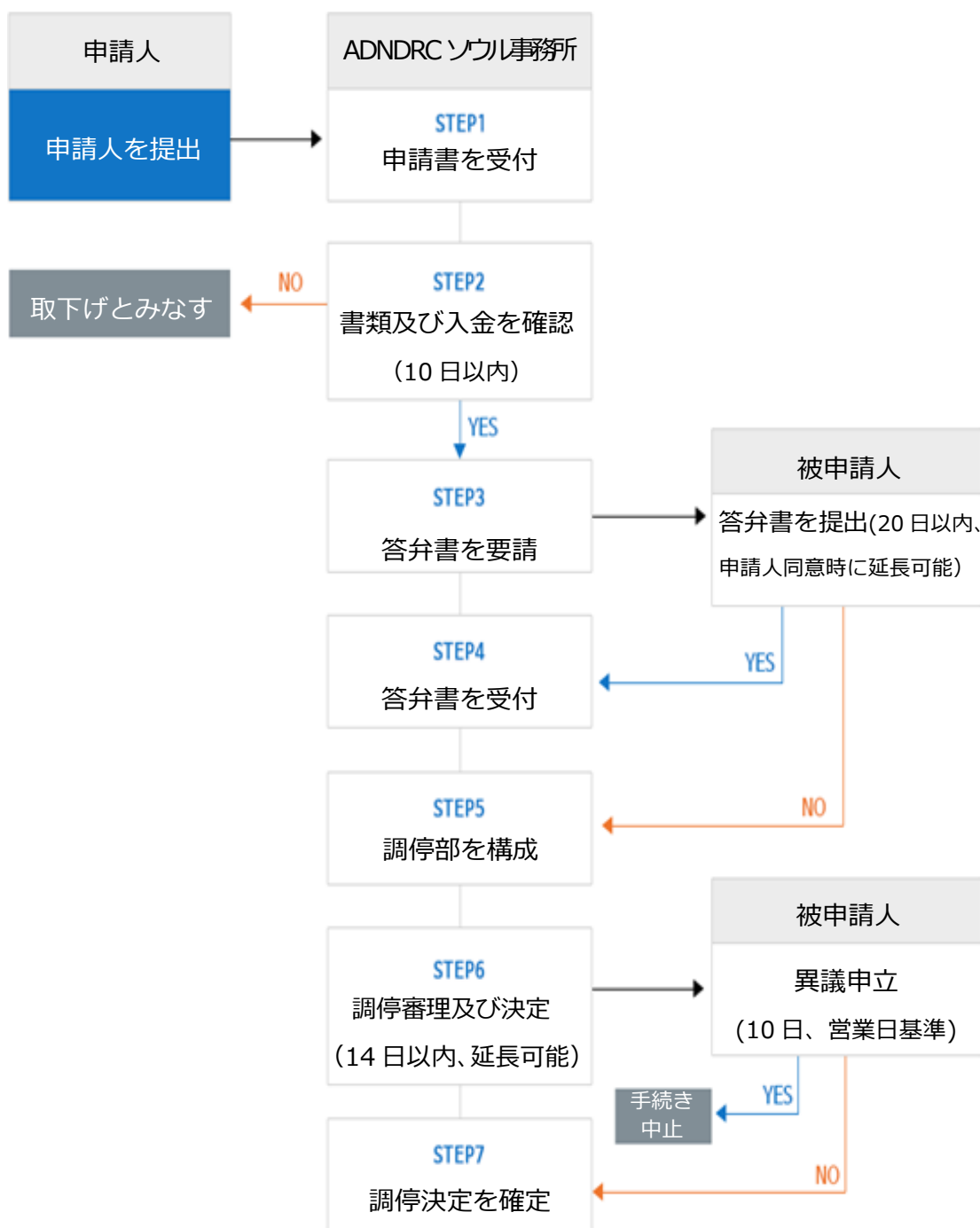
⑥調停の審理及び決定

調停の審理は、書面による審理を原則とし、決定は調停部構成の通知日から 14 日以内(延長可能)に下される。

⑦調停決定の確定

決定について異議のある被申請人は、法院へ提訴によって異議申立てをすることができ、被申請人が決定文を受け取った日から 10 日以内(営業日基準)に異議申立てに対する証明書類(管轄法院に提訴したという旨の文書)を登録代行業者に提出しなかった場合、当該代行業者はその決定内容のとおり実行する。

⑧一般ドメイン紛争の手続きの流れ図



(6)インターネットアドレス紛争調停の現況

①処理現況

2002年、ドメイン紛争調停委員会が韓国の国家ドメインである「.kr」と結びつけられたドメイン名の紛争調停事件を受け付け始めて以来、2004年まで計126件の調停申請を処理した。2004年の「インターネットアドレス資源に関する法律」の制定及び施行によってドメイン名紛争調停委員会が解散し、同年10月8日、インターネット紛争調停委員会が設立され、2005年2月から調停申請を受け付け始め、2015年までに計479件の調停申請を処理した。2006年にアジアドメイン名紛争調停センターのソウル事務所がインターネットアドレス紛争調停委員会内に設置され、一般ドメインと結び付けられたドメイン名の紛争に対する調停申請を受け付け始め、2015年まで計133件の調停申請を処理した。年度別の紛争調停申請の処理現況は次のとおりである。

(単位：件)

年度	申請件数		合計
	国家ドメイン	一般ドメイン	
2002年	54	－	54
2003年	49	－	49
2004年	23	－	23
2005年	41	－	41
2006年	40	13	53
2007年	37	8	45
2008年	35	9	44
2009年	25	7	32
2010年	30	9	39
2011年	56	14	70
2012年	64	16	80
2013年	40	12	52
2014年	37	13	50
2015年	74	32	106
合計	605	133	738

※一般ドメインの紛争は、ADNDRC との業務協定により 2006 年から処理した。

②国家ドメイン紛争調停処理の現況

2002年から2015年末までに国家ドメイン紛争の調停処理の現況は次のようだ。

(単位：件)

年度	調停申請	調停決定				取下げ
		移転	抹消	棄却	小計	
2002年	54	21	13	7	41	13
2003年	49	17	24	3	44	5
2004年	23	4	11	2	17	6
2005年	41	8	21	2	31	10
2006年	40	17	14	5	36	4
2007年	37	12	15	2	29	8
2008年	35	6	21	4	31	4
2009年	25	7	16	-	23	2
2010年	30	5	17	1	23	7
2011年	56	15	24	4	43	13
2012年	64	22	35	-	57	7
2013年	40	6	26	2	34	6
2014年	37	8	19	2	29	8
2015年	74	33	28	3	64	9
合計	605	181	284	37	502	102

③一般ドメイン紛争調停の現況

2006年から2015年末までの一般ドメインの紛争調停の現況は次のとおりである。

(単位：件)

年度	調停申請	調停決定				取下げ
		移転	抹消	棄却	小計	
2006年	13	11	-	1	12	1
2007年	8	6	-	1	7	1
2008年	9	7	-	-	7	2
2009年	7	7	-	-	7	-
2010年	9	5	-	-	5	4
2011年	14	11	-	-	11	3
2012年	16	12	-	1	13	3
2013年	12	7	-	1	8	4
2014年	13	10	-	1	11	2
2015年	32	26	1	-	27	5
合計	133	102	1	5	108	25

(7)ドメイン名の紛争調停の決定事例-ハリボ事件(事件番号 D2016-0003)

①事件の概要

申請人は、ドイツのゼリーメーカーであるハリボ社(Haribo)で、1920年ドイツのボンで創立されたゼリーメーカーであり、大韓民国で商標登録をした商標権者である。一方、被申請人のA社は、<harbio.kr>を2014.9.24付で登録した。これに対し、申請人は被申請人のドメインである<haribo.kr>を抹消することを申請した。

②当事者の主張

申請人：被申請人は、登録商標の HARIBO と主要部分が同一のインターネットアドレスを登録し保有しているものの、現在ウェブサイトを経営していない。一方、申請人は HARIBO という標識について商標権者であり、商号権者であるため、当該ドメイン名を使用する正当な権原を持っている。申請人の商標は、国内外の関連業界で周知・著名であるため、被申請人はこれを知って登録したと推定される。また、被申請人が登録した後、運営しなかった点を見ると、不正な目的があったと推定される。被申請人は、並行輸入専門業者として正当な権原を主張したが、申請人は許諾したことがないため当該インターネットアドレスの登録に対して正当な権利や利益を持っていない。

被申請人：申請人は商標登録して以来、これを使用して直接営業活動をしなかったため、正当な権原を持つ者ということに疑問がある。一方、被申請人のA社は、実際に正式の製品を輸入・販売する目的を持っており、申請人の商品と営業上の混同を与えない。被申請人は、当該インターネットアドレスを不当な利益を得る目的ではなく、実際に当該商品を輸入・販売する目的で登録した。被申請人は、大韓国内に登録された法人であって、当該商品の流通のために登録して使用する正当な権原を持つ。

③争点及び判断

申請人が提出した証拠によると、被申請人は実質的にウェブサイトを経営していない。申請人が提出した証拠によると、申請人は大韓国内に商標登録したことの商標権者として正当な権原を持つ者である。

被申請人が当該インターネットアドレス登録する当時、申請人の標識の存在と名声を

認知して登録したものと判断される。また、被申請人が追って正式のウェブサイトを経営する場合、被申請人が申請人と業務上の協力関係や密接な関係にあると誤認し、又は混同する恐れもなくはない。

被申請人が申請人の許諾なしに登録後、保有だけして消極的に使用した点を考慮すると、被申請人は、申請人が当該アドレスを登録することを妨害しようとする不正な目的で登録したと推論することができる。

申請人の商標権取得や国内外の営業活動を考慮すると、申請人が当該アドレスの先使用者であり、被申請人が申請人の許諾なしに当該アドレスを登録し保有した点を考慮すると、当該アドレスに正当な権原があるとみることはできない。

④結論

被申請人は「haribo.kr」を抹消しなければならない。

(8)ドメイン関連判決-調停手続きを経ていない訴訟⁶

大法院 2011.8.25.言渡し 2010 ド 7088 判決

(「mahamall.com」、「mahamall.net」、「マハモール.kr」、「マハモール.com」事件)

①事実の概要

被告人は「○○○」、「△△△」、「□□□」を運営する者で、①2002.5.15.から2006.5.27.までソウル鍾路区(以下省略)所在の「○○○」事務室内で、被害者公訴外1のサービス標登録(登録番号 1 省略)(商標名:マハ)、サービス標登録(登録番号 2 省略)(商標名:マハモール MAHAMALL)と類似した「(インターネットアドレス 1 を省略)」、「(インターネットアドレス 2 省略)」、「マハモール」をインターネットブラウザのアドレスバーに入力すると、仏教情報ポータルサイトである「△△△」を通じて仏教用品販売サイトである「□□□」にリンクされるようにし、被害者の登録指定商品である念珠や線香、木魚など仏教用品を不特定多数の人を相手に月 400 万ウォン相当の商品をオンラインで販売し、上記の公訴外1の(登録番号 1 省略)(サービス標名:マハ)、(登録番号 2 省略)(サービス標名:マハモール MAHAMALL)サービス標権を侵害し、

⁶ 2016年ドメイン名紛争白書(インターネット紛争調停委員会)の資料を引用した。

②2008.3.28.から同年 5.9.まで上記の「○○○」事務室内で公訴外 2 株式会社(インターネットアドレス 3 省略)というドメイン登録代行会社を通じて、「マハモール.Kr」、「マハモール.com」をドメイン登録後、上記の第 1 項記載のような方法で被害者のサービス登録(登録番号 1 省略)(サービス標名:マハ)、サービス登録(登録番号 2 省略)(サービス標名:マハモール MAHAMALL)のサービス標権を侵害したと主張し、提訴した。原審(ソウル中央地方法院 2010.1.13.言渡し 2009 固定 4348 判決)は、有罪を認め、控訴審(ソウル中央地方法院 2010.5.19.言渡し 2010 ノ 305 判決)は、被告人の無罪を言い渡した。

②大法院の判決内容の要旨

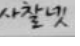
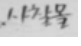
(イ)「商標の使用」に該当するか否かに関する判断基準


商標権侵害が認められるためには、商標の使用が前提されなければならないが、商標法上「商標の使用」とは、商標法第 2 条第 1 項第 6 号各目の所定の行為を意味するものであるところ、ドメイン名の使用がここに該当するためには、ドメイン名の使用の様態及びそのドメイン名でつながるウェブサイトの画面の表示内容などを全体的に考慮したとき、取引通念上、商品の出所表示として機能していなければならないが、このような法理は、商標法第 2 条第 3 項に基づいてサービス標の場合にも同様に適用される。(大法院 2007.10.12.言渡し 2007 ダ 31174 判決、大法院 2008.9.25.言渡し 2006 ダ 51577 判決など)

(ロ)「商標の使用」に該当するか否か

被告人は「mahamall.com」、「mahamall.net」、「マハモール.kr」、「マハモール.com」というドメイン名と「마하몰 (マハモール)」というハングルのインターネットアドレス⁷を登録し(以下、これらのドメイン名をまとめて「本件各ドメイン名」という。)、

⁷ ネッピアの「ハングルのインターネットアドレス」は、ウェブサイト接続ソリューションによるキーワードサービスによってキーワードを登録・使用できるようにしたものであるが、このようなキーワードサービスが独占的に提供される場合には、ドメイン名と類似した概観と機能を持つこともあるが、同じ単語のキーワードが複数の事業者によって複数存在し得るサービス環境では、そうでない可能性もある。

インターネットユーザーがウェブブラウザのアドレスバーに本件各ドメイン名のいずれかを入力すると、被告人の仏教情報ポータルサイトである「寺刹ネット」につながるようにする一方で、上記の「寺刹ネット」には被告人の仏教用品販売サイトである「寺刹モール」にリンク(link)を張っておいたが、本件各ドメイン名は「寺刹ネット」のウェブサイトへ接続する段階でウェブブラウザのアドレスバーにこれを入力する瞬間にのみ現れ、「寺刹ネット」のウェブサイトにつながる過程で消えてしまい、さらに「寺刹モール」のウェブサイトへ接続するためには「寺刹ネット」のホームページのリンク部分をもう一度クリックしなければならず、これによって「寺刹ネット」と「寺刹モール」のウェブサイトのアドレスバーには、それぞれのドメイン名である「sachal.net」と「sachalmall.com」が表示されるだけで、本件各ドメイン名は現れない反面、上記の各ウェブサイトの画面の左上にはそれぞれ「 (寺刹ネット)」と「 (寺刹モール)」との標章が別途表示され、被告が提供する仏教用品の販売業などサービス業の出所を表示する機能をしているので、本件各ドメイン名が上記の各ウェブサイトを通じて提供される仏教用品販売業などサービス業の出所表示として機能しているとはみなせない。

したがって、本件各ドメイン名は、商標法上サービス標として使用されたといえない。これによって、被告人が指定サービス業を「仏教用品販売代理業、仏教用品販売斡旋業」などと登録サービス標「마 하 (マハ)」又は「指定サービス業をコンピュータネットワーク上のオンライン仏教用彫刻の販売代理業、仏教用彫刻の販売斡旋業」などと登録サービス標「 MAHAMALL」に関するサービス標権を侵害したとはいえない。

③判決の意義

商標権(サービス標権を含む。以下同じ。)の侵害を認める上で最も障害となるのは、ドメイン名をウェブサイトのアドレスに使用する行為が商標の「使用⁸」に該当するか否かである。

⁸ 商標法上「商標の使用」とは、商標法第2条第1項第6号各目所定の行為を意味するため、ある標識の使用がこれに該当するためには、社会通念上、需要者に商品の出所を表示し自分の業務に係る商品と他人の業務に係る商品を区別する識別標識として機能していなければならない、このような法理は、商標法第2条第3項によりサービス標の場合にも同様に適用される。(大法院2007.10.12.言渡し2007ダ31174判決)

まず、ドメイン名を登録だけしておいて、そのドメイン名でウェブサイトを開設していない場合には、商標的使用があるとはいえない⁹¹⁰。ドメイン名でウェブサイトを開設した場合でも商標をドメイン名として使用することがいつも商標的使用に該当するとは限らず、商標的使用に該当する場合もあり得るという意味だと考えなければならない。ドメイン名の使用が商標的使用に該当するか否かは、当該ドメイン名が使われている状況やウェブサイトに表示されたホームページ上での構成全体において、ドメイン名が担う機能を総合的に判断して決定しなければならないため、事案別に具体的に判断するのが妥当である¹¹。ドメイン名の本来の機能、つまり数字だけで構成されていたインターネットアドレスを人が認識・記憶しやすくするために、数字・文字・記号又はこれらを結合して使用し始めたのであって、元々商標や営業標識として使用されることを予定したのではないという事情を鑑みると、特定の商標と類似したドメイン名を登録しそのドメイン名の下に開設したウェブサイトで営業を行っているという事情だけで直ちに商標としての使用と認めることは避けなければならない¹²。

大法院 2008.9.25.言渡し 2006 ダ 51577 判決(ハングルのインターネットアドレス長寿オンドル事件)及び上記の大法院の判決はドメイン名の使用について、ドメイン名の使用様態とそのドメイン名でつながるウェブサイト画面の表示内容などを全体的に考慮して取引通念上商品の出所を表示し、自分の業務に係る商品と他人の業務に係る商

⁹ ソウル高等法院2001.7.4.ザ2000ラ452決定(grammy.co.kr, grammyaward.co.krの事件)

¹⁰ このようなドメイン名の無断占有者が商標法第 65 条第 1 項の「権利を『侵害する恐れ』がある者」に該当するのではないかという疑問が生じるが、上記の規定で言う『侵害する恐れ』は客観的に存在しなければならず、侵害可能性が非常に高い場合でなければならないため、単に他人の登録商標と同一・類似したドメイン名を先取りしているという理由だけで、商標権を侵害する方法で使用すると断定することはできない。

¹¹ 米国でもドメイン名が使用されたウェブサイトの内容と結び付けられ、例外的に商標として機能することができるとの解釈が支配的だが、万ードメイン名を使っているウェブサイト上で例えば、会計法人又はレストランチェーンを運営しているのであれば、そのウェブサイトはそのような取引に対する広告に該当するもので、結局ドメイン名も商標に該当するとされる。{パク・ジュンソク、インターネット上の「商標の使用」の概念及びその地位(Ⅲ)、司法 16 号(2011.6.)、司法発展財団、11 頁

¹² カン・キジュン、「ドメイン名に関する2つの判例比較解説」、情報法学第8巻第2号(2004)、121頁

品を区別する識別標識として機能しているときには、「商標の使用」とみなせ、このような法理は、商標法第 2 条第 3 項によってサービス標の場合にも同様に適用されると判示した。

このようにドメイン名の使用が商標の使用になるためには、当該ドメイン名のウェブサイト上に商品・サービスが存在しなければならず、ドメイン名がその商品・サービスを識別する標識として機能しなければならない¹³。ドメイン名が商品・サービスの識別標識として機能するか否かを判断するに当たっては、ウェブサイトのコンテンツ内にドメイン名のほかに、商品・サービスを識別する標識の存在有無¹⁴や実際の取引における当該ドメイン名の活用・認識される状況が考慮されなければならない¹⁵。

¹³ 「zocbom.com」に対するソウル中央地方法院 2010.2.17.言渡し 2009 ガ合 67844 判決(確定)は、公示送達による判決ではあるが、被告がドメイン名でウェブサイトを開設して上記ウェブサイトで原告の標章に関するサービス(インターネットを通じて小・中・高校の生徒らを対象に学校試験の過去問及び予想問題を提供する事業)と同一なサービスを提供しただけでなく、原告のウェブサイトに掲載されたコンテンツをダウンロードし、まるで被告自身が直接製作したコンテンツかのように出所を表示して被告のウェブサイトを通じてサービスを提供した事案において、商標権及びサービス標権侵害を認めた。

¹⁴ クォン・ヨンジュン「ドメイン名に関する知的財産権法的问题点」、司法論集第 31 集(2000 年)316 頁では、ほとんどの電子商取引のウェブサイトではそれぞれの商品にすでにその商品を識別するための標識が取り付けられているはずであるので、このような場合にドメイン名は商品識別標識として機能するのではなく、ただサービスは、その無形的な特性のためにインターネットで行われるサービスを特定するための標識がドメイン名以外には特になく可能性が商標の場合に比べて多いはずであり、そのような面でサービス標の場合は商標の場合に比べてドメイン名の使用がサービス標の使用として扱われる可能性が相対的に高いという。

¹⁵ クォン・ヨンジュン、「ドメイン名に関する知的財産権法的问题点」、司法論集第 31 集(2000 年)318 ページでは、ドメイン名が広告・宣伝的な機能を行うからといって、商品の出所表示としての機能まで当然遂行するとはみられない点、現実的にほとんどの場合においてドメイン名以外に別途で商品やサービスの識別標識が存在するという点などを総合して考えると、登録商標のドメイン名としての使用が商標の使用に該当するとみなせる場合はそれほど多くないという。

(9)ドメイン関連判決 2-調停の決定に不服した訴訟¹⁶

ソウル地方法院 2003.12.26 言渡し 2003 ガ合 24685(「morinaga.co.kr」事件)

①事実概要

原告(ドメイン名の登録人、判決対象の紛争調停被申請人)は、日本の「和光堂」という会社から乳児用食品を輸入して「bebest.co.kr」というウェブサイトで販売している会社である。同社は本件のドメイン名を登録した後、インターネットウェブブラウザのアドレスバーに名前を入力すれば、自分の「bebest.co.kr」にフォワーディングされるようにしていたが、被告と紛争が生じた以降は上記のフォワーディングを解除した。

被告(判決対象の紛争調停申請人)は、国内で「MORINAGA」などの商標を各種お菓子、飲み物などの食品を指定商品として登録した商標権者である。

被告は原告を相手にドメイン名紛争調停委員会に本件ドメイン名の抹消を命ずることを要求する紛争調停申請をし、同委員会の調停部は抹消の決定を下したが、その主な根拠は紛争調停規定第 8 条第 3 項第 1 号(商標権の侵害)である。

②法院の判断

法院は「本件紛争調停規定第 8 条第 3 項第 1 号(登録商標権の侵害)適用の適正性」という題下にその要件の一つであるドメイン名の登録・使用が商標法上、商標の使用に該当するか否かに関して次のように判断している。ドメイン名の登録・使用は、製品やサービスの出所を表示するという意味で商標法上、商標として使用されることが可能であり(商標法第 2 条第 6 号八目の広告、看板、表札に商標を表示する行為に該当するといえる。)、そのウェブサイト内に登録商標を直接表示し、又はその商標と関係があるような表示をしなくても登録商標と同一若しくは類似のドメイン名に引かれてそのウェブサイトを訪れた需要者としては、そのウェブサイトで販売する登録商標の指定商品と同一・類似の商品について登録商標権者の商品と誤認する余地があるため、ドメイン名の登録・使用が商標法上の商標的使用に該当し、商標権の侵害を構成する。また、フォワーディング方式によるドメイン名の登録・使用も商標法上の商標的使用に該当する。結局原告は、被告の登録商標と同一の標章を使用してその登録商標の指定商品と同

¹⁶ 2016ドメイン名紛争白書(インターネット紛争調停委員会)を引用

一・類似の商品を販売することにより被告の登録商標権を侵害した。

登録商標権の侵害をドメイン名の登録抹消決定の理由に決めた本件紛争調停規定第8条第3項第1号に基づき、本件ドメイン名の抹消を命じたドメイン名紛争調停委員会の決定は正当であるため、原告には本件ドメイン名の抹消義務(又は登録代行機関の抹消処分を受認する義務)がある。

③判決の意義

この判決は、ウェブサイト内に登録商標を直接表示し、又はその商標と関係があるような表示をせず、そのウェブサイト上で引用商標と同一・類似の商品を取引する限り、ある取引商品に特定の出所を表示する商標が付いている場合であっても、ドメイン名の登録・使用は商標法上の商標的使用に該当するとみなすことからその意義を見出すことができるため、商品の出所表示機能を向上させるという点で妥当な判決と考えられる。

また、この判決は、法院が登録約款への同意を根拠に韓国の実定法を根拠とせず、純粹にドメイン紛争調停委員会の調停規定だけを根拠に当該強制的調停決定の正当性を確認したという点で、判決当時は大きな意義があった。しかし、gTLDに関する「大法院 2008.2.1.言渡し 2004 다 72457、インターネットドメインの使用禁止など(ccfhsbc.com、hsbcccf.com)」の判決によって、紛争調停委員会の「ドメイン名紛争調停規定」を韓国法院の判断規範にすることはできず、実体法を基準に判断しなければならないものに変更された。

6. デザイン紛争調停委員会

(1)設置の根拠及び目的(産業デザイン振興法第10条の3第1項)

第10条の3(紛争調停委員会の設置)

①産業デザインに関する紛争を調停するために、デザイン紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)を設置する。但し、産業財産権に関する紛争は「発明振興法」第41条に基づく。

デザイン関連紛争を迅速かつ公正に解決し、デザイン産業界に蔓延している不公正な

取引慣行を改善することを目的とする。

(2)適用対象及び要件

デザイン事業者と利用者間で発生する多様な契約関連紛争が調停の対象となる。但し、産業財産権に関連する場合、産業財産権紛争調停委員会によって解決する。(産業デザイン振興法第 10 条の 3 第 1 項)

このとき、本法に該当する産業デザインとは、製品及びサービスなどの美的・機能的・経済的価値を最適化することにより、生産者及び消費者の物質的・心理的欲求を満たすための創作及び改善の行為(創作・改善のための技術開発行為を含む。)とその結果物を言い、製品デザイン・包装デザイン・環境デザイン・視覚デザイン・サービスデザインなどを含む。(産業デザイン振興法第 2 条)

(3)委員の資格基準(産業デザイン振興法第 10 条の 3 第 2 項)

第 10 条の 3(紛争調停委員会の設置)

①(省略)

②調停委員会は、委員長 1 人を含む 20 人以内の委員で構成し、次の各号に該当する者の中から産業通商資源部長官が委嘱する。

1. 「高等教育法」による大学の法学又はデザイン関連学科で助教授以上の職にある者
2. 判事・検事又は弁護士の資格を有する者
3. 弁理士、会計士の資格を有する者
4. デザイン分野に関する学識と経験が豊富な者

(4)関連知的財産権

デザイン権、著作権が関連している。

(5)デザイン紛争調停の現況

2012 年～2015 年に受け付けられた紛争は計 29 件ある。このうち 15 件は、調停前の合意によって解決され、9 件は取消し又は個別合意によって解決された。

残りの 5 件が委員会の調停過程を経て解決された。

No.	開催日	案件	調停案及び結果
1	2012.12.10 (申請 2012.11.15)	(紛争調停) 中小食品メーカーとデザイン 専門会社間のパッケージデザ イン開発費に関する紛争	請求金額 15,361,500 ウォンの うち、1 千万ウォンを支給するこ とを勧告 調停不成立(少額裁判請求)
2	13.01.08	(事実照会依頼:2012.12.12) ソウル中央地方法院からの著 作権法の違反に対する事実照 会の依頼	「創作物に対する著作権違反に 該当」との意見を提出
3	2013.02.18 (申請 1.16)	(紛争調停) 出版会社とデザイン専門会社 間の出版物乃至デザイン開発 費に対する紛争	請求金額 500,000 ウォンのうち 300,000 ウォンを支給するこ とを勧告 (調停成立)
4	2014.09.12	(紛争調停) 申請日 2014.05.09 デザイン専門会社と製造会社 間の契約金未払いと一方的な 契約解除の通知による紛争	契約金に該当する 2,400,000 ウ ォンを支給することを勧告 (調停不成立)
5		(紛争調停) 申請日 2014.07.21 デザイン専門会社との作業物 盗用紛争	実績物に正確な出处と寄与範囲 をすることを表示勧告 (調停案条件付き受け入れ)

(6)調停手続き及び概要

①申請事件の受付及び通知

デザイン委託契約上の紛争による紛争調停は、ウェブサイト、郵便、ファックス、訪問などを通じて申請人が直接又は代理で申請することができ、韓国デザイン振興院とデザイン企業協会が共同運営するデザイン被害申告センターの申告又は法律諮問の過程で申請することもできる。

デザイン紛争調停申請が受け付けられると、申請者と相手方に受付の事実が通知され、被申請人(相手方)には答弁書様式を含めて調停案内書類などが送付される。

②事実確認及び当事者意見聴取

紛争調停委員会事務局の担当者は、電話、郵便、電子メール、ファックスなど様々な手段を利用し、資料の収集による紛争調停事件に対する事実調査を実施し、事実調査が完了すれば、事実調査報告書を作成して本件を委員会に回付する。

③調停前の合意勧告

デザイン紛争調停委員会は、調停に入る前に当事者間の自律的な努力によって紛争が円満に解決できるよう合意を勧告することができ、合意の勧告によって当事者間の合意が成立すれば、事件は終結される。

④委員会の調停手続きの開始

調停前の合意が成立しなければ委員会を通じて調停手続きが開始される。委員会は、当事者の意見聴取、証拠収集、専門家の諮問など、必要な手続きを経て双方に適切な調停案を提示しこれを受け入れることを勧告する。この場合、事件の申請者や相手方は委員会の会議に出席して自分の意見を述べることができる。

調停手続きが進められる中で、円満な合意がなされるなどの理由によって調停を望まなくなった場合、申請人は調停申請を撤回することができる。

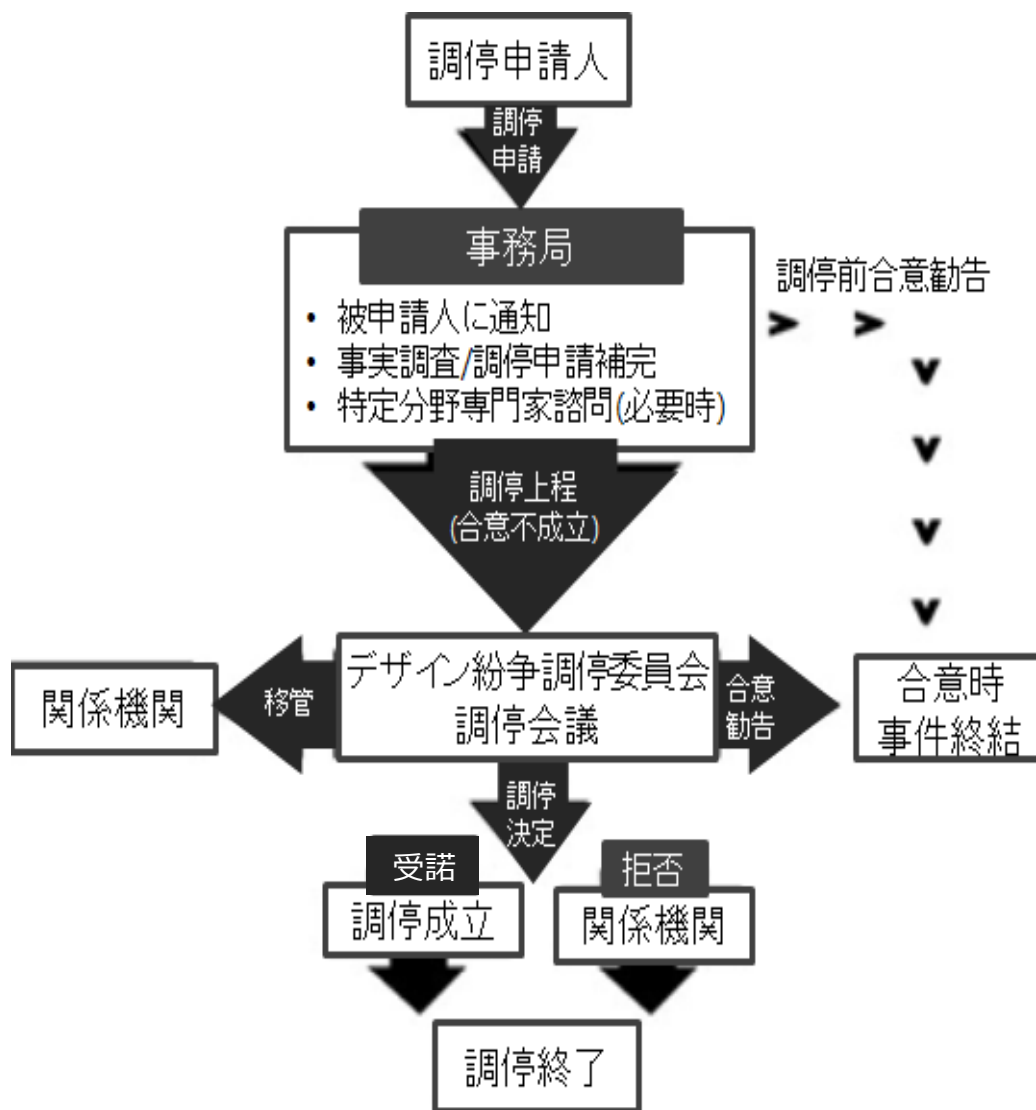
⑤調停の成立

デザイン紛争調停委員会の調停を通じて下された決定について、調停決定日から 15 日以内に申請人と相手方がこれを受け入れる場合、調停が成立する。

当事者が委員会の調停案を受け入れる場合、委員会が送付した調停書に記名押印して委員会に提出する。

両当事者が調停案を受け入れれば、調停は成立し、調停手続きも終了する。両当事者の一方が調停案を受け入れない場合は、民事訴訟を提起し、又は放棄することができる。

⑥手続きの流れ図



(7)デザイン紛争調停事例 1¹⁷

-ソウル中央地方法院からの著作権法違反に対する事実照会の依頼-

①事件の概要

告訴人 A は、著作物「○○○○○」について編集著作物として著作権を登録し、「○○○○○」に入っている各種の文様もすべて創作物として独占的著作権が認められるものだと主張し、検察も告訴人の独占的著作権を認め、被告人が告訴人の文様を無断で掲載したことは告訴人の著作財産権の侵害に当たると判断して起訴をした。

一方、被告人は「○○○○○」に盛り込まれている文様が伝統文様に過ぎず、告訴人の創作性及び独占的著作権が認められないという旨を主張している。「○○○○○」に入っている文様を使用した人らが告訴人と文様使用契約を締結した事実、無断使用の場合は事後的に合意した事実、告訴人が作成した文様スケッチなどによると、告訴人の独占的著作権が認められると判断されるが、被告人が上記のように争っているため、文様の創作性及び独占的著作権の有無に対する客観的な機関の意見が必要と判断し、ソウル中央地方法院はデザイン紛争調停委員会に事実の照会を依頼した。

②争点事項

本件の争点事項は、告訴人 A が編集著作物として登録した「○○○○○」に盛り込まれている文様の中で、デザイン紛争調停委員会に提出した文様が伝統文様を元に告訴人 A が創作した創作物か否か及びこれによって独占的著作権が認められるか否かだった。

③調停部の意見

告訴人 A の編集著作物「○○○○○」に記載された文様は、昔から色々な人の手を経て作られ修正・整理された伝統文様をモチーフに多少のデザイン的変形が加味された 2 次的創作物と判断される。

法理的側面では、伝統文様の選択とパターンの変化も 2 次的創作物として独自の著作権として認められるため、被告人が著作物の変形なしにそのまま使用したならば、著作

¹⁷ 2012デザイン法律諮問・紛争調停事例集(デザイン紛争調停委員会)をまとめたものである。

権の侵害と判断される。但し、著作権ではなく、デザイン保護法による文字体デザインの要素である形状・模様・色彩の観点から創作の有無を判断し、デザイン権を付与する基準から見ると、資料の限界があり、判断し難い。

④調停の結果

デザイン保護法的な側面から見ると、文字体の個別的な創作の有無を審査した後、デザイン権を付与する方法(存続期間 15 年、事件当時の法令による。)ではなく、著作権による 2 次的創作物である文様全体を編集著作物として登録し保護を受けるには、デザイン権の濫用とみなされる余地が大きいと判断される。

(8)デザイン紛争調停事例 2¹⁸

デザイン権侵害製品のオンラインショッピングモールでの販売による紛争

①事件の概要

申請人 A 社は、代表取締役を務めるデザイナーが直接デザインした製品を自社のショッピングモールで販売する中小メーカーである。主な生産品は、メタル素材の携帯電話ケースで、事前に特許庁にデザイン権を登録し他人のデザイン無断盗用に対する警告を掲載するなど知的財産権の保護に対する基本的な知識を持っている業者である。

A 社は、自社がデザイン権を登録し生産している携帯電話のケースについて、被申請人 B がオンラインショッピングモールに個人事業者として登録をし、A 社の製品のデザインを無断で盗用した中国製品を輸入・販売することを発見した。これを受け A 社は B に対し、民事・刑事上の責任を負う可能性があるということを知り、製品販売の中止を要求したが、B は一時的に販売を中止した後、一定期間後に販売行為を再開した。これについて A 社は、被申請人 B のデザイン権の侵害有無と販売行為に対する紛争調停を申請した。

②調停の開始

デザイン紛争調停委員会は、運営規定第 11 条(事実調査)2 項に基づいて、調停前に

¹⁸ 2012デザイン法律諮問・紛争調停事例集(デザイン紛争調停委員会)をまとめたものである。

デザイン法律顧問に被申請人 B が A 社製品のデザイン権を侵害したか否かに対する事実確認を要請した。2012 年 12 月末、デザイン法律顧問は A 社製品のデザイン権を被申請人 B が侵害したという諮問の結果を紛争調停委員会に提出し、これを受け、紛争調停委員会は申請人 A 社に結果を案内し、調停を開始するかどうかを確認した。

調停委員会が A 社に案内したのは開始手続きに関するもので、被申請人 B に調停開始を通知し、答弁書の提出を要求し、答弁書を A 社が受け入れれば調停前の合意となるが、受け入れを拒否すれば、調停委員会を開催するという内容で、この場合、争点事項である被申請人 B 側が直ちに製品の販売を中止し、これまでに発生した収益を基準に A 社に損害賠償をするという調停の案内だった。

③調停の取下げ

申請人 A 社は、デザイン紛争調停委員会の調停開始の案内について 2013.1.4、自社の知的財産権の保護のために、より積極的な方法として刑事告発と民事上損害賠償方法について問い合わせた。

紛争調停委員会は A 社の問い合わせについて、調停は、費用と時間がたくさんかかる訴訟制度の代案であって、費用負担なしに迅速に紛争を解決することで申請人と被申請人の被害を迅速かつ円満に救済できるということにその意味があるという案内をし、参考として刑事告発及び民事上損害賠償方法を説明した。

2013.1.9 申請人 A 社はデザイン紛争調停委員会の調停案内によって、紛争解決方法を決めることができたことに感謝の気持ちを表した。その上、A 社は、紛争調停によって、被申請人 B が製品の販売を中止し損害賠償をすることで紛争の解決を図ることもできるが、より攻撃的に自社製品のデザイン権を保護するために刑事告発を行い、その結果を自社のホームページに載せることでデザイン権利を守ることにした。そのため、申請人 A 社は上記事件の紛争調停申請を取り下げた。

7. 産業技術紛争調停委員会

(1) 設置の根拠及び目的(産業技術の流出防止及び保護に関する法律第 23 条)

第23条(産業技術紛争調停委員会)

①産業技術の流出に対する紛争を迅速に調停するために、産業通商資源部長官所属

下に産業技術紛争調停委員会(以下、「調停委員会」という。)を設置する。〈改正2008.2.29.、 2013.3.23.〉

企業の経済的・時間的負担を減らし、産業技術流出による紛争を迅速かつ公正な解決を図るために設置した。

(2) 適用対象及び要件

産業技術流出に関する紛争が調停の対象となり、特許権との関連性が高い。産業技術の定義は、次のとおりである。

第2条(定義)

この法律において使用する用語の定義は、次のとおりである〈改正2011.7.25.、2015.1.28.〉。

1. 「産業技術」とは、製品又はサービスの開発・生産・普及及び使用に必要な諸般方法乃至技術上の情報の中から行政機関の長(当該業務が委任又は委託の場合は、その委任又は委託を受けた機関や法人・団体の長をいう。)が産業競争力の向上及び流出防止などのために、この法律若しくは他の法律又はこの法律若しくは他の法律において委任した命令(大統領令・総理令・部令に限る。この条においては、以下同じ。)に従って指定・告示・公告・認証する次の各目のいずれかに該当する技術のことをいう。

イ.第9条に基づいて告示された国家コア技術

ロ.「産業発展法」第5条に基づいて告示された先端技術の範囲に属する技術

ハ.「産業技術革新促進法」第15条の2に基づいて認証された新技術

ニ.「電力技術管理法」第6条の2に基づいて指定・告示された新しい電力技術

ホ.「環境技術及び環境産業支援法」第7条に基づいて認証された新技術

ヘ.「建設技術振興法」第14条に基づいて指定・告示された新しい建設技術

ト.「保健医療技術振興法」第8条に基づいて認証された保健新技術

チ.「素形材産業の振興と先端化に関する法律」第14条に基づいて指定されたコア素形材技術

リ.その他に法律又は当該法律において、委任した命令に基づいて指定・告示・公告・認証する技術の中から産業通商資源部長官が官報に告示する技術

(3)委員の資格基準(産業技術の流出防止及び保護に関する法律第23条第3項)

第23条(産業技術紛争調停委員会)

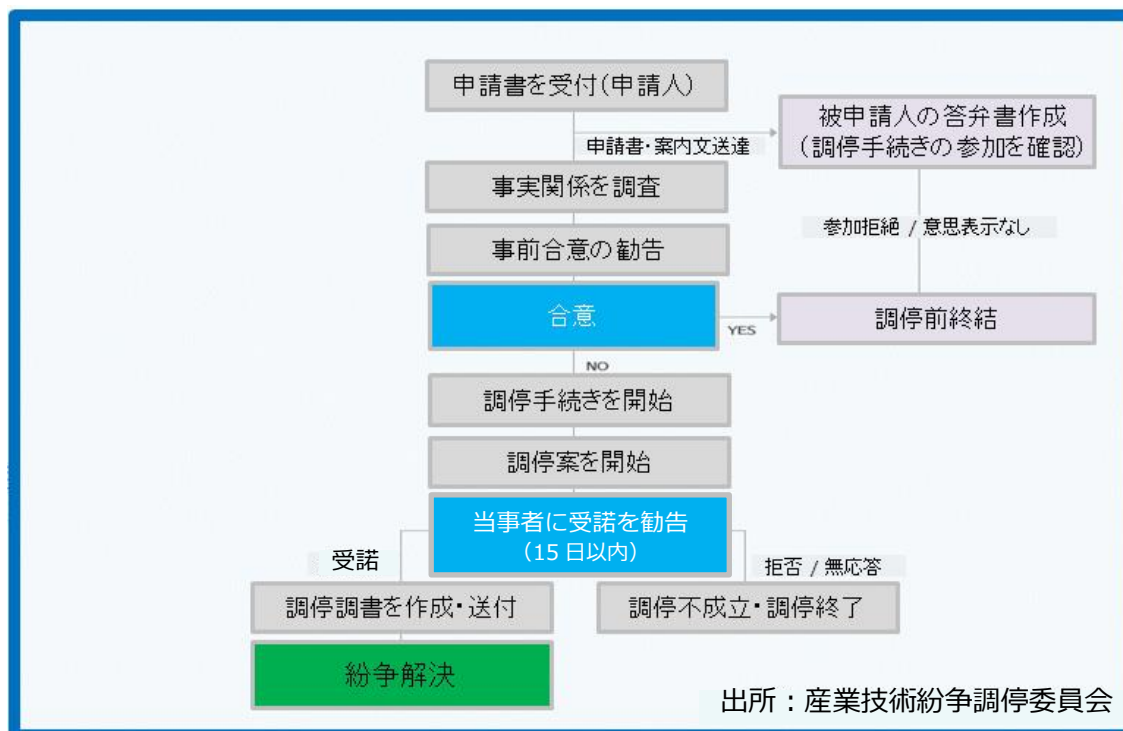
①(省略)

②(省略)

③調停委員会の委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から大統領令で定めるところによって、産業通商資源部長官が専門分野と性別を考慮し、任命又は委嘱する。〈改正2008.2.29.、2013.3.23.、2015.1.28.〉

1. 大学や公認の研究機関において助教授以上又はそれに相当する職にあり、又はあった者であって、技術又は情報の保護関連分野を専攻した者
2. 4級又は4級相当以上の公務員又はこれに相当する公共機関の職にあり、又はあった者であって、産業技術流出の防止業務に関する経験がある者
3. 産業技術の保護事業を営む企業又は産業技術の保護業務を遂行する団体の役職にある者
4. 判事・検事又は弁護士の資格を有する者

(4) 手続き概要



8. 中小企業技術紛争調停仲裁委員会

(1) 設置の根拠及び目的(中小企業技術保護支援に関する法律第23条第1項)

第23条(中小企業技術紛争調停・仲裁委員会の設置)

①中小企業技術の保護と関連する紛争を迅速に調停・仲裁するために、中小企業庁長所属に中小企業技術紛争調停・仲裁委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

中小企業技術の流出、奪取、盗用などによる中小企業の被害と関連した紛争を簡単な手続きと低費用で解決することを目的とする。

(2) 適用対象及び要件

中小企業技術と関連する全ての紛争が対象となり、中小企業技術の定義は、次のとおりである。

第2条(定義) この法律において使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「中小企業」とは、「中小企業基本法」第2条に基づく中小企業をいう。
2. 「中小企業技術」とは、中小企業及び「中小企業技術革新促進法」第2条第2号に基づく中小企業者が直接生産又は生産する予定である製品若しくはサービスの開発・生産・普及及び使用に必要な独立した経済的価値を持つ技術又は経営上の情報をいう。

(3) 委員の資格基準(中小企業技術保護支援に関する法律第23条第4項)

第23条(中小企業技術紛争調停・仲裁委員会の設置)

①～③ (省略)

④委員会の委員(以下、「委員」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者の中から中小企業庁長が任命又は委嘱し、委員長は委員の中から互選する。

1. 大学や公認の研究機関において助教授以上又はそれに相当する職に在職し、又は
在職した者であって、技術又は情報保護関連の分野を専攻した者
2. 4級又は4級相当以上の公務員又はそれに相当する公共機関の職に在職し、又は

在職した者であって、中小企業技術保護に関する経験がある者

3. 判事又は検事の職にある者

4. 弁護士、弁理士、公認会計士又は技術士の資格を有する者

5. 「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第14条に基づく技術取引士

6. その他に中小企業の技術保護に関する学識と経験が豊富な者

(4) 手続きの流れ



出所：中小企業技術紛争調停委員会

※ 関連規定

「中小企業技術保護支援に関する法律」第23条～第28条

「中小企業技術保護支援に関する施行令」第12条～第18条

「中小企業紛争調停・仲裁運営細則」(中小企業庁告示第2015-4号)

9. 配置設計審議調停委員会

(1) 設置の根拠及び目的(半導体集積回路の配置設計に関する法律第25条第1項)

第25条(配置設計審議調停委員会)

①配置設計権・専用利用権及び通常利用権に関する事項を審議し、この法律に基づいて保護される権益に関する紛争(以下、「紛争」という。)を調停するために配置設計審議調停委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

半導体集積回路の配置設計に関する法律に基づく配置設計権、専用利用権及び通常利用権に関する事項を審議し、法律に基づいて保護される権益に関する紛争調停を行うために設置した。しかし、現在まで開催されたことはない(2016年9月基準)。

(2) 適用対象及び要件

配置設計などの定義に関する規定は、次のとおりである。

第2条(定義) この法律において使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「半導体集積回路」とは、半導体材料又は絶縁材料の表面や半導体材料の内部に一つ以上の能動素子を含む回路素子などと、それらを連結する導線が分離できない状態で同時に形成され、電子回路の機能を持つように製造された中間及び最終段階の製品をいう。

2. 「配置設計」とは、半導体集積回路を製造するために複数の回路素子及びそれらを連結する導線を平面的又は立体的に配置した設計をいう。

3. 「創作」とは、配置設計製作者の知的努力の結果により、通常的でない配置設計を製作する行為をいう。この場合、通常的な配置設計要素の組み合わせにより構成された場合であっても、全体的に見たときに通常的でない配置設計を製作する行為は創作とみなす。

4. 「利用」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

イ.配置設計を複製する行為

ロ.配置設計に基づいて半導体集積回路を製造する行為

ハ.配置設計、配置設計に基づいて製造された半導体集積回路又は半導体集積回路を使用して製造された物品(以下、「半導体集積回路」という。)を譲渡・貸与又は展示(譲

渡・貸与のための場合に限る。)又は輸入する行為

5. 「配置設計権」とは、配置設計を第21条第1項に基づいて特許庁長に設定登録することによって発生する権利をいう。[全文改正 2008.12.26.]

上記の規定によると、配置設計権は、配置設計を無断複製などの侵害から保護し、配置設計に関する創作者の権利を保護するための産業財産権の一つである。

配置設計権・専用利用権及び通常利用権に関する事項を審議し、この法律に基づいて保護される権益に関する紛争がその対象となる。

(3) 委員の資格基準

- 弁護士又は弁理士の資格を有する者
- 大学において関連学科の助教授以上の職にある者
- 関連業界において10年以上従事した者
- 非営利民間団体支援法第2条の規定に基づく非営利民間団体が推薦した者

(4) 手続きに関する規定

第27条(調停手続き) ①紛争の調停を受けようとする者は、申請の趣旨と原因を明らかにし、委員会にその調停を申請することができる。

②委員会は、第1項の申請があった日から6ヵ月以内に調停を行わなければならない。

③委員会の調停手続きに関し、この法律で規定していない事項は「民事調停法」を準用する。

第28条(調停部) 委員会の紛争調停業務を効率的に遂行するために委員会に3名の委員で構成された調停部を設置する。但し、その中の1名は弁護士資格や弁理士資格のある者でなければならない。

第29条(調停の成立) ①調停は、当事者間で合意された事項を調書に書くことによって成立する。

②第1項に基づく調書は裁判上の和解と同じ効力を持つ。但し、当事者が任意で処

分できない事項に関する場合は、その限りでない。

第30条(調停の不成立) 次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、調停が成立しないものとみなす。

- 1.当事者が委員会から出席又は関連書類の提出を求められたが、正当な事由なしに2回以上応じなかった場合

第31条(調停費用) ①調停費用は申請人が負担し、調停申請をするときに前払いしなければならない。但し、調停が成立した場合であって、特約がなければ当事者が均等に負担する。

- ② 第1項の調停費用は委員会で定める。

第32条(消滅時効の中断など) ①調停申請は時効中断の効力を持つ。

- ②調停が成立されなかった場合には、その不成立が確定された日から1ヵ月以内に訴訟を提起しなければ時効中断の効力は発生しない。[全文改正 2008.12.26.]

V. 知的財産権に係る ADR 機関による解決

- 1. 韓国公正取引調停院**
- 2. 電子文書・電子取引紛争調停委員会**
- 3. 情報保護産業紛争調停委員会**
- 4. 言論仲裁委員会**
- 5. 貿易委員会(KTC)**
- 6. オンライン広告紛争調停委員会**

1. 韓国公正取引調停院

(1)設置の根拠及び目的(独占規制及び公正取引に関する法律第48条の2第1項)

第48条の2(韓国公正取引調停院の設立など)

①次の各号の業務を遂行するために韓国公正取引委員会(以下、「調停院」という。)を設立する。<改正201.3.21.>

1. 第23条(不公正取引行為の禁止)第1項を違反した疑いのある行為と関連する紛争の調停
2. 他の法律において調停院が担当することになる紛争の調停
3. 市場又は産業の動向と公正競争に関する調査及び分析
4. 事業者の取引慣行と形態の調査及び分析
5. その他に公正取引委員会から委託を受けた事業

不公正取引行為による中小企業の被害を当事者間の自律的な調停を通じて迅速に解決し、急激に変化する経済環境に対応し、新たに発生する産業分野及び取引形態に対する調査研究を通じてエンフォースメントの効率性を支援するとともに、競争文化の拡大に向けて教育機能を遂行する機構の必要性が提起され、本機関を設立した。

(2) 適用対象及び要件

不公正取引行為により発生した事業者間の紛争であって、公正取引、加盟事業の取引、下請負、大規模流通業の取引における不公正行為及び不公正約款による事業者間の紛争が対象となる。

具体的には次のような紛争が該当する。

① 公正取引法第23条(不公正取引行為の禁止)第1項を違反した疑いのある行為と関連する紛争(取引上の地位乱用、取引拒絶、事業活動の妨害、差別的な取扱いなど)。但し、不当な支援行為、共同の取引拒絶行為、系列会社のための差別行為、集团的な差別行為、継続的な不当の安売りによる競争事業者の排除行為は、行為の内容・性格及び程度などを鑑み、公正取引委員会において是正処置又は是正勧告を通じて処理した方が

適合であるため、公正取引紛争調停協議会の紛争調停申請対象から除外されている。

②加盟事業取引関連の当事者間紛争(加盟本部の虚偽・誇張情報の提供、不当な契約解約及び加盟金返還など)

③下請負に関連する当事者間の紛争(下請負代金の未払い、不当減額、手形割引料の未払い、不当な発注取消・受領拒否など)

④大規模流通業関連の当事者間紛争(商品代金の未払い、販売促進費用の負担転嫁、契約期間中の契約条件の変更など)

⑤約款関連の当事者間紛争(顧客に対し不当に加重な損害賠償の義務を負担させる約款、法律による顧客の解除権を排除・制限する約款などの不公正約款によって被害を受けた場合)

但し、調停申請をする前に公正取引委員会が調査中である事件、調停申請の内容が約款の解釈やその履行を要求する事件、約款の無効判定を要求する事件、当該紛争調停事項に対し法院に訴訟を提起した事件、紛争解決や被害補償に関する合意が行われた事件、「仲裁法」に基づいて仲裁が進行中であり、又は申請された事件、不公正約款により被害を受けた顧客が「消費者基本法」に基づく消費者である事件は除外される。

(3) 委員の資格基準(独占規制及び公正取引に関する法律第48条の3第4項)

第48条の3(公正取引紛争調停協議会の設置及び構成)

①第23条(不公正取引行為の禁止)第1項を違反した疑いのある行為と関連した紛争を調停するために、調停院に公正取引紛争調停協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

②協議会は、協議会委員長1名を含む7名以内で協議会委員を構成する。

③協議会委員長は調停院の長が兼任する。

④協議会委員は、独占規制及び公正取引又は消費者分野において経験又は専門知識がある者であって、次の各号のいずれかに該当する者の中から調停院の長の推薦により公正取引委員会の委員長が任命又は委嘱する。この場合、次の各号のいずれかに該当する者が1名以上含まなければならない。

1. 大統領令で定める要件を備えた公務員の職にある者
2. 判事・検事又は弁護士職に、統領令で定める期間以上を勤務した者
3. 法律・経済・経営又は消費者関連分野の学問を専攻し、大学や公認の研究機関に

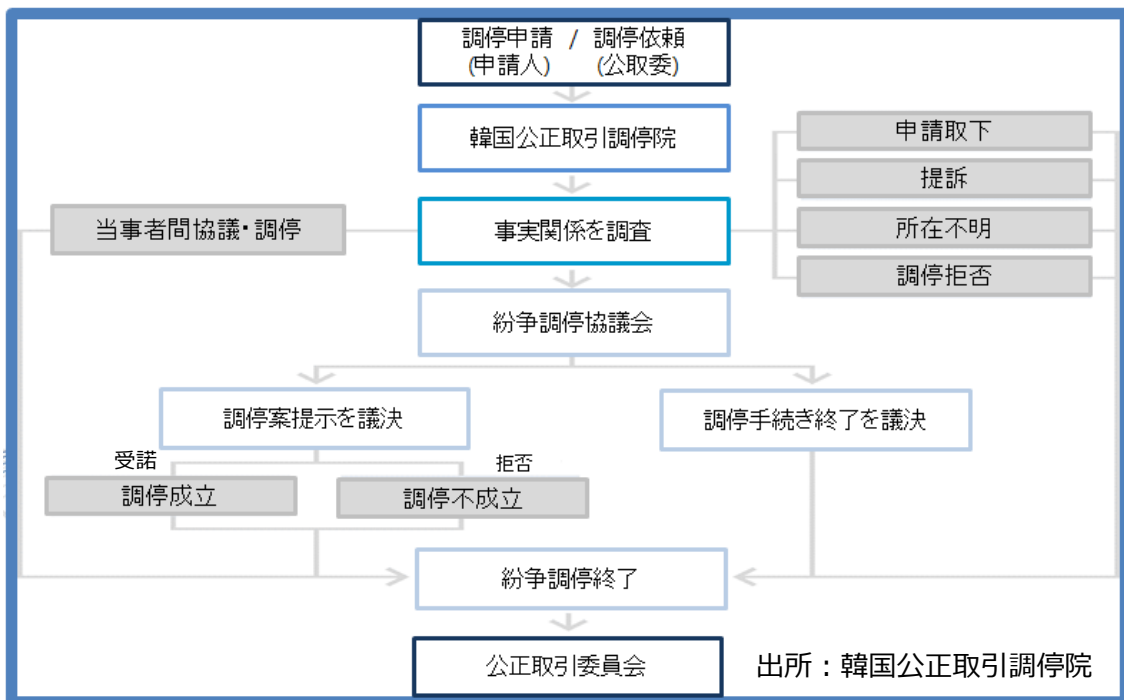
において大統領令で定める期間以上を勤務した者であって、助教授以上又はそれに相当する職にあった者

4. 企業経営及び消費者保護活動に、大統領令で定める期間以上に従事した経歴のある者

⑤協議会委員の任期は3年とし、再任することができる。

⑥協議会委員の中で欠員が生じたときには、第4項に基づいて補欠委員を委嘱しなければならないが、その補欠委員の任期は前任者の残りの任期とする。

(4)手続き概要



2. 電子文書・電子取引紛争調停委員会

(1) 設置の根拠及び目的（電子文書及び電子取引基本法第32条第1項）

第32条(電子文書・電子取引紛争調停委員会の設置及び構成など)

①電子文書及び電子取引に関する紛争を調停するために、電子文書・電子取引紛争調停委員会(以下、この章では「委員会」という。)を設置する。.

消費者の被害救済と健全な電子取引文化の定着に向けて制度改善及び紛争調停業務サービスの質的改善のために設置した。

(2) 適用対象及び要件

第2条(定義) この法律において使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「電子文書」とは、情報処理システムによって電子的形態で作成、送信・受信又は保存される情報をいう。
2. 「情報処理システム」とは、電子文書の作成・変換、送信・受信又は保存のために利用される情報処理能力を持つ電子的装置又は体系をいう。
3. 「作成者」とは、電子文書を作成して送信する者をいう。
4. 「受信者」とは、作成者が電子文書を送信する相手方をいう。
5. 「電子取引」とは、財貨やサービスを取引するときに、その全部又は一部が電子文書によって処理される取引をいう。
6. 「電子取引事業者」とは、電子取引を業とする者をいう。
7. 「電子取引利用者」とは、電子取引を利用する者であって、電子取引事業者以外の者をいう。
- 8.～10. (省略)

電子文書は電子記録の一つの種類であり、コンピュータなどの情報処理能力を持つ装置によって電子的な形態で生成、流通・保管される文書であると定義され、電子取引は、情報の伝達がコンピュータネットワークを通じて行われるという要素が前提となっているものであり、商品とサービスの取引過程において全ての電子的媒体が活用されている取引であると定義することができる。このような電子文書及び電子取引に関する紛争

が、その調停の対象となる。

知的財産権と関連しては特許権(BM発明)、商標権(電子的な表示行為)が関連性ある。

(3) 委員の資格基準 (第32条(電子文書・電子取引紛争調停委員会の設置及び構成など))

第32条(電子文書・電子取引紛争調停委員会の設置及び構成など)

①(省略)

②(省略)

③委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から未来創造科学部長官が任命又は委嘱し、委員長は委員の中から互選する。<改正2013.3.23.>

1. 大学や公認の研究機関において助教授以上又はそれに相当する職にあり、又はあった者であって、電子文書又は電子取引関連分野を専攻した者

2. 4級以上の公務員(高位公務員団に属する一般職公務員を含む。)又はこれに相当する公共機関の職にあり、又はあった者であって、電子文書又は電子取引業務に関する経験がある者

3. 判事・検事又は弁護士資格を有する者

4. 「非営利民間団体支援法」第2条に基づく非営利民間団体において推薦した者

5. その他に電子文書又は電子取引と紛争調停に関する学識と経験がある者

<電子文書及び電子取引基本法>

第33条(紛争の調停) ①電子文書及び電子取引と関連する被害の救済と紛争の調停を受けようとする者は、委員会に紛争の調停を申請することができる。但し、他の法律に基づいて紛争調停が完了した場合は除外する。

②調停は3名以内の委員で構成される調停部(以下、「調停部」という。)で行う。但し、委員会において調停することに議決された事件の場合には、委員会において行う。

③調停部の委員は事件ごとに各々委員会の委員の中から委員長が指名し、第32条第3項第3号に該当する者が1名以上含まなければならない。

④委員会又は調停部は、第1項に基づく紛争調停の申請を受け付けた日から45日以内に調停案を作成し、紛争当事者(以下、「当事者」という。)に勧告しなければならない。但し、やむを得ない事情によりその期限を延長しなければならない場合には、

その事由と期限を明示して当事者に通知しなければならない。

⑤第4項に基づく調停案には、申請の趣旨に反しない範囲内で原状回復、損害賠償及びその他の被害救済のために必要な処置事項を含めることができる。<新設2015.6.22.>

⑥第4項の本文に基づいて勧告を受けた当事者は、勧告を受けた日から15日以内に調停案に対し同意か否かを委員会又は調停部に知らせなければならない。この場合、15日以内に意思表示がないときには受諾したものとみなす。<改正2015.6.22.>

⑦第1項から第6項まで規定した事項以外に、調停手続きに関して必要な事項は大統領令で定める。<改正2015.6.22.>

<電子文書及び電子取引基本法施行令>

第20条(紛争調停の手続き) ①電子文書及び電子取引と関連する被害の救済と紛争の調停を受けようとする者は、委員会で定めることに従って調停申請書を委員会に提出しなければならない。

②委員会は第1項に基づき申請を受け付けたときには、遅滞なく紛争当事者にその内容を通知して調停前に合意を勧告することができる。

③第2項に基づき合意が成立しなかった場合、委員長は担当調停部を指定し、第1項に基づき調停申請を回付する。

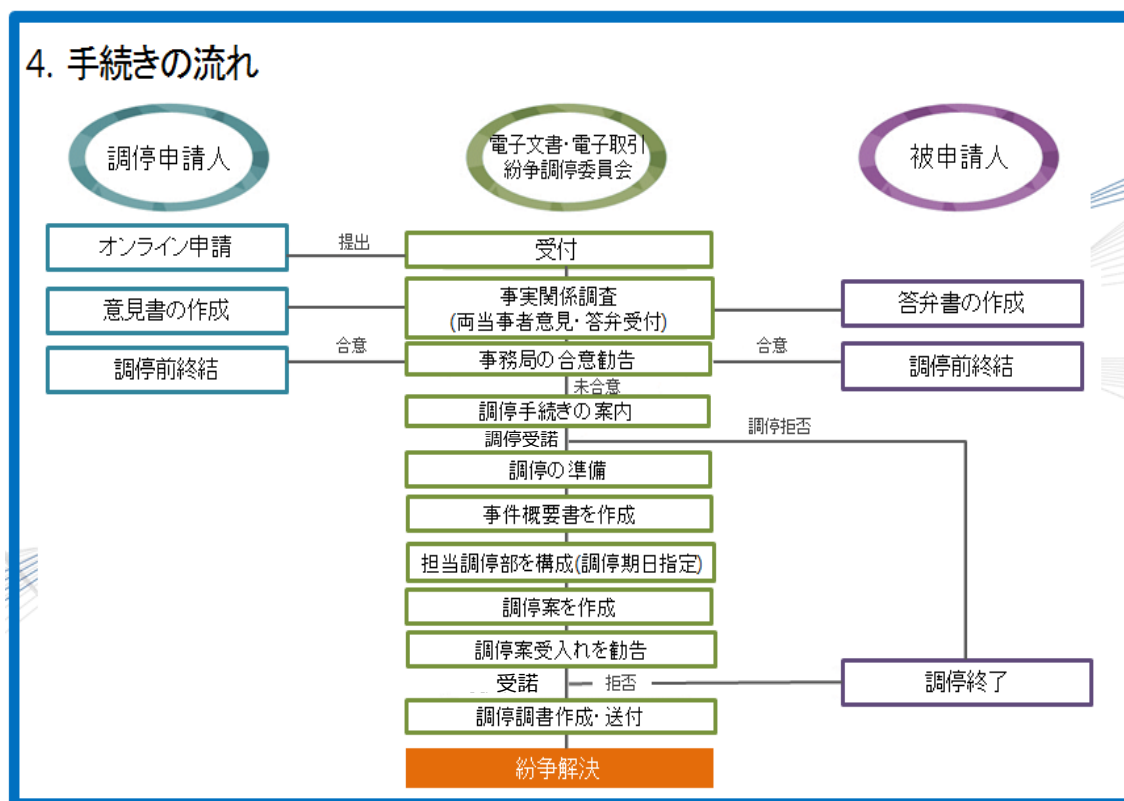
④第3項に基づき調停申請の回付を受けた調停部は、法律第34条2項に基づいて紛争当事者又は参考人の出席を要求するためには、出席7日前まで出席要求の事由などを通知しなければならない。

⑤第4項に基づき通知を受けた紛争当事者又は参考人は、指定された日時に出席し、意見の陳述や書面にて意見を提出することができる。

第21条(紛争調停費用) ①法律第37条第1項に基づき委員会が申請人に対し調停費用を出すように定めた事件の場合には、その事件の申請人は、調停を申請するときその費用を前払いしなければならない。

②第1項に基づく調停費用の金額は委員会で定める。

(4) 手続きに関する規定及び概要



出所：電子文書・電子取引紛争調停委員会

3. 情報保護産業紛争調停委員会

(1) 設置の根拠及び目的（情報保護産業の振興に関する法律第25条第1項）

第25条(紛争調停委員会の設置)

① 情報保護製品及び情報保護サービスの開発・利用などに関する紛争を調停するために情報保護産業紛争調停委員会(以下、「調停委員会」という。)を設置する。但し、著作権と関連する紛争は「著作権法」に基づき、放送通信と関連する紛争の中、「放送法」第35条の3に基づく紛争調停の対象、又は「電気通信事業法」第45条に基づく裁定の対象、又は「個人情報保護法」第40条に基づく調停の対象になる紛争は、各々当該法律の規定に従う。

情報保護と関連する被害は、波及速度が非常に速く広範囲であり、原状回復が難しいという点などにおいてその他の種類の被害とは異なる。国内情報保護市場が持続的に増加する見通しであることから、このような被害の予防及び対応に向け2015年12月23日に情報保護産業の振興に関する法律が施行され、これを根拠に情報保護産業紛争調停委員会が発足した。

(2) 適用対象及び要件

第2条(定義) ①この法律において使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「情報保護」とは、次の各目の活動のための管理的・技術的・物理的手段(以下、「情報保護システム」という。)を構築することをいう。

イ.情報の収集、加工、保存、検索、送信、受信の中で発生する情報の毀損、変造、流出などを防止及び復旧すること

ロ.暗号・認証・認識、監視などの保安技術を活用して、災難・災害・犯罪などに対応し、関連装備・施設を安全に運営すること

2. 「情報保護産業」とは、情報保護のための技術(以下、「情報保護技術」という。)及び情報保護技術が適用された製品(以下、「情報保護製品」という。)を開発・生産又は流通やこれと関連したサービス(以下、「情報保護サービス」という。)を提供する産業をいう。

3. 「情報保護企業」とは、情報保護産業と関連した経済活動(以下、「情報保護事業」という。)を営為する者をいう。

4. 「利用者」とは、情報保護企業が提供する情報保護技術、情報保護製品及び情報保護サービス(以下、「情報保護技術など」という。)を利用する者をいう。

5.～6. (省略)

②(省略)

上記の定義規定による情報保護に該当する製品及びサービスの開発・利用などに関連する紛争事件である。但し、①著作権と関連する紛争は「著作権法」、②放送通信と関連した紛争中、「放送法」第35条の3に基づく紛争調停の対象、③「電気通信事業法」第45条に基づく裁定の対象、④「個人情報保護法」第40条に基づく調停の対象となる紛争は、調停の例外となる。

当該紛争と関連のある知的財産権は、特許権と商標権である。

(3) 委員の資格基準（情報保護産業の振興に関する法律第25条第3項）

第25条(紛争調停委員会の設置)

①(省略)

②(省略)

③調停委員会の委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から未来創造科学部長官が任命又は委嘱する。

1. 「高等教育法」第2条に基づく学校の法学又は情報保護関連分野の学科において助教授以上の職に在職しており、又は在職した者

2. 判事・検事又は弁護士資格を有する者

3. 情報保護産業に対する学識と経験が豊富な者

4. 利用者保護機関又は団体に所属している者

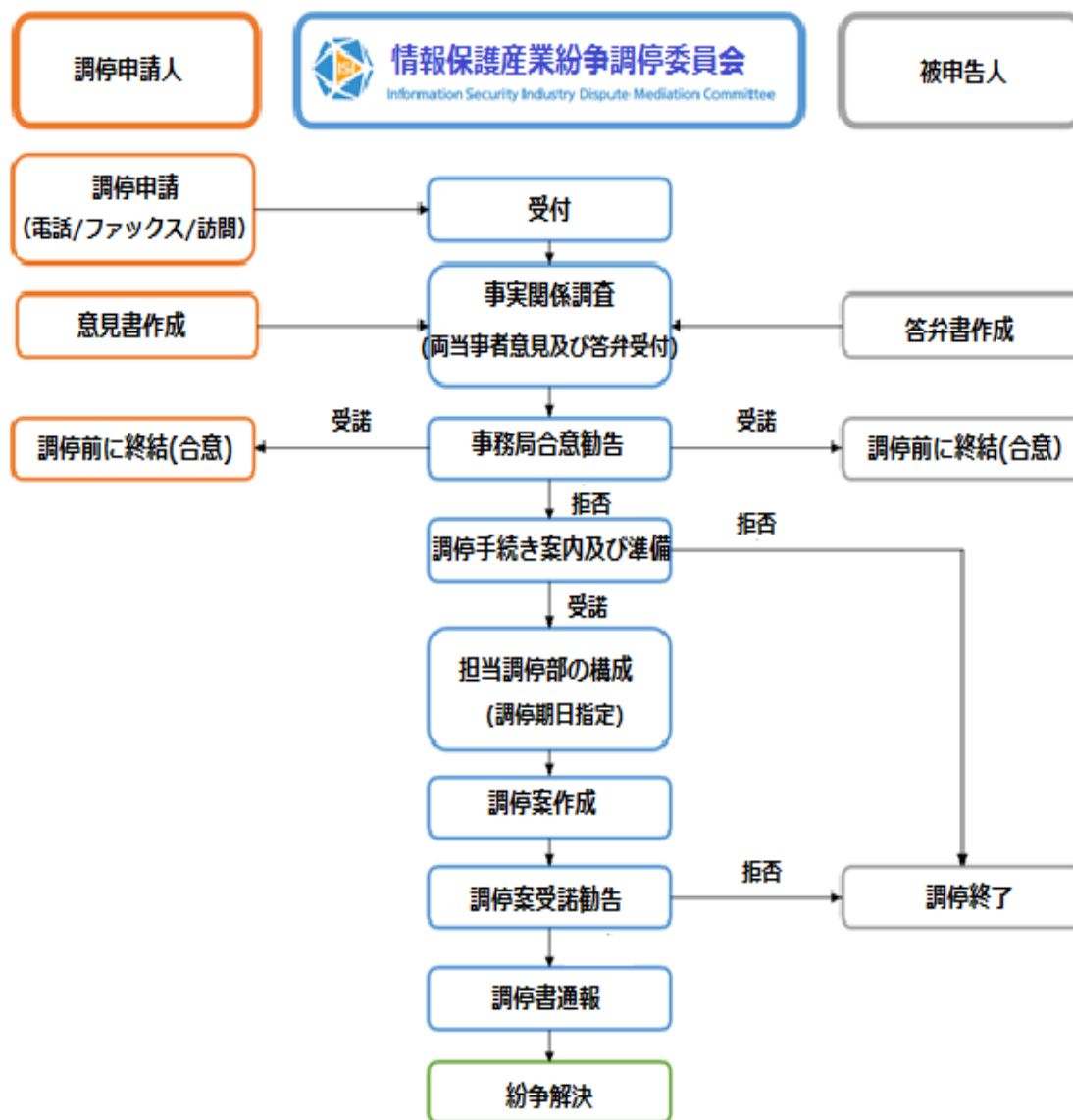
5. 4級以上の公務員(高位公務員団に属する一般職公務員を含む。)又はそれに相当する公共機関の職にあり、又はあった者であって、情報保護産業振興業務又は消費者保護業務に関する経験がある者

④ 調停委員会の委員長は調停委員の中から互選する。

⑤ 委員は非常任であり、公務員でない委員の任期は3年とし、1回に限り再任することができる。但し、第3項第5号に基づき任命された公務員である委員は、その職に在職する間は再任する。

⑥ ～ ⑦ (省略)

(4) 手続きの流れ図



出所：情報保護産業紛争調停委員会

4. 言論仲裁委員会

(1) 設置の根拠及び目的(言論仲裁及び被害救済に関する法律第7条第1項)

第7条(言論仲裁委員会の設置)

①メディアなどの報道又は媒介(以下、「メディア報道など」という。)による紛争の調停・仲裁及び侵害事項を審議するために、言論仲裁委員会(以下、「仲裁委員会」という。)を設置する。

言論の自由と公的責任の調和を図るために設置した。

(2) 適用対象及び要件

第7条(言論仲裁委員会の設置)

①(省略)

②仲裁委員会は、次の各号の事項を審議する。

1. 仲裁部の構成に関する事項
2. 仲裁委員会規則の制定・改正及び廃止に関する事項
3. 第11条第2項に基づく事務総長の任命について同意
4. 第32条に基づく是正勧告の決定及びその取消の決定
5. その他に仲裁委員会委員長が会議に付す事項

第32条(是正勧告) ①仲裁委員会は、メディアの報道内容による国家的法益、社会的法益又は他人の法益の侵害事項を審議し、必要な場合には当該メディアに書面にてその是正を勧告することができる。

②仲裁委員会は、是正勧告の基準を定め、公表しなければならない。

③是正勧告は、メディアに対し勧告的効力を持つことに留まる。

④仲裁委員会は、メディア各社に是正勧告した内容を外部に公表することができる。

⑤是正勧告に不服のメディアは、是正勧告の通知を受けた日から7日以内に仲裁委員会に再審を請求することができる。

⑥メディアは再審手続きに出席して発言し、関連資料を提出することができる。

⑦仲裁委員会は再審の請求が正当であると認められるときには、是正勧告を取り消さなければならない。

⑧第1項に基づく是正勧告の方法・手続きとその他の必要な事項は、大統領令で定める。

メディアなどの報道又は媒介による紛争の調停・仲裁及び侵害事項がその対象となる。関連のある知的財産権は商標権(姓名権関連)がある。

(3) 委員の資格基準

第7条(言論仲裁委員会の設置)

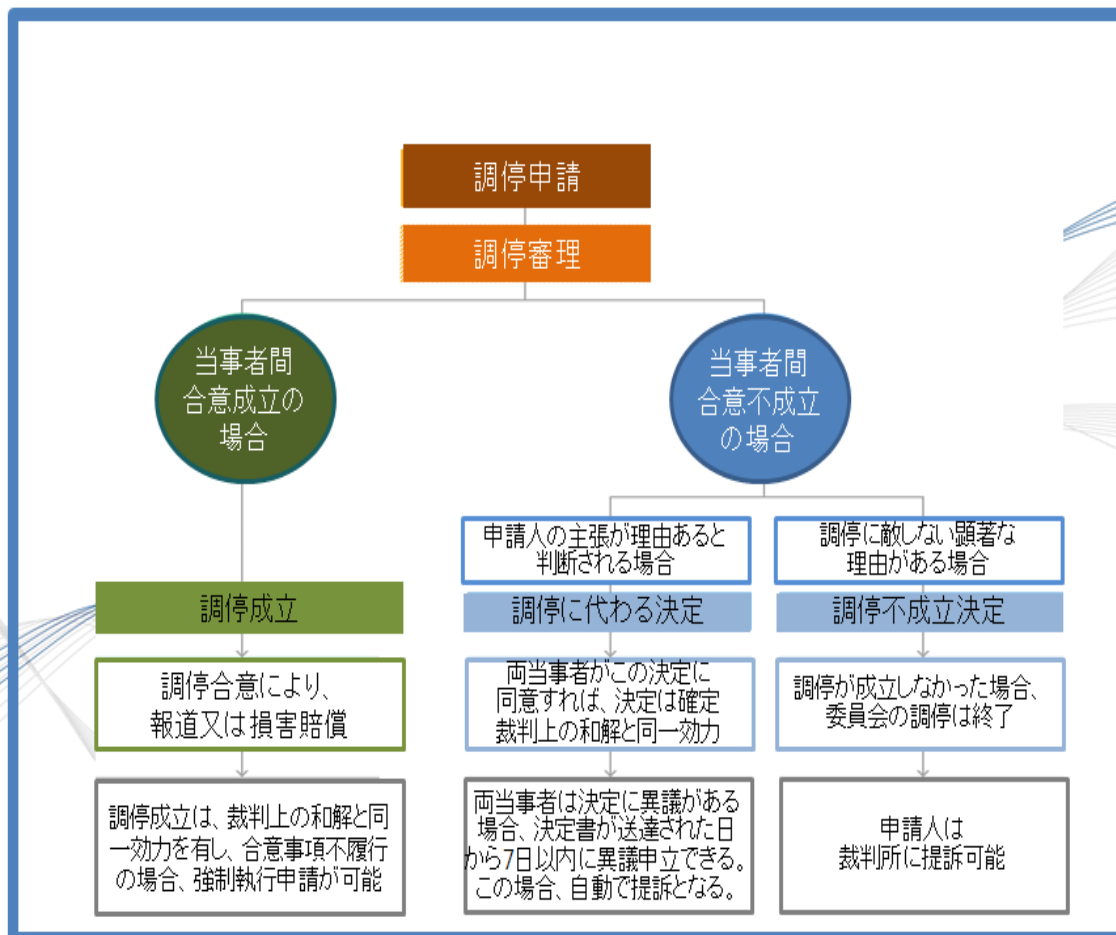
①～② (省略)

③仲裁委員会は40名以上90名以内で仲裁委員を構成し、仲裁委員は、次の各号の者の中から文化体育観光部長官が委嘱する。この場合、第1号から第3号までの委員は各々仲裁委員定数の5分の1以上でなければならない。

1. 法官の資格を有する者の中から法院行政処長が推薦する者
2. 弁護士の資格を有する者の中から「弁護士法」第78条に基づく大韓弁護士協会の長が推薦する者
3. メディアの取材・報道業務に10年以上従事した者
4. その他にメディアに関する学識と経験が豊富な者

(4) 手続き概要

① 調停手続き



出所：言論仲裁委員会

② 仲裁手続き



出所：言論仲裁委員会

(5) 調停及び仲裁現況

① 調停現況

年度	請求件数	名誉毀損	信用毀損	肖像権	姓名権	音声権	プライバシー	財産上損害	その他
2011	2,124	2,030		39	22		24	8	1
2012	2,401	2,110		128	43	8	101	10	1
2013	2,433	2,252		82	23	5	45	26	
2014	19,048	18,793		208	8	5	14	17	3
2015	5,227	4,891		205	14	10	56	51	
計	31,233	30,076	0	0	0	0	0	112	5

② 仲裁現況

年度	請求件数	名誉毀損	信用毀損	肖像権	姓名権	音声権	プライバシー	財産上損害	その他
2011	113	112		1					
2012	59	56		3					
2013	190	188					2		
2014	11	11							
2015	26	26							
計	399	393		4	0	0	2		0

5. 貿易委員会(KTC)

(1) 設置の根拠及び目的（不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律第27条第1項）

第27条(貿易委員会の設置)

①不公正貿易行為に対する調査・判定、輸入増加・ダンピング・補助金などによる国内産業被害の調査・判定、産業競争力の影響調査などに関する業務を遂行するために産業通商資源部に貿易委員会を設置する。<改正2013.3.23.>

② 第1項に基づく業務及び国際貿易制度の研究など、貿易委員会の業務を処理するために貿易委員会に事務機構を設置する。

米国のITC制度と類似に、産業資源部に「貿易委員会」を設置し、知的財産権侵害物

品などの輸入・販売する不公正貿易行為に対する調査判定・暫定処置・是正処置・課徴金の賦課などの業務を遂行するために設置した。

(2) 適用対象及び要件(不公正貿易行為及び産業被害救済に関する法律)

第4条(不公正貿易行為の禁止)

①何人も次の各号のいずれかに該当する行為(以下、「不公正貿易行為」という。)をしてはならない。〈改正2008.12.19.、2010.4.5.〉

1. 大韓民国の法令や大韓民国が当事者である条約に基づいて保護される特許権・実用新案権・デザイン権・商標権・著作隣接権・プログラム著作権・半導体集積回路の配置設計権や地理的表示又は営業秘密を侵害する物品など(以下、「知的財産権侵害物品など」という。)に関し、次の各目のいずれかに該当する行為

イ.海外から知的財産権侵害物品などを国内に供給する行為又は知的財産権侵害物品などの輸入又は輸入された知的財産権物品などを国内で販売する行為

ロ.知的財産権侵害物品などの輸出や輸出を目的に国内で製造する行為

2. 次の各目のいずれかに該当する物品などを輸出や輸入する行為

イ.原産地を偽って表示又は原産地を誤認するような表示をした物品など

ロ.原産地表示の損傷や変更した物品など

ハ.原産地表示をしていない原産地表示対象の物品

3. 品質などを偽って表示又は誇張して表示した物品などを輸出や輸入をする行為

4. 輸出入契約の履行と関連し、契約内容と著しく異なる物品などの輸出入又は紛争発生などを通じて大韓民国の対外信用を損傷させ、当該地域に対する輸出又は輸入に支障を及ぼす行為

②貿易委員会は、第1項第1号及び第3号に基づく違反行為の類型及び基準を定めて公告することができる〈新設2008.12.19.〉。

第28条(貿易委員会の所管業務)

貿易委員会の所管業務は、次のとおりである。

1. 不公正貿易行為の調査・判定及び暫定処置の決定

2. 不公正貿易行為を行った者に対する課徴金賦課
3. 輸入増加による国内産業被害の調査・判定
4. 次の各目に該当する処置の建議、中間再検討又は延長の検討
 - イ.セーフガードの処置及び暫定セーフガードの処置
 - ロ.サービスセーフガードの処置
 - ハ.特別セーフガードの処置及び暫定特別セーフガードの処置
 - ニ.自由貿易協定セーフガードの処置及び暫定自由貿易協定セーフガードの処置
5. 第22条の5に基づく貿易被害の調査、判定及び貿易被害支援処置の建議
6. 第25条に基づく国内産業の競争力に及ぼす影響などについて調査
7. 第25条の2に基づく交易相手国の国際貿易規範の違反による国内産業被害について調査
8. 「関税法」第51条から第56条までの規定に基づくダンピング防止関税の賦課のための産業被害調査の開始を決定、ダンピング事実の調査、ダンピングによる産業被害の調査・判定、ダンピング防止処置の建議、再審査など
9. 「関税法」第57条から第62条までの規定に基づく相殺関税の賦課のための産業被害調査の開始を決定、補助金などの支給事実の調査、補助金などによる産業被害の調査・判定、相殺処置の建議、再審査など
10. 削除〈2016.1.6.〉
11. 国際貿易に関する法規・制度及び紛争事例などの調査・研究
12. 他の法令に従って貿易委員会の所管として規定された事項
13. その他に公正貿易の促進など、貿易委員会で必要であると認める事項の調査及び建議

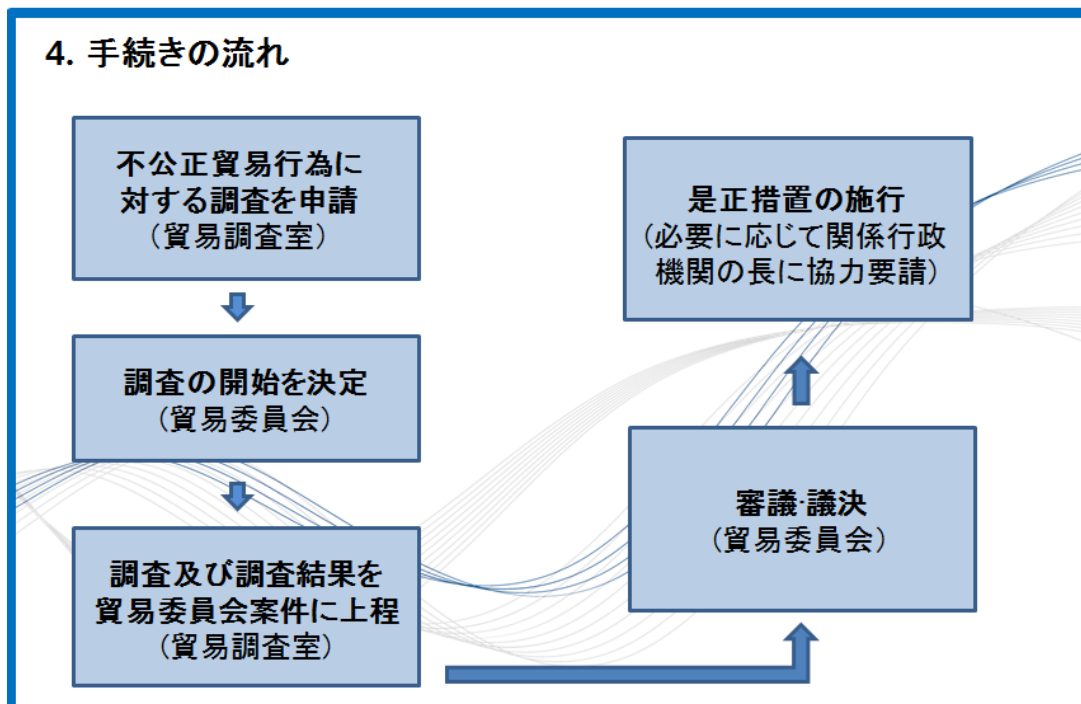
上記で規定する不公正貿易行為に該当し、これに対して調査、判定そして暫定処置などが貿易委員会業務の対象となる。

(3) 委員の資格基準（不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律第29条）

第29条(貿易委員会の構成など)

- ① 貿易委員会は委員長1名を含む9名以内の委員で構成する。
- ② 委員の中から大統領令で定める数の委員は常任とする。
- ③ 委員長と委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から、産業通商資源部長官の推薦で大統領が任命又は委嘱する(改正2013.3.23.)。
 1. 貿易振興・企業経営・会計・関税又は知的財産権分野に10年以上従事した経歴のある者
 2. 「高等教育法」第2条に基づく学校において法律学・経済学・経営学又は行政学を専攻した者であって、同条に基づく学校又は公認の研究機関において助教授以上又はそれに該当する職に10年以上勤務した者
 3. 判事・検事又は弁護士職に10年以上勤務した者
 4. 産業政策・貿易振興又は関税行政分野などの高位公務員団に属する公務員の職にあった者
- ④ 委員長と委員の任期は2年であり、再任することができる。

(4) 手続きの概要



貿易委員会が特許請求範囲の解釈に関する法律の誤解に基づき、不公正貿易行為の判定における裁量権を逸脱・乱用したと判断した事例

① 事実の概要

原告は2010.5. に、被告補助参加人らが原告の特許を侵害する感光ドラムを製造、輸出するなど、「不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律」(以下、「不公正貿易調査法」という。)第4条第1項第1号の口目が禁止する知的財産侵害物品などを輸出し、又は輸出を目的に国内で製造する行為をしているとして、被告(貿易委員会)に不公正貿易調査法第10条、第11条に基づいて被告補助参加人らに対する輸出及び輸出を目的とする製造の中止など救済処置を取るようにと申請した。

被告は2010.6.1.に、不公正貿易調査法第4条及び同法施行令第3条を根拠に、被告補助参加人らに対し、調査対象期間を2007.1.1.から2010.5.31.まで、判定時限を同年11.30.とする不公正貿易行為調査開始を決定した。被告は2010.11.5.に、大韓弁理士会から推薦を受けた弁理士に、本件特許の有・無効及び被告補助参加人らが生産した調査対象物品が、本件特許の権利範囲に属するか否かについての鑑定を依頼し、その結果について提出を受けて、同年12.15.に原告及び被告補助参加人らが参加した中で技術説明を開催した後、2011.9.21.に「本件第25項の発明は比較対象発明1によって新規性が否定され、本件第26項の発明は比較対象発明1, 2によって進歩性が否定されるとし、無効事由が明らかであるため、原告の特許権行使は権利乱用に該当し許容されず、被告補助参加人らの調査対象物品の輸出や輸出する目的で国内において製造する行為は、不公正貿易調査法第4条第1項第1号の不公正貿易行為に該当しない」という理由で、原告の申請を棄却する判定を下し(以下、「本件処分」という。)、同年10.10.に原告に対しその結果を通知した。原告は2011.12.29.に、ソウル行政法院に本件処分の取消を求める訴訟を提起した。ソウル行政法院は上記の事件を2011グ合44471号で審理した後、2012.6.22.に原告の請求を受け入れ、本件処分を取り消す判決を下した。これを受けて被告参加人らが2012.7.13.に、そして被告が2012.7.16.に各々ソウル高等法院に控訴した。ソウル高等法院は、上記の控訴審事件を2012ヌ22821号で審理した後、2013.1.25.に控訴を棄却する判決を下したが、被告が2013.2.13.に、また、被告補助人らが2013.2.14.に大法院に上告した。

②大法院の判決(大法院2014.7.24.言渡し2013ド5180判決)

判示事項

画像形成装置の感光ドラムに関する特許発明登録権者である甲の外国会社が、乙の株式会社などが自身の特許を侵害するなど、「不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律」第4条第1項第1号(ロ)目で禁止する行為を行っているとし、乙会社などに対する輸出及び輸出目的の製造中止などの救済処置を申請したが、貿易委員会がこれを棄却した事案において、特許発明の特徴的な構成である「複数個の角部がある非円型横断面を持つねじれた突出部と孔」と比較対象発明のねじは、形状と相互有機的な構造などが異なり、上記の特許発明が比較対象発明によって新規性又は進歩性が否定され、特許が無効になることが明白でないにもかかわらず、甲会社の申請を棄却する処分をしたことは、特許請求範囲の解釈に関する法理の誤解に基づき、不公正貿易行為判定における裁量権を逸脱・乱用したものとして違法であるとみた。

参照条文

不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律第4条第1項第1号(ロ)目、第10条第1項、特許法第29条第1項、第2項

6.オンライン広告紛争調停委員会

(1) 設置の背景及び目的

オンライン広告の虚偽誇張、不正クリック、不当な広告契約の締結などによる紛争に対する適切な対策がなく、紛争当事者の利益侵害及び産業の信頼性低下などが憂慮され、オンライン広告の特性(広域性、少額性など)がもとで、訴訟を通じた紛争解決は時間費用の側面において非効率的であるという問題が提起された。従って、オンライン広告紛争による当事者の不満を解消するために韓国オンライン広告協会は、適切な被害救済手続きとしてオンライン広告紛争委員会を設置及び運営してきている。

(2) 適用対象

オンライン広告とは、広告を目的に自分又は財貨などに関する事項について、情報通

信ネットワークを通じて利用者、又はその他の人に広く知らせるか、提示する行為又はその情報のことをいい、インターネット広告とモバイル広告などが含まれる。利用者との双方のコミュニケーションが可能であり、時間的・空間的な制約がないために無限な情報提供が可能であることが特徴といえる。オンライン広告産業の主要構成員は、オンライン広告主、広告代行社、メディアレップ社、媒体社、アドネットワーク社、プラットフォーム社、アプリ開発社などがある。このようなオンライン広告と関連した全ての紛争がオンライン広告紛争調停委員会の調停対象となり、オンライン広告を利用した当事者(代理人含む。)は、だれでも調停申請が可能である。関連ある知的財産権は商標権である。

(3) 委員会の構成及び委員の資格基準

調停委員会は、オンライン広告に関する学識と経験が豊富で徳望を備えた専門家の中で、法学教授10名、弁護士10名、業界広告主、消費者団体など21名で構成されている。

(4) 調停手続き及び流れ図

一般的に「申請 → 受付 → 事務局の合意勧告 → 調停 → 終了」で進行される。ホームページなどを通じて紛争調停申請書を作成して委員会に提出すると、委員会事務局では担当者に割り当てる。

委員会事務局は、被申請人に申請人の調停要請内容が含まれた答弁要求書を発送し、紛争当事者が主張する内容に対する事実関係を確認する過程を行う。万一、被申請人が廃業などにより確認されない場合は、調停手続きは終了される。

委員会事務局は「オンライン広告紛争調停委員会の運営規定」第18条に基づき、紛争当事者に事実関係の確認結果を基に合意の勧告を行っている。



出所：オンライン紛争調停委員会

VI. その他の機関による解決

- 1. 韓国医療紛争調停仲裁院**
- 2. 流通紛争調停委員会**
- 3. 消費者紛争調停委員会**
- 4. 個人情報紛争調停委員会**
- 5. 防衛産業技術保護法による保護**
- 6. ソウル国際仲裁センター**

1. 韓国医療紛争調停仲裁院

(1) 設置の根拠及び目的(医療事故の被害救済及び医療紛争調停などに関する法律第19条第1項)

第6条(韓国医療紛争調停仲裁院の設立) ①医療紛争を迅速かつ公正、効率的に解決するために韓国医療紛争調停仲裁院(以下、「調停仲裁院」という。)を設立する。

第19条(医療紛争調停委員会の設置) ①医療紛争の調停や仲裁を行うために、調停仲裁院に医療紛争調停委員会(以下、「調停委員会」という。)を設置する。

医療事故被害の迅速な賠償及び経済的な負担を緩和し、医療人の安定的な診療環境の造成及び海外患者の医療紛争を円満に解決するために設置した。

(2) 適用対象及び要件

第2条(定義) この法律において使用する用語の意味は、以下のとおりである。

1. 「医療事故」とは、保健医療人(医療法)第27条第1項の但し書き又は「薬事法」第23条第1項の但し書きに基づいて、その行為が許容される者を含む。)が患者に対し実施する診断・検査・治療・医薬品の処方及び調剤などの行為(以下、「医療行為など」という。)により人の生命・身体及び財産に対し被害が発生する場合をいう。
2. 「医療紛争」とは、医療事故による争いをいう。
3. ～ 6. (省略)

法律の施行(2012年4月8日)以降、最初に終了した医療行為などによって発生した医療事故が該当する。知的財産権と間接的な関連性がある。

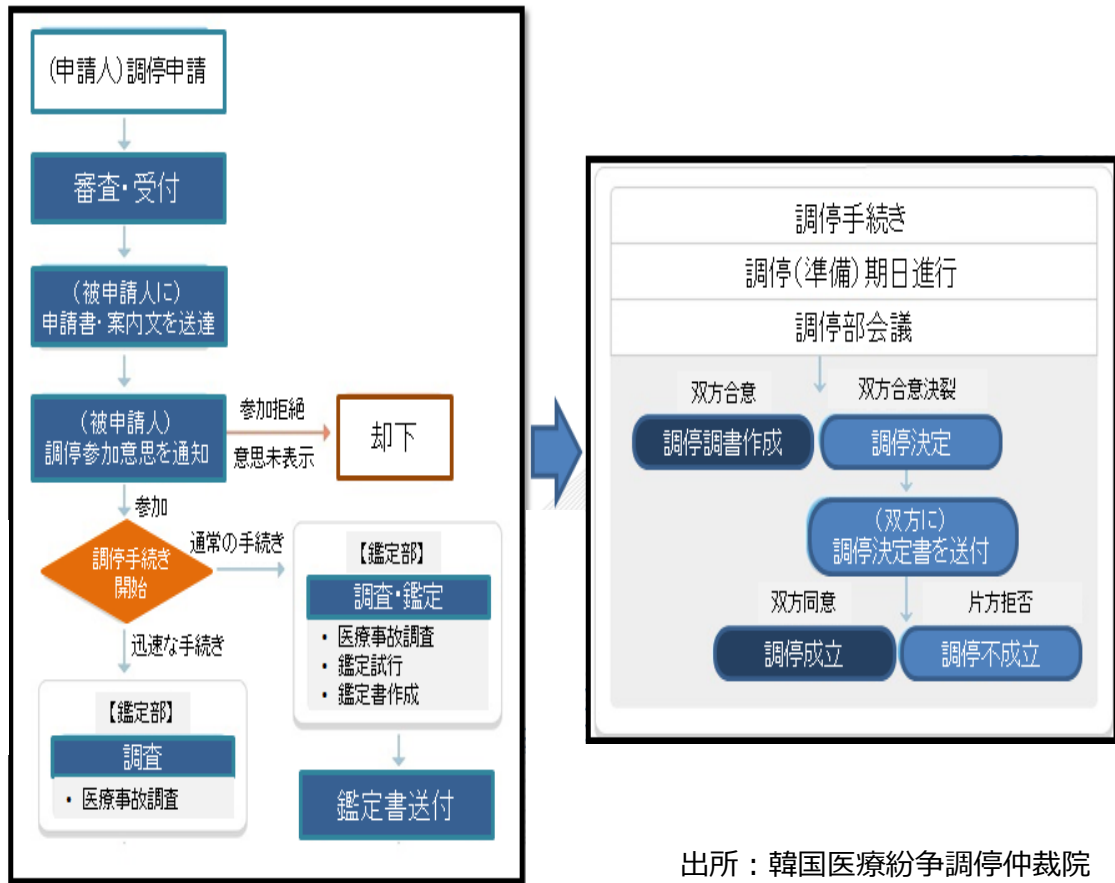
(3) 委員の資格基準(医療事故の被害救済及び医療紛争調停などに関する法律第20条)

第20条(調停委員会の構成及び運営)

①調停委員会は、委員長及び100名以上300名以内の調停委員で構成し、非常任とする。但し、第37条第2項に基づく調停調書の作成などのために常任調停委員を置くことができる。<改正2016.5.29.>

- ②院長は、次の各号のいずれかに該当する者の中から調停委員を任命又は委嘱する。
1. 調停委員定数の5分の2は、判事・検事又は弁護士資格のある者(外国の法制に関する学識と経験が豊富な者を2名以上含めなければならない)
 2. 調停委員定数の5分の1は、保健医療に関する学識と経験が豊富な者であって、保健医療人団体又は保健医療機関団体から推薦した者(外国の保健医療に関する学識と経験が豊富な者を2名以上含めなければならない)
 3. 調停委員定数の5分の1は、消費者権益に関する学識と経験が豊富な者であって、「非営利民間団体支援法」第2条に基づく非営利民間団体から推薦した者
 4. 調停委員定数の5分の1は、大学や公認の研究機関において助教授以上又はそれに相当する職にあり、又はあった者であって、保健医療人でない者
- ③委員長は、第2項の各号のいずれかに該当する資格を持つ者の中から院長の推薦により保健福祉部長官が委嘱する。
- ④委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときには、委員長が指定する調停委員がその職務を代行する。
- ⑤調停委員の任期は3年であり、再任することができる。
- ⑥調停委員会は、在籍委員の過半数の参加と参加委員の過半数の賛成により議決する。
- ⑦調停委員会の構成・運営などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

(4) 手続き概要



2. 流通紛争調停委員会

(1) 設置の根拠及び目的(流通産業発展法第36条第1項)

第36条(流通紛争調停委員会) ①流通に関し、次の各号の紛争を調停するために特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道(以下、「市・道」という。)及び市(「済州特別自治道の設置及び国際自由都市を造成するための特別法」第10条第2項に基づく行政市を含む。以下同じ。)・郡・区に各々流通紛争調停委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。<改正 2015.7.24.>

1. 登録された大規模店舗などと、近隣地域の卸・小売り業者間の営業活動に関する紛争。但し、「独占規制及び公正取引に関する法律」の適用を受ける事項は、除外する。

2. 登録された大規模店舗などと、中小製造業社間の営業活動に関する事項。但し、「独占規制及び公正取引に関する法律」の適用を受ける事項は、除外する。
3. 登録された大規模店舗などと近隣地域の住民との間の生活環境に関する紛争

流通産業の効率的な振興と均衡ある発展及び健全な商取引秩序を立てるため、紛争を調停する目的で設置した。

(2) 適用対象及び要件

登録された大規模店舗などと近隣地域の卸・小売業者間の営業活動又は中小製造業者間の営業活動に関する事項、但し、独占規制及び公正取引に関する法律の適用を受ける事項は、除外する。また、登録された大規模店舗などと近隣地域の住民との間における生活環境に関する紛争が対象となる。関連性のある知的財産権は商標権が該当する。

(3) 委員の資格基準

第36条(流通紛争調停委員会)

①(省略)

②(省略)

③(省略)

④委員会の委員は、次の各号の者となる。

1. 次の各目のいずれかに該当する者であって、当該地方自治団体の長が委嘱する者
イ.判事・検事又は弁護士資格のある者

ロ.大韓商工会議所の役員又は職員

ハ.消費者団体の代表

ニ.流通産業分野に関する学識と経験が豊富な者

ハ.当該地方自治団体に居住する消費者

2.当該地方自治団体の卸・小売業に関する業務を担当する公務員であって、その地方自治団体の長が指名する者

⑤公務員でない委員の任期は2年とする。

⑥第1項の各号に基づく大規模店舗など、営業活動及び生活環境の範囲に対しては大統領令で定める。

⑦第1項から第5項までにおいて規定した事項以外に、委員会の組織及び運営などに必要な事項は、当該地方自治団体の条例で定める。[全文改正 2013.1.23.]

3. 消費者紛争調停委員会

(1) 設立の根拠及び目的(消費者基本法第60条第1項)

第60条(消費者紛争調停委員会の設置)

①消費者と事業者間において発生する紛争を調停するために、韓国消費者院に消費者紛争調停委員会(以下、「調停委員会」という。)を設置する。

消費者の権益を増進させ、消費生活の向上を図るために、韓国消費者院に消費者紛争調停委員会を設置した。

(2) 適用対処及び要件

〈消費者基本法〉

第2条(定義) この法律において使用する用語の定義は、次のとおりである。

1. 「消費者」とは、事業者が提供する物品又はサービス(施設物を含む。以下同じ。)を消費生活のために使用(利用を含む。以下同じ。)する者又は生産活動のために使用する者であって、大統領令で定める者をいう。
2. 「事業者」とは、物品を製造(加工又は包装を含む。以下同じ。)・輸入・販売又はサービスを提供する者をいう。
3. 「消費者団体」とは、消費者の権益を増進するために消費者が組織した団体をいう。
4. 「事業者団体」とは、2以上の事業者が共同の利益を増進する目的で組織した団体をいう。

〈消費者基本法施行令〉

第2条(消費者の範囲) 「消費者基本法」(以下、「法律」という。)第2条第1号の消費者の中で物品又はサービス(施設物を含む。以下同じ。)を生産活動のために使

用(利用を含む。以下同じ。)する者の範囲は、次の各号のとおりである〈改正2007.10.31、2008.1.31、2008.2.29、2013.3.23〉。

1. 提供された物品又はサービス(以下、「物品など」という。)を最終的に使用する者。但し、提供された物品などを原材料(中間材を含む。)、資本財又はそれに準ずる用途として生産活動に使用する者は、除外する。
2. 提供された物品などを農業(畜産業を含む。以下同じ。)及び漁業活動のために使用する者。但し、「遠洋産業発展法」第6条第1項に基づき海洋水産部長官の許可を受けて遠洋魚業を行う者は、除外する。

上記の定義に該当する消費者と事業者間で発生する紛争は、消費者紛争調停委員会において審議・議決の対象となる。

(3) 委員の資格基準(消費者基本法第61条第2項)

第61条(調停委員会の構成)

①(省略)

②委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から大統領令で定めるとおりに従って、院長の推薦により公正取引委員会委員長が任命又は委嘱する。

1. 大学や公認の研究機関において助教授以上又はそれに相当する職にあり、又はあった者であって、消費者権益関連の分野を専攻した者
2. 4級以上の公務員又はそれに相当する公共機関の職にあり、又はあった者であって、消費者権益と関連した業務の実務経験がある者
3. 判事・検事又は弁護士の資格を有する者
4. 消費者団体の役員の職にあり、又はあった者
5. 事業者又は事業者団体の役員の職にあり、又はあった者
6. その他に消費者権益と関連する業務に関する学識と経験が豊富な者

③委員長は、常任委員の中から公正取引委員会委員長が任命する。

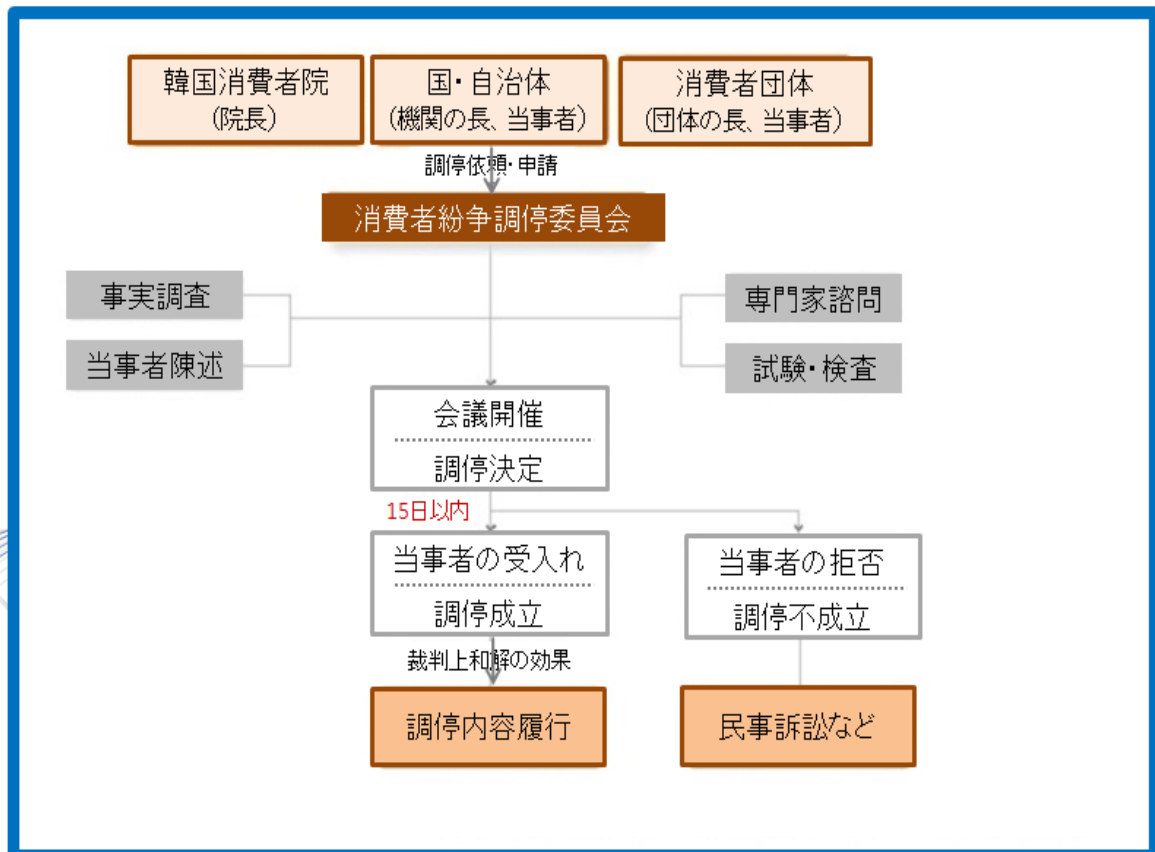
④委員長がやむを得ない事由により職務を遂行できないときには、委員長でない常任委員が委員長の職務を代行し、委員長でない常任委員がやむを得ない事由により委員長の職務を代行できないときには、公正取引委員会の委員長が指定する委員がその職務を代

行する。

⑤委員の任期は3年であり、再任することができる。

⑥～⑦ (省略)

(4) 手続き概要



出所：韓国消費者院ホームページ、韓国消費者院紹介-消費者紛争調停委員会

4. 個人情報紛争調停委員会

(1) 設置の根拠及び目的(個人情報保護法第40条第1項)

第40条(設置) ①個人情報に関する紛争の調停のために、個人情報紛争調停委員会(以下、「紛争調停委員会」という。)を設置する。

個人情報による被害は波及速度が非常に早く、原状回復が難しいという点でその他

の種類被害とは差別性を持っている。そのためより迅速かつ簡単に救済するための目的で設置した。

(2) 適用対象及び要件

第2条(定義) この法律において使用する用語の意味は、次のとおりである（改正2014.3.24.）。

1. 「個人情報」とは、生きている個人に関する情報であり、姓名、住民登録番号及び映像などを通じて個人を見分けることができる情報(当該情報だけでは特定の個人を見分けることができなくても、簡単に他の情報と結合して見分けることができることを含む。)をいう。

2. [処理]とは、個人情報の収集、生成、連携、連動、記録、保存、保有、加工、編集、検索、出力、訂正、復旧、利用、提供、公開、破棄、その他にそれと類似な行為をいう。

3. 「情報主体」とは、処理される情報により見分けることができる者であって、その情報の主体となる者をいう。

4. 「個人情報ファイル」とは、個人情報を簡単に検索できるように一定の規則に従って体系的に配列及び構成した個人情報の集合物をいう。

5. 「個人情報処理者」とは、業務を目的に個人情報ファイルを運用するために自ら、又は他人を通じて個人情報を処理する公共機関、法人、団体及び個人などをいう。

6. 「公共機関」とは、次の各目の機関をいう。

イ.国会、法院、憲法法院、中央選挙管理委員会の行政事務を処理する機関、中央行政機関(大統領所属機関と国務総理所属機関を含む。)及びその所属機関、地方自治団体

ロ.その他に国家機関及び公共団体の中から大統領令で定める機関

7. 「映像情報処理機器」とは、一定の空間において持続的に設置され、人又は事物の映像などの撮影、又はこれを有・無線ネットワークを通じて伝送する装置であって、大統領令で定める装置をいう。

定義規定によると、個人情報とは、生きている個人に関する情報であり、姓名、住民登録番号及び映像などを通じて個人を見分ける情報(当該情報だけでは特定個人を見分

けることができなくても簡単に他の情報と結合して見分けることができることを含む。)を意味する。このような個人情報と関連した紛争がその調停の対象となる。関連のある知的財産権は、商標権と著作権が問題となる可能性がある。

(3) 委員の資格基準(個人情報保護法第40条第3項)

第40条(設置及び構成)

①(省略)

②(省略)

③委嘱委員は、次の各号のいずれかに該当する者の中から保護委員会の委員長が委嘱し、大統領令で定める国家機関所属の公務員は当然職の委員となる〈改正2013.3.23.、2014.11.19.、2015.7.24.〉。

1. 個人情報保護業務を管掌する中央行政機関の高位公務員団に属する公務員として在職した者、又はこれに相当する公共部門及び関連団体の職に在職しており、又は在職した者であって、個人情報保護業務の経験がある者

2. 大学や公認の研究機関において助教授以上又はそれに相当する職に在職しており、又は在職した者

3. 判事・検事又は弁護士として在職しており、又は在職した者

4. 個人情報保護と関連した市民社会団体又は消費者団体から推薦を受けた者

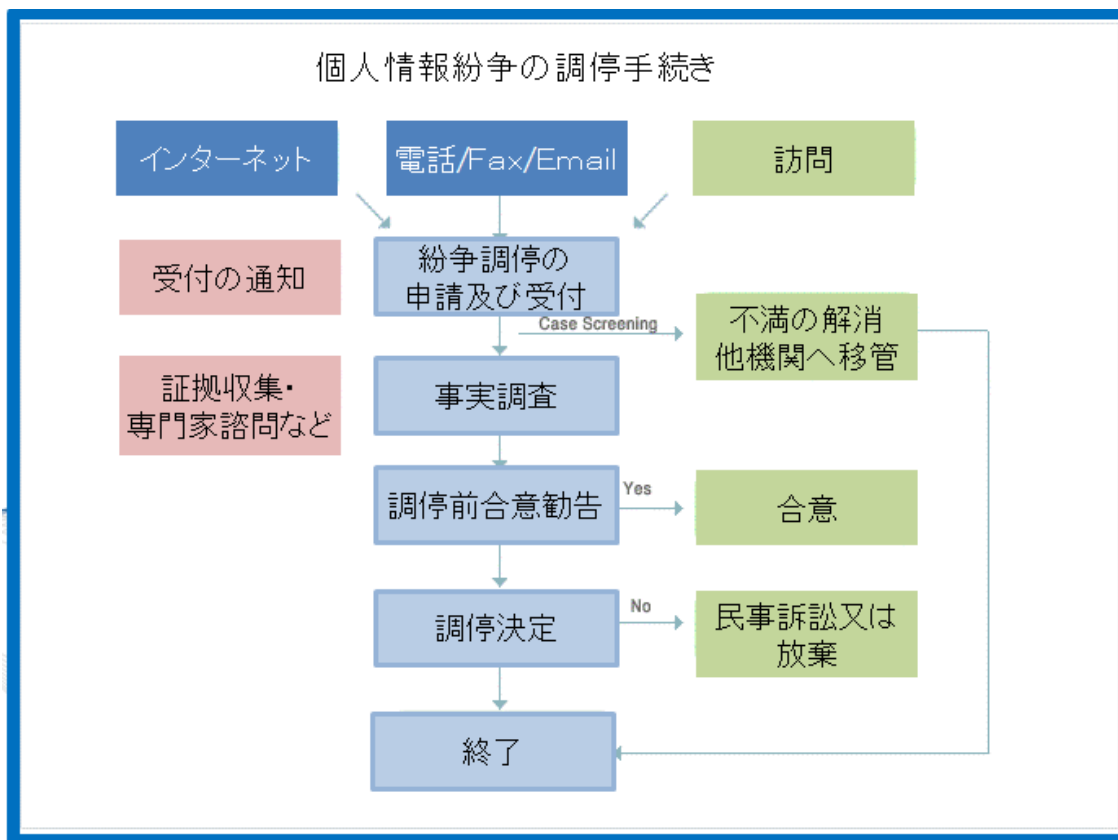
5. 個人情報処理者で構成された事業者団体の役員として在職しており、又は在職した者

④ 委員長は、委員の中から公務員でない者を保護委員会の委員長が委嘱する。〈改正2013.3.23.、2014.11.19.、2015.7.24.〉

⑤ 委員長と委嘱委員の任期は2年とし、1回に限り再任することができる〈改正2015.7.24.〉。

⑥ ～⑨ (省略)

(4) 手続き概要



出所：個人情報紛争調停委員会

5. 防衛産業技術保護法による保護

(1) 防衛産業技術の意義(防衛産業技術保護法第2条第1号)

第2条(定義) この法律において使用する用語の定義は、次のとおりである。

1. 「防衛産業技術」とは、防衛産業と関連する国防科学技術の中で国家安保などのために保護されるべき技術であって、防衛事業庁長が第7条に基づいて指定し告示したものをいう。

(2) 防衛産業技術保護委員会(防衛産業技術保護法第6条)

第6条(防衛産業技術保護委員会) ①防衛産業技術の保護に関し、次の各号の事項を審議するために、国防部長官所属として防衛産業技術保護委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

1. 総合計画及び施行計画の樹立・施行に関する事項
2. 防衛産業技術の保護に関する主要政策及び計画に関する事項
3. 第7条に基づく防衛産業技術の指定・変更及び解除に関する事項
4. その他に防衛産業技術の保護のために必要なものとして大統領令で定める事項

②委員会は、委員長1名を含む25名以内の委員で構成する。この場合、委員の中に第3項第5号に該当する者が5名以上含まなければならない。

③委員長は国防部長官、副委員長は防衛事業庁長、委員は次の各号の者となる。

1. 国防部・防衛事業庁・合同参謀本部及び各軍の室・局長級公務員又は長官級の将校の中から大統領令で定める者
2. 法務部・未来創造科学部・外交部及び産業通商資源部の室・局長級公務員であって、所属機関の長が推薦する者の中から国防部長官が委嘱する者
3. 「国防科学研究所法」に基づく国防科学研究所の長及び「防衛事業法」に基づく国防技術品質院の長
4. 防衛産業技術の保護に関する業務を遂行する大統領令で定める情報捜査機関(以下、「情報捜査機関」という。)の室・局長級公務員又は長官級の将校であって、所属機関の長が推薦する者の中から国防部長官が委嘱する者
5. 防衛産業技術の保護に関する専門知識及び経験が豊富な者であって、国防部長官が委嘱する者

④防衛産業技術の保護に関し、次の各号の事項を支援するために委員会に実務委員会を設置する。

1. 委員会の審議事項に対する事前検討
2. その他に防衛産業技術保護のために必要な実務的事項として大統領令で定める事項

⑤その他に委員会及び実務委員会の構成・運営及び委員の任期などに関して必要な事項は、大統領令で定める。

(3) 防衛産業技術の侵害(防衛産業技術保護法第10条)

第10条(防衛産業技術の流出及び侵害禁止)

何人も次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

1. 不正な方法で対象機関の防衛産業技術の取得、使用又は公開(秘密を維持しつつ、特定人に知らせることを含む。以下同じ。)する行為
2. 第1号に該当する行為が介入した事実を知って、防衛産業技術を取得・使用又は公開する行為
3. 第1号に該当する行為が、介入した事実について重大な過失と知らず、防衛産業技術を取得・使用又は公開する行為

(4) 知的財産権との関連性及び特徴

関連する知的財産権は、国防に係る発明が最も密接な関連性があるため、特許権との関連性がある。また、防衛産業技術の場合は行政法又は刑法を適用するが、民事上の規定がないというのが特徴である。

6. ソウル国際仲裁センター(SIDRC)¹⁹

(1) 設置目的

近年、国際取引が増加するにつれ、国際紛争が多く発生している。これにより国際仲裁事件も増加趨勢にある。仲裁事件では、仲裁地によって当該国の仲裁法が適用され、仲裁地の法院が仲裁手続きを監督し、仲裁地の近隣において活動する仲裁人が議長仲裁人として選任される可能性が高く、弁論方式、敗訴者弁護士費用の負担原則などの仲裁運営方法に対し多くの影響を及ぼす。従って、国際紛争が発生した場合、仲裁地の役割が重要であるとみることができる。ソウルを仲裁地に決めることは、韓国企業に対し審理期日参加時の便宜又は仲裁人及び仲裁機関との疎通側面においてメリットがある。このためにソウル国際仲裁センター(Seoul International Dispute Resolution Center, SIDRC)は、法務部、ソウル特別市、大韓弁護士協会、大韓商事仲裁院の共同支援によ

¹⁹ ソウル国際仲裁センターの協力を受けて作成された内容である。

り2013年5月27日に開所し、ソウルの国際紛争解決の主要拠点地として提示する目的で発足した。

(2) 主要業務

ソウル国際仲裁センターは、画像会議システム、文書共有システムなどの国際仲裁専門審理施設を提供する役割を果たしており、これを基に2016年現在まで40件余りの仲裁審理事件を誘致した。また、国内外の国際仲裁産業発展のために協力と、支援の一環として仲裁関連の講演又は国際会議など60件余りを誘致した。

(3) 現況

① 位置及び施設

ソウルグローバルセンタービル11階にあり、大型審理室、中型審理室、小型審理室などを備えている。

② 入居現況

- 大韓商事仲裁院(Korean Commercial Arbitration Center, KCAB)
- 国際商工会議所国際仲裁法院
(International Chamber of Commerce International Court of Arbitration, ICC ICA)
- ロンドン国際仲裁法院(London Court of International Arbitration, LCIA)
- 香港国際仲裁センター(Hong Kong International Arbitration Centre, HKIAC)
- シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre, SIAC)
- 米国仲裁協会国際紛争解決センター
(American Arbitration Association International Centre for Dispute Resolution, AAA ICDR)

③ MOU 締結の現況

- 常設仲裁法院(Permanent Court of Arbitration, PCA)

- 上海国際仲裁センター(Shanghai International Arbitration Center, SHIAC)
- 中国経済貿易仲裁委員会
(China International Economic and Trade Arbitration Commission, CIETAC)
- 世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization, WIPO)

(4) ソウル国際仲裁センターの具体的な活用方法

尖端設備が具備されている国際水準の審理室と国際仲裁機関が、ソウル国際仲裁センター内に事務所を開設して業務協力契約を締結した状態であるため、ソウルを仲裁地として選定することによりセンターの活用が可能である。また、当事者がソウルを法律的意思で仲裁地として選択する場合だけでなく、外国を仲裁地として選択する場合にも、ソウル国際仲裁センターにある常設仲裁機関の国際仲裁審理などの手続きを十分に行うことができる。仲裁地は抽象的であり仮想的な法律概念であるため、仲裁手続きを現実かつ実質的に進行する審理場所と必ずしも同一である必要がないからである。専門的な仲裁施設であるソウル国際仲裁センターを活用する場合には、仲裁手続き進行に対する専門的な支援を受けながら手続きを進めることができる。

Ⅶ. まとめ

20世紀末から知識基盤社会への変化が始まり、情報の価値が急速度に上昇している。それにより知的財産と関連した企業などは、時代に先駆けていくためにアナログ時代の技術からデジタル技術への変化とともに、著作権、デジタルコンテンツなどへの関心と財産としての管理を行っており、あらゆる技術を知的財産として権利化するために特許出願を始め、デザイン、商標などの知財権として保護され、これについて多くの投資を行った企業はグローバル企業として成長することになった。

知的財産の価値が高まることにつれて、これを保護する法律である知的財産権法が全世界において重要となった。従って、全世界において知的財産権法学者、弁理士、弁護士の数が増している。

このような知的財産権は無形の財産権である。知財権に対する伝統的な紛争解決策は、民事、刑事訴訟を通じて解決することができる。また、訴訟による解決策としては、無形の知財権という特性から、これを専門的に解決する機関である特許審判院、特許法院を通じて審決取消訴訟で解決する方策がある、そして、このような知的財産権利者の権利乱用及び並行輸入などの特徴から、商取引上の不公正が問題となる部分があるが、これと関連しては公正取引委員会の審決に対する解決策がある。

これまで、発明や著作物の創作者に独占的地位を付与し、これを通じて産業と文化を発展させるものと信じて知的財産を保護してきたが、産業構造が絶え間なく変化しており、すでに多様で複雑な紛争が発生している。

例をあげると、特許法において現在多くの企業がオープンクローズ戦略を活用している。オープンクローズ戦略とは、自社が持つ特許や営業秘密について、中心技術とそうでないものとで分離し、中心でない技術に関してはオープンして他社の市場導入障壁をなくし、市場を拡大させる一方、中心技術に関しては独占を維持して巨大となった市場における利潤を最大化する戦略のことである。オープン戦略としては、技術の標準化と無償許諾による事実標準化、ライセンスなどがある。このような戦略などは、従前の特許法では紛争が発生した場合、完全に解決することができない困難な側面があった。一方、著作権法はアナログ時代にできた法であり、現在のデジタル時代には符合しないため、あらゆる問題を起こしており、ベルン条約の制限により果敢な改正に至らず、紛争解決において現実を完全に反映することが難しい問題がある。このような部分について、

中山信弘日本東京大学名誉教授は、自分の著作権法体系書の表題として「著作権法の憂鬱」という表現をしている。

このような限界点を補完するために、代替的紛争解決制度の必要性が高くなっている。代替的紛争解決制度(ADR)は、裁判の形式性を強調する部分、一刀両断的な紛争解決方式、3審制による時間と費用が所要されるデメリットを補完し、自由な手続きに従って実情法にこだわらず、柔軟な判断基準を利用して迅速かつ低廉に紛争を処理できる制度である。

前述のとおり、韓国では知的財産権を専門的に扱うADR機関である大韓商事仲裁院、産業財産権紛争調停委員会、韓国著作権委員会、コンテンツ紛争調停委員会、インターネット住所紛争調停委員会、デザイン紛争調停委員会、産業技術紛争調停委員会、中小企業技術紛争調停仲裁委員会、配置設計審議調停委員会がある。また、知的財産権と関連したADR機関としては、韓国公正取引調停院、電子文書・電子取引紛争調停委員会、情報保護産業紛争調停委員会、言論仲裁委員会、韓国貿易委員会、オンライン広告紛争調停委員会があり、その他間接的に関連性のある機関としては、韓国医療紛争調停仲裁院、流通紛争調停委員会、消費者紛争調停委員会、個人情報紛争調停委員会、防衛産業技術保護法による防衛産業保護委員会がある。

このように韓国では知的財産権と関連した紛争が発生する場合、多様な分野の紛争調停委員会を設置し、裁判による方式以外にも多様な方策で紛争を解決できる制度的装置を構築している。しかし、現在、韓国の場合は訴訟による紛争解決方策が主に行われている。代表的なADR機関である大韓商事仲裁院の統計でも分かるように、知的財産権関連の紛争は全体紛争に比べ非常に低い割合を占めており、国政監査においても指摘される部分の一つであるが、代替的な紛争解決機関を法律に基づいて設置していても利用率が非常に低調であり、事実上有名無実な場合が多いということである。このような点を鑑みると、韓国における代替的な紛争解決制度を通じて知的財産権の紛争解決を行う場合は、かなり微弱であるように見える。

相対的に活用度が低いADR機関の利用率を高めるための方策として、何よりも重要なことは、当該機関の積極的な広報が必要であり、多くの人が紛争調停解決機関を認知し、これを活用できるようにするべきである。

韓国は技術中心の産業構造を持っており、知的財産権に関連する制度の構築及び整備が相対的に他の国よりも一層重要である。従って、知的財産権紛争解決方法に関し、当

該業界の関係者が関心を持って自身の権利を保護し、紛争が発生した場合に円満に解決できるよう、訴訟と代替的紛争解決機関を適切に活用できるようにすることが必要であるとみられる。

[参考資料]

1. ドメイン名紛争(マハモール事件)に関する判決

①ソウル中央地方法院 2010.1.13.2009 ゴ正 4348(未公開)

②ソウル中央地方法院 2010.5.19.言渡し 2010 ノ 305 判決[商標法違反]

全文

被告人：被告人

控訴人：被告人

原審判決

ソウル中央地方法院 2010.1.13.2009 ゴ正 4348 判決

主文

原審判決を破棄する。

被告人は無罪

被告人に対する本件判決の要旨を公示する。

理由

1. 本件公訴事実の要旨

本件公訴事実の要旨は『被告人は「〇〇〇」「△△△」「□□□」を運営している者であり、①2002.5.15.から 2006.5.27.までソウル市鐘路区(以下省略)所在の「〇〇〇」の事務所内で被害者公訴外 1 のサービス標登録(登録番号 1 省略)(商標名：マハ)、サービス標登録(登録番号 2 省略)(商標名：マハモール、MAHAMALL)と類似の(インターネットアドレス 1 省略)、(インターネットアドレス 2 省略)「マハモール」をインターネットブラウザのアドレスバーに入力すれば、仏教情報ポータルサイトである「△△△」を通じて仏教用品販売サイトである「□□□」につながるようリンクを張り、被害者の登録指定商品である念珠や線香、木魚など仏教用品を不特定多数を対象に月 400 万ウォン余りオンラインで販売し、上記公訴外 1 の(登録番号 1 省略)(サービス標名：マハ)、(登録番号 2 省略)(サービス標名：マハ、MAHAMALL)のサービス標権を侵害し、②2008.3.28.から同年 5.9.まで同「〇〇〇」の事務所内で公訴外 2 株式会社(インターネットアドレス 3 省略)というドメイン登録代行業者を通じて「マハモール.kr」「マハモール.com」をドメイン登録してから、上記第 1 項の記載と同じ方法で被害者のサービス標登録(登録番号 1 省略)(サービス標名：マハ)、サービス標登録(登録番号 2 省略)(サービス標名：マハモール、MAHAMALL)のサービス標権を侵害した』ということである。

2. 原審の判断

原審は、原審において適法に採択・調査した証拠により、本件公訴事実をいずれも有罪と認めた。

3. 控訴理由の要旨(法理誤解)

イ. 被告人が運営するウェブサイト「□□□」のサービス出所を表示する名称が「□□

□]であるため、たとえ被害者の登録サービス標である「マハ」「マハモール、MAHAMALL」との(インターネットアドレス 1 省略)、(インターネットアドレス 2 省略)、「マハモール」「マハモール.kr」「マハモール.com」などの本件ドメイン名を入力すれば、被告人が開設した「△△△」ウェブサイトにつながり、ここに「□□□」ウェブサイトへのリンクが張られているとしても、本件ドメイン名を上記の「□□□」ウェブサイトのサービス標として使用したと見ることはできない。

□. 被告人は、本件第①項記載の公訴事実に対し、既に確定判決を言い渡された。

ハ. 本件第①項記載の公訴事実のうち、2004.2.25.までの部分は、既に公訴時効が完成した。

4. 当審の判断

イ. 『本件ドメイン名を「□□□」ウェブサイトのサービス標として使用したと見るこ
とができない』という主張について

1) サービス標の侵害が認められるためには、サービス標の使用が前提になければないが、商標法上「商標の使用」とは、商標法第 2 条第 1 項第 6 号各目所定の行為を意味しており、ある標識の使用がこれに該当するためには、社会通念上、需要者に商品の出所を示し、自己の業務に関わる商品と他人の業務に関わる商品を区別する識別標識として機能していなければならない、こうした法理は商標法第 2 条第 3 項に基づいてサービス標の場合も同様に適用される。

従って、ドメイン名の登録使用の場合には、ドメイン名の使用態様及びそのドメイン名につながるウェブサイトの表示内容などを全体的に考慮し、取引通念上、サービスの出

所を示し、自己の業務に関わるサービスと他人の業務に関わるサービスを区別する識別標識として機能しているときには「サービス標の使用」と見ることができる。

2) 被告人に対する警察の被疑者尋問調書、公訴外 1 に対する各警察の陳述調書、告訴状に添付された事業者登録証、サービス標の登録原簿、パソコンの画面、告訴事件の補充資料(2 次)に添付されたパソコンの画面などの証拠及び記録によると、①被告人は 2000 年頃から「〇〇〇」という商号で(「マハ」は「大・多・勝」の意味がある「摩訶(マカ)」のことである。)ドメイン名「(インターネットアドレス 4 省略)」のウェブサイトを開設し、仏教関連のホームページ製作業などを営んできた者であり、2002.5. 頃から現在まで仏教情報ポータルサイトである「△△△」及び仏教用品販売サイトの「□□□」を運営している点、②インターネットブラウザのアドレスバーに本件ドメイン名を入力すれば「△△△」のウェブサイト(ドメイン名(インターネットアドレス 5 省略))につながる点、③一方、「□□□」のウェブサイトは、本件ドメイン名を入力すれば直ちにつながるのではなく、上記の「△△△」のウェブサイトのメインページ下段及び右上段にファミリーサイトとして「仏教文化商品専門ショッピングモール」という説明が添えられ、リンクが張られているだけである点、④本件ドメイン名をアドレスバーに入力して実行すればつながる「△△△」のウェブサイト及びここにリンクされてある「□□□」のウェブサイトのアドレスバーには、本件ドメイン名が表示されず、「△△△」のアドレスバーには「(インターネットアドレス 6 省略)」というドメイン名が、「□□□」のアドレスバーには「(インターネットアドレス 7 省略)」というドメイン名がそれぞれ表示される点、⑤「△△△」のウェブサイトの左上段には「△△△」という標章、「□□□」のウェブサイトの左上段には「□□□」という標章がそれぞれ表示される点、⑥被害者は被告人が「〇〇〇」「△△△」「□□□」の運営を開始した時点より遙かに遅い 2006.4.1.によろやく公訴外 3 株式会社を立ち上げ、インターネット上の仏教文化商品販売業に乗り出した点、⑦「マハ」サービス標は、公訴外 4 により仏教用品販売代行業、仏教用品販売斡旋業などを指定サービス業にして 2000.6.20.に登録され

たが、被害者は公訴外 3 株式会社を立ち上げた後の 2006.9.13.に上記のサービス標権を上記の公訴外 4 から公訴外 3 株式会社の名義に移転する一方、2008.5.2.「マハモール、MAHAMALL」サービス標を、仏教用彫刻販売代行業などを指定サービス業にして直接公訴外 3 株式会社の名義に登録した点が認められる。

3) このように、①本件ドメイン名は、最上位ドメイン名などを入力する必要がなく、ハングルなどのキーワードをアドレスバーに入力するだけで移動したいウェブサイトへアクセスできるように作ったインターネットアドレスであり、アドレスバーにドメイン名を入力して実行すればそのウェブサイトのアドレスバーにドメイン名が表示される一般的なドメイン名とは異なり、アクセスの段階で被告人が開設した「△△△」のウェブサイトにつなげるために使用されているだけで(「△△△」のウェブサイトは、仏教関連情報を提供する仏教情報ポータルサイトであり、ここで提供されているサービスは被害者登録サービス標の指定サービス業と同一・類似であるとは見ることができず、上記のウェブサイトの下段に「□□□」のウェブサイトのリンクがあるだけでは、被告人が被害者登録サービス標の指定サービス業と同一・類似のサービス業を営んだと断定することは困難である。)、さらに「□□□」のウェブサイトへアクセスするためには、上記の「△△△」のリンクを利用しなければならず、本件ドメイン名を入力したからといって「□□□」に直ちにつながるわけでもない点、②「□□□」のウェブサイトには、本件ドメイン名が表示されず、「□□□」という標章が別途に表示され、被告が提供する仏教用品販売などサービスの出所表示機能をしている点(但し、上記ウェブサイトのメインページの下段には、「○○○」と表示されているが、これは上記ウェブサイトの運営主体を表示するためのものに過ぎず、自社が運営しているサービス業と他人のサービス業を区別するために使ったもの、要するに、サービス標的使用と見ることはできない)など、記録から分かる諸事情を踏まえると、本件ドメイン名が「□□□」のウェブサイトを通じて提供される仏教用品販売サービスの出所表示として機能しているとは見ることが困難である。

4) さらに、被害者が「マハ」サービス標に対する権利を取得したのは、公訴外 4 からこれを移転してきた 2006.9.13.であり、本件公訴事実の記載によると、被告人が「マハ」サービス標と類似の本件ドメイン名を使用したのは、2002.5.15.から 2006.5.20.までであり、被害者が上記サービス標に対する権利を取得する前のことである。

「マハモール、MAHAMALL」サービス標についても、被害者は登録時点である 2008.5.2.に初めて上記サービス標に対する権利を取得したが、本件公訴事実の記載によると、被告人が「マハモール、MAHAMALL」サービス標と類似の本件ドメイン名を使用したのは、2008.3.28.から 2008.5.9.までであるため、2008.5.1.までは被害者が上記サービス標に対する権利を取得する前に本件ドメイン名を使用したことに過ぎない。

被害者が登録サービス標に対する権利を持っていない上記の期間は、被告人がこれと類似の本件ドメイン名を使用するとしても、侵害を受ける被害者のサービス標権そのものが存在しないため、被害者のサービス標権を侵害したと見ることはできない。

5) それにもかかわらず、原審は「サービス標の使用」及び「サービス標権の侵害」の意味を誤解してしまい、本件ドメイン名が仏教用品販売サービスの出所表示として機能しているか否か、そして被害者がいつからサービス標権を取得したかについて綿密に検討せず、被告人が本件ドメイン名をサービス標として使用し、被害者の登録サービス標権を侵害したと判断した。よって、原審判決にはサービス標の使用及びサービス標権の侵害に関する法理を誤解し、判決の結果に影響を及ぼした違法性があるため、被告人の上記の主張は理由がある。

□.「第①項記載の公訴事実について、既に確定判決があった」という主張について

1)告訴事件補充資料(2次)に添付された判決文(捜査記録 92 ページ)などの記録によると、被告人は「2006.4.頃から同年 5.27.まで、上記「〇〇〇」の事務所でインターネット上のハングルアドレス検索サービスを実施する「ネットピア」のアドレスバーに仏教用品を販売する通販サイトとして関連分野において広く知られている「マハモール」を入力すれば、被告人が運営する「□□□」などにつながるようにしてから、仏教用品を販売することで上記の「マハモール」の営業活動に混同をもたらし、不正競争行為をした」という不正競争防止及び営業秘密の保護に関する法律違反の公訴事実に対し、2007.10.19.にソウル中央地方法院において無罪を言い渡された。同判決は2008.3.27.に確定された事実が認められる。

2)しかし、上記の確定判決の公訴事実「インターネット上のハングルのアドレス検索サイトである「ネットピア」のアドレスバーに被害者の商号である「マハモール」を入力すれば、被告人が運営する「□□□」につながる方法」により不正競争行為を行ったということで、本件第①項に記載された公訴事実「アドレスバーに被害者の登録サービス標と類似の本件ドメイン名を入力すれば、被告人が運営する「△△△」を通じて「□□□」につながる方法」により被害者の登録サービス標権を侵害したと見られる。よって、上記確定判決の公訴事実と本件第①項記載の公訴事実、その行為の態様が異なるため、その基礎となる社会的事実関係が基本的な面において同一であるとは見ることができない。

3) 従って、被告人の上記の主張は理由がない。

八、「第①項記載の公訴事実の一部に対し、公訴時効が完成された」という主張について

1)商標権侵害による商標法違反罪は、商標法第 93 条によると法定刑が 7 年以下の懲役

又は 1 億ウォン以下の罰金となっており、刑事訴訟法第 250 条、刑法第 50 条、旧刑事訴訟法(2007.12.21.法律第 8730 号に改正される前のもの)第 249 条第 1 項第 4 号により公訴時効は 5 年となっている。

しかし、本件公訴は、2009.2.25.に提起されたことが記録上明白であり、第①項記載公訴事実に関する公訴のうち、公訴提起日から 5 年前である 2004.2.25.までの部分は、公訴時効が完成された時期に該当する。

2)にもかかわらず、原審は上記の公訴時効の完成有無について綿密に検討せず、同部分公訴事実を有罪と認めてしまったため、原審判決には公訴時効に関する法理を誤解して判決結果に影響を及ぼした違法性があり、被告人の上記の主張は理由がある。

5. 結論

つまり、被告人の控訴は理由があるため、刑事訴訟法第 364 条第 6 項に基づいて原審判決を破棄し、弁論を経て改めて以下のとおりに判決する。

無罪部分

第①項記載の公訴事実のうち、2004.2.26.から 2006.5.27.までの部分及び第②項記載の公訴事実の要旨は、上記第 1 項に該当する部分の記載と同様であり、第 4 のイ項のとおり本件公訴事実が罪にならない場合に該当するため、刑事訴訟法第 325 条前段に基づいて無罪を言い渡す。

免訴部分

第④項記載の公訴事実のうち、2002.5.15.から 2004.2.25.までの部分の要旨は、上記第 1 項に該当する部分の記載と同様であり、第 4 の八項のとおり同部分公訴事実は、公訴時効が完成された時点で該当するため、刑事訴訟法第 326 条第 3 号に基づいて免訴を言い渡さなければならないが、同部分と包括一罪で公訴提起された上記の第④項記載の公訴事実のうち 2004.2.26.から 2006.5.27.までの部分に対して無罪を言い渡した以上、主文において別途の免訴言渡しはしない。

裁判長 判事ソン・ジホ 判事ヒョン・ヨンス 判事ユン・ジスク

③大法院 2011.8.25.言渡し 2010 ド 7088 判決

全文

被告人：被告人

上告人：検事

原審判決

ソウル中央地方法院 2010.5.19.言渡し 2010 ノ 305 判決

主文

上告を棄却する。

理由

上告理由を判断する。

1. 商標権の侵害が認められるためには商標の使用が前提となるが、商標法上「商標の

使用」とは、商標法第 2 条第 1 項第 6 号各目所定の行為を意味しており、ドメイン名の使用がこれに該当するためには、ドメイン名の使用態様及びそのドメイン名につながるウェブサイトの表示内容などを全体的に踏まえたとき、取引通念上、商品の出所表示として機能していなければならない、こうした法理は商標法第 2 条第 3 項に基づいてサービス標の場合にも同様に適用される(大法院 2007.10.12.言渡し 2007 ダ 31174 判決、大法院 2008.9.25.言渡し 2006 ダ 51577 判決などを参照)。

2. 上記の法理と記録に照らして考える。

被告人は「www.mahamall.com」「www.mahamall.net」「マハモール.kr」「マハモール.com」というドメイン名と「マハモール」というハングルのインターネットドメイン名を登録し(以下、全てのドメイン名を総称して「本件の各ドメイン名」という)、インターネットユーザーがウェブブラウザのアドレスバーに本件の各ドメイン名のいずれかを入力すれば、被告人の仏教情報ポータルサイトである「寺刹ネット」につながるようリンクを張る一方、上記の「寺刹ネット」には被告人が運営する仏教用品販売サイトである「寺刹モール」へつながるようリンクを張っておいた。本件の各ドメイン名は「寺刹ネット」のウェブサイトアクセスする段階でアドレスバーにこれを入力する時に現れては「寺刹ネット」のウェブサイトにつながる過程で消えてしまい、さらに「寺刹ネット」のウェブサイトアクセスするためには「寺刹ネット」ホームページのリンク部を再びクリックしなければならない。よって、「寺刹ネット」と「寺刹モール」のウェブサイトのアドレスバーには、それぞれのドメイン名である「www.sachal.net」と「www.sachalmall.com」が表示されるだけで、本件の各ドメイン名は表れない反面、上記の各ウェブサイトの左上段にはそれぞれ「」と「」という標章が別途表示されており、被告人が提供する仏教用品販売業などサービス業の出所を表示する機能を果たしているため、本件の各ドメイン名が上記の各ウェブサイトを通じて提供されている仏教用品販売業などサービス業の出所表示の機能を果たしているとは困難であ

る。

従って、本件の各ドメイン名は、商標法上サービス標として使用されたということができないため、被告人が指定サービス業を「仏教用品販売代行業、仏教用品販売斡旋業」にする登録サービス標「」（登録番号 1 省略）又は指定サービス業を「コンピュータネットワーク上のオンライン仏教用彫刻販売代行業、仏教用彫刻販売斡旋業」にする登録サービス標「」（登録番号 2 省略）に関するサービス標権を侵害したということとはできない。

同様の趣旨から、被告人の商標法違反の点に対して無罪を言い渡した原審の判断は正当なものであるとみなされ、それに上告理由として主張するとおりのサービス標の使用に関する法理誤解などの違法性がない。

3. よって、上告を棄却し、関与大法官の一致した意見により主文のとおり判決する。

裁判長 大法官パク・シファン 大法官チャ・ハンソン

主審 大法官シン・ヨンチョル 大法官パク・ビョンデ

2. ドメイン名紛争に関する判決(ソウル地方法院 2004.01.15.言渡し 2003 ガ合 24685)

全文

原告 コマースジャパン株式会社

被告 森永製菓株式会社

弁論終結

2003.12.18.

主文

1. 原告の請求を棄却する。
2. 訴訟費用は、原告の負担とする。

請求趣旨

ドメイン名紛争調停委員会の 2003.3.24.付ドメイン名「www.morinaga.co.kr」(以下「本件ドメイン名」という)の抹消決定に基づく原告の被告に対するドメイン名抹消義務は存在しないことを確認する。

理由

1. 基礎事実

イ. 原告は、日本の和光堂から乳幼児用食品を輸入してから、国内のインターネットアドレス管理専門機関である財団法人韓国インターネット情報センターに「www.bebest.co.kr」というドメイン名を登録し、その名称で開設したウェブサイト

で上記の和光堂の商品を販売している会社であるが、2001.5.14.に上記の韓国インターネット情報センターに本件ドメイン名を登録した後、インターネットブラウザのアドレスバーにこれを入力すれば、直ちに自社の「www.bebest.co.kr」のホームページにつながるようリンク(以上のような方法によりインターネットアドレスを連結することを「フォワーディング」という)を張った(被告と紛争が発生した以降は、上記のフォワーディングを解除している)。

ロ. 被告は、1910.2.23.に現在の商号で法人を設立する以前の 1899.頃からその商号である「森永」の発音に対するローマ字表記の「morinaga」という標章を利用し、日本において各種菓子、飲料など食品を販売してきた会社であり、1989.頃から 1994.頃の間は別紙目録の第 1 乃 7 の記載と同様の商標及びサービス標を国内に登録した後、1996.頃から日本国の吉川商事を通じて、2001.頃からはマクロコムを通じて自社の商品を韓国に輸出・販売している。

ハ. 原告が財団法人韓国インターネット情報センターに本件ドメイン名を登録する時、ドメイン名に関する紛争が発生した場合に従うことになっていたドメイン名紛争調停規定(以下「本件紛争調停規定」という)は、以下のとおりである。

第 2 条(用語の定義)同規定において使用する用語の定義は、以下のとおりである。

1. 「申請人」とは、登録されたドメイン名について紛争調停を申請した者をいう。
2. 「被申請人」とは、紛争調停の申請があったドメイン名の登録人をいう。
4. 「委員会」とは、ドメイン名紛争調停委員会をいう。
6. 「調停部」とは、特定の紛争調停のために構成された 1 人の調停人又は 3 人の調停人合議体をいう。

第 3 条(紛争調停の申請)①他人のドメイン名の登録と使用により、大韓民国の法律又は大韓民国が加盟している条約に基づいて保護される権利若しくは正当な利益を侵害された者は、当該ドメイン名の抹消又は自社への移転を求める趣旨の調停を委員会に申請

することができる。

第6条(調停部の構成)②委員会は、当事者の選択により1人調停部又は3人調停部を構成する。

第8条(調停部の審理)③被申請人のドメイン名の登録又は使用が次の各号の1に該当する場合には、調停部は被申請人のドメイン名の登録又は使用により大韓民国の法律若しくは大韓民国が加盟している条約に基づいて保護される申請人の権利又は正当な利益が侵害されたものと判断できる。

1. 被申請人のドメイン名の使用が国内で登録された申請人の商標又はサービス標に関する権利を侵害する場合
2. 被申請人のドメイン名の使用が国内で広く認識されている申請人の商品又は営業との混同をもたらす場合
3. 被申請人のドメイン名の使用が国内で広く認識されている申請人の氏名、名称、商標、サービス標又は商号などに対する識別力や名声に損傷を与える場合
4. 被申請人のドメイン名が国内又は海外で広く認識されている申請人の氏名、名称、商標、サービス標又は商号など同一又は類似であり、被申請人のドメイン名の登録の主な目的が、申請人がその氏名、名称、商標、サービス標又は商号などをドメイン名として登録することを妨害するためである場合

④被申請人のドメイン名が、それが正当な権利を持っている氏名、名称、商標、サービス標又は商号と同一である、若しくは自他商品識別力のないものである、又はその他正当な使用に該当する場合には、前項の規定にもかかわらず、調停部は申請人の権利又は正当な利益が侵害されないものと判断することができる。

第12条(調停決定の効力など)①調停決定に対して不服する当事者は、その調停決定の送付を受けた日から14日以内に法院に提訴したり、当事者合意による仲裁を申請する異議申立てをしない場合には、相手方の当事者がその調停決定文を登録代行者に提出して調停決定を実行させることができる。

二. 被告は 2003.2.22.に原告が登録した本件ドメイン名が自社が登録した商標又はサービス標と同一であり、そのウェブサイトで販売する商品が登録商標の指定商品と同一又は類似であるという理由から、原告に対してドメイン名紛争調停委員会に本件ドメイン名の抹消を求める紛争調停を申請し、申請人の求めによって構成された 3 人調停部は、①本件ドメイン名の要である「morinaga」は、被告の国内登録商標と同一であり、原告が運営する専門インターネットショッピングモールである「www.bebest.co.kr」で展示又は販売される商品のジャガイモ野菜サラダ、幼児用ミルクウエハース、野菜ビスケット、カボチャ粥、米粥、にんじんクリーム粥、野菜スープ、ベビーうどん、カボチャクッキー、小ドーナッツ、野菜スティッククラッカーなども被告登録商標の指定商品と類似であるため、原告の本件ドメイン名の使用は、国内に登録されている被告の商標権に対する侵害に該当し、②被告の商標が国内需要者に広く認識されているという証拠はないが、日本需要者には広く知られている商標として認められる。原告は被告の商標と関係がない者でありながらも、日本で広く知られている商標である「morinaga」と同様、日本の商標である「wakodo」の商品を輸入して国内で販売する過程で、本件ドメイン名を登録して自社が運営する「www.bebest.co.kr」にリンク又はフォワーディングされるようにしたのは、「morinaga」商品に対する国内需要者を「wakodo」商品に誘引するための不正な目的があるものに見えるという理由から、本件ドメイン名の抹消を決定した。

ホ. 原告は、上記の決定があった日から 14 日以内に本件の訴を提起した。

[認定根拠]争いのない事実、甲第 1 乃至第 3 号証、乙第 1 乃至第 11 号証、第 18 号証の 1 乃至 11、第 42 号証、第 51 号証、第 52 号証、弁論全体の趣旨

2. 原告の請求に対する判断

イ. 原告の主張

(1)(イ)ドメイン名は、インターネット上のアドレスに過ぎず、ドメイン名の登録・使用を商標法上、商標の使用と言うことはできない。

(ロ)原告は、本件ドメイン名を使用してホームページを立ち上げ、特定商品を販売・展示しているわけではなく、本件ドメイン名をウェブブラウザのアドレスバーに入力した場合、原告が運営するウェブサイトにもフォワーディングされるようにしておいただけであるため、上記のような使用は商標法が規定する商標の使用に該当しない。

(ハ)原告が運営する「www.bebest.co.kr」のウェブサイト内に被告の商標や商号を表示したことがないため、被告の商標権或いはサービス標権(以下「商標権」という)を侵害していない。

(ニ)被告の商標である「morinaga」は、日本でよく見られる姓であるため、その商標登録は商標法上無効であるだけでなく、商標として登録されてから3年間使われず、その登録が取り消されるべきであるため、現在商標として登録されているとしても被告は原告に対して登録商標権者としての権利を主張することができない。

(2)被告の登録商標は、韓国の一般需要者に広く認識されていないだけでなく、需要者が本件ドメイン名を入力して原告のウェブサイトにもアクセスしても、原告が販売している商品は日本の和光堂の商品であることが明らかに表示されているため、商品の出所や営業主体の混同或いは被告標識の識別力や名声を損傷する恐れがない。

(3)ドメイン名は、先行して登録した者に対してその権利が認められるが、原告が先に登録した本件ドメイン名が被告の商標と同一・類似であるという理由だけでドメイン名の登録に不正な目的があると判断することはできない。

(4)被告は韓国法人ではなく、「co.kr」で終わる本件ドメイン名の登録ができないため、原告に対してその使用を禁止することができない。

□. 判断

(1)本件の紛争調停規定第8条第3項第1号(登録商標権の侵害)適用の適正性

(イ)ドメイン名の登録・使用が商標法上商標の使用に該当するか否かの判断

①元々数字の組み合わせにより表示されるコンピュータのアドレスをそれに対応する文字の組み合わせによるドメイン名として表示できるようにしたこと自体が文字からなる名称をコンピュータのアドレスとして利用し、ウェブサイトの識別力を高める意図から始まった点、ドメイン名がコンピュータのアドレスとしての機能を持っているとはいえ、現在のインターネットユーザーに対してその登録者の商号、名称、商標などを反映することもあるという事実が知られており、事実上登録者や商品、サービスを識別する機能を有する場合が多い点、このようなドメイン名の機能によりほとんどの需要者もドメイン名と商標権者を結びつけて考える傾向が高まっている点、インターネットユーザーの間では未知のホームページに移動するときに検索エンジンを使用する方法以外にも、商標の名前に「co.kr」や「.com」などを付けて調べる傾向がある点などを総合して考えると、インターネットサイトで提供する商品やサービスとは関係なく、単にアドレスを表示する手段としてドメイン名を使用する場合を除くと、ドメイン名の登録・使用は商品やサービスの出所を表示するという意味で商標法上の商標として使用できると思われる(商標法第2条第6号(八)目の広告、看板、標札に商標を表示する行為に該当する)。

②但し、ドメイン名が商標法上商標として使用できるとしても、ドメイン名の登録・使用だけで商標法上の商標的使用になるわけではなく、そのドメイン名の下で開設したウ

ウェブサイトの具体的使用態様を考慮して初めて商標法で規定している商標の使用に該当するか否かが判断できる。

ウェブサイトの使用態様は、①ドメイン名を登録するだけで、そのウェブサイトで何ら営業活動をしなない場合、②ドメイン名を登録した後、ウェブサイトを開設し、ドメイン名に含まれた登録商標の指定商品の販売と関係なく、非営利的に運営する場合、③その登録商標の指定商品と全く関係のない商品販売や運営をする場合、④その登録商標の指定商品と同一・類似の商品販売や営業をする場合に分けることができるが、上記の①乃至③の場合には、ドメイン名に商品の出所表示機能がない、又は商品の出所を混同する恐れがないため、商標法上の使用ではない、又は商標侵害に該当しないが、上記④の場合には、そのウェブサイト内に登録商標を直接表示したり、その商標と関連があるような表示をしなくても、登録商標と同一・類似のドメイン名に引かれ、そのウェブサイトを訪れた需要者としては、そのウェブサイトで販売する登録商標の指定商品と同一・類似の商品を登録商標権者の商品に誤認する余地があるため、この場合には、ドメイン名の登録・使用が商標法上の商標的使用に該当し、商標権の侵害を構成すると見られる。

(ロ)フォワーディング方式と商標的使用

原告は、本件ドメイン名をウェブブラウザのアドレスバーに入力すれば、直ちに自社が開設したウェブサイトへ移動されるようにする、いわゆるフォワーディング方式を採用しているが、同方式によるウェブサイト間の移動は、技術的に一瞬で発生するため、需要者としては本件ドメイン名を経て原告が開設したウェブサイトへ移動することに気づきにくい点、ウェブブラウザのアドレスバーに本件ドメイン名を入力した需要者は通常、その後のアドレスバーに表示されるインターネットアドレスの変動についてはあまり注意を払わず、自身がドメイン名を入力した結果として表示されたウェブサイトが探していたウェブサイトであると思しやすい点、需要者は自身が入力したドメイン名に該当するサイトから別のサイトに移動されたことに気づいても、移動されたサイトは自身が入力したドメイン名に該当するサイトと何ら経済的・人的・組織的連携があると受け

入れやすい点などを踏まえると、原告がフォワーディング方式を使用しているとしても、その実質は本件ドメイン名の下でウェブサイトを開設し、商品を販売しているものに等しいため、同方式によるドメイン名の登録・使用も商標法上商標的使用に該当する。

(ハ)本件ドメイン名の使用と商標権侵害の有無

上記のとおり、本件ドメイン名は、「www.morinaga.co.kr」であり、被告の登録商標はローマ字の「morinaga」を単独で、或いは天使模様の図案と結合して使用しており、本件ドメイン名の要である「morinaga」は、外観及び呼称の面において被告の登録商標と同一であることが認められる上、ジャガイモ野菜サラダ、幼児用ミルクウエハース、野菜ビスケット、カボチャ粥、米粥、にんじんクリーム粥、野菜スープ、ベビーうどん、カボチャクッキー、小ドーナッツ、野菜スティッククラッカーなどは、被告登録商標のうち、第 0183262 号指定商品である乾菓子、弱菓子、アイスケーキ、ビスケット、カステラ、クラッカー、クッキー、ウエハースなど及び第 0285781 号指定商品であるカステラ、ビスケット、クッキー、キャンディー、キャラメル、チョコレート、ウエハースなど並びに第 0288628 号指定商品の米、蕎麦などと材料、性質、販売先、需要者などが似ていることから、同一或いは類似の商品として認められるため、原告は被告の登録商標と同一の標章を使用してその登録商標の指定商品と同一・類似の商品を販売し、被告の登録商標権を侵害した。

(二)原告の主張に対する判断

①原告は、被告登録商標の要である「morinaga」について、日本でよく見られる姓を一般的に使用する方法で表示したものに過ぎず、商標として登録できない名称であるため、現在商標として登録されているとしても保護が受けられないという旨の主張をしているが、よく見られる姓を一般的に使用しているか否かは、上記の登録商標権の効力が及ぶ国内を基準に判断しなければならない。上記の「morinaga」という名称が日本でよく見られる姓であっても、韓国ではよく見られない姓であるため、これを前提とした

原告の主張はさらに検討する理由がない。

②また、原告は、被告の登録商標は3年間使用されていないため、登録取消の事由が発生したことから、登録取消の対象である商標権に対して原告のドメイン名の使用を禁止することはできないという旨の主張をしているが、登録商標を3年間使用せず取消の事由が発生したとしても取消審判が提起される前に再び使用を開始すれば、取消の対象にならない。上記1の口の記述とおり、被告が1996.頃から日本の吉川商事を通じて、2001.頃からはマクロコムを通じて自社の商品を韓国に輸出・販売しているため、たとえ被告が登録商標を3年間使用せず、商標登録の取消事由が発生したとしても取消審判が提起される前に被告が再び使用を開始した以上、被告の登録商標に登録取消事由があることを前提とする原告の主張はさらに検討する理由がない。

③原告は、被告が韓国法人ではないため「.co.kr」で終わる本件ドメイン名の登録が不可能であることから、原告に対してその使用を禁止できないと主張しているが、本件の紛争調停規定第8条第3項第1号は、登録商標権に基づいた妨害排除請求権の一環として登録商標と類似の名称をドメイン名に使用できないようにするだけで、被告の本件ドメイン名の登録資格とは関係がないため、原告の上記の主張はさらに検討する理由がない。

(ホ)小結

前述のとおり、原告が被告の登録商標と同一の標章を使用して登録商標の指定商品と同一・類似の商品を販売し、被告の登録商標権を侵害した以上、同登録商標権の侵害をドメイン名登録抹消決定の事由と決めた本件の紛争調停規定第8条第3項第1号に基づき、本件ドメイン名の抹消を命じたドメイン名紛争調停委員会の決定は正当である。よって、原告は本件ドメイン名の抹消義務(或いは登録代行機関の抹消処分を受け入れる義務)があり、上記委員会の登録抹消規定が不当であるために本件ドメイン名の抹消義務がないという原告の主張は、その余抹消事由の不存在の点について、さらに検討する理由がない。

3. 結論

従って、原告の本件の請求を棄却し、主文のとおり判決する。

判事 キム・ヒテ(裁判長) キム・チャングオン イ・ソクジエ

3. 不公正貿易行為に関する判決(大法院 2014.7.24.言渡し 2013 ドウ 5180)

①ソウル行政法院2012. 6. 22.言渡し2011グ合4447判決(未公開)

②ソウル高等法院 2013.1.25.言渡し 2012 又 22821 判決(未公開)

③大法院 2014.7.24.言渡し 2013 ドウ 5180

全文

原告、被上告人 キヤノン株式会社

被告、上告人 貿易委員会

被告補助参加人、上告人 株式会社ネオフォトコン外 3 人

原審判決 ソウル高等法院 2013.1.25.言渡し 2012 又 22821 判決

主文

上告をいずれも棄却する。上告費用は被告及び被告補助参加人らが負担する。

理由

上告理由について判断する。

1. 特許発明の保護範囲は、特許請求範囲に記載された事項により定められるものであり、その「記載された事項」を解釈する際には文言の一般的意味と内容を基にしながらも、発明の詳細な説明の記載と図面などを参酌して客観的・合理的にしなければならない。そして、特許請求範囲に記載された文言だけで技術的構成の具体的内容が分からない場合には、明細書のその他記載や図面を補充し、その文言が表現したい技術的構成を確定して特許発明の保護範囲を定めなければならない(大法院 2009.10.15.言渡し 2007 ダ 45876 判決などを参照)。

2. 原審は、第 1 審判決の理由を認容し、次のような趣旨で判断した。

イ. 本件特許発明(登録番号省略)の特許請求範囲第 25 項(以下「第 25 項発明」という)は、画像形成装置の感光ドラムに関するものであり、電子写真感光ドラムの回転精度を改善し、駆動力が伝わらないとき、つまり、画像の非形成期間(non-image-formation period)に主組立体と処理カートリッジ間の駆動力伝達器具のカップリング(coupling)が断絶されるようにして、処理カートリッジを主組立体から分離させる作動性を改善することなどをその目的としている。上記の第 25 項発明は、特許請求範囲の記載だけでは、その技術的構成が明確ではないため、発明の詳細な説明の記載と図面を参酌して技術的構成を確定し、その特徴的構成を比較対象発明 1 と比べてみると、第 25 項発明の特徴的構成である「複数個の端部がある非円形横断面を有するねじれた突出部と孔」と比較対象発明 1 のねじは、その形状と相互有機的構造が異なり、これにより両発明において感光ドラム(ドラム)が主組立体(装置本体)に装着され、分離される構造、感光ドラム(ドラム)が駆動力を伝達され回転する構造などにおいても相違点が見られる上、比較

対象発明 1 には第 25 項発明のこうした特徴的構成が表れていないだけでなく、これを暗示又は示唆する内容も記載されていないため、第 25 項発明は、比較対象発明 1 により新規性や進歩性が否定され、特許が無効になることが明白であると言えない。

□. また、本件特許発明の特許請求範囲第 26 項は、第 25 項発明の特徴的構成をさらに限定しているもので、上記のように第 25 項発明の進歩性が否定されて特許が無効になることが明白でない以上、やはり無効になることが明白であると思われぬ。

ハ. にもかかわらず、被告は本件第 25 項及び第 26 項の発明がその新規性又は進歩性が否定され、特許が無効になることが明白であると判断して原告の申請を棄却する本件処分を行った。これは特許請求範囲の解釈に関する法理誤解に起因し、不公正貿易行為の判定における裁量権を逸脱し、又は濫用したものであるため、違法である。

3. 原審判決の理由を前述の法理と記録に照らしてみると、原審の上記の判断は大体正当であり、さらに、上告理由の主張のように特許請求範囲の解釈と特許発明の新規性及び進歩性の判断、不公正貿易行為の判定における裁量権の逸脱及び濫用に関する法理を誤解したり、判決の理由を明かさず理由に矛盾が見られるなどの違法性がない。

よって、上告をいずれも棄却し、上告費用は敗訴者の負担にすることで関与大法官の一致した意見により、主文のとおり判決する。

大法官 キム・シン(裁判長) ミン・イルヨン イ・インボク(主審) パク・ボヨン